

建築・都市整備・道路委員会
令和6年12月16日
都市整備局

横浜市歴史的風致維持向上計画（案） の策定について

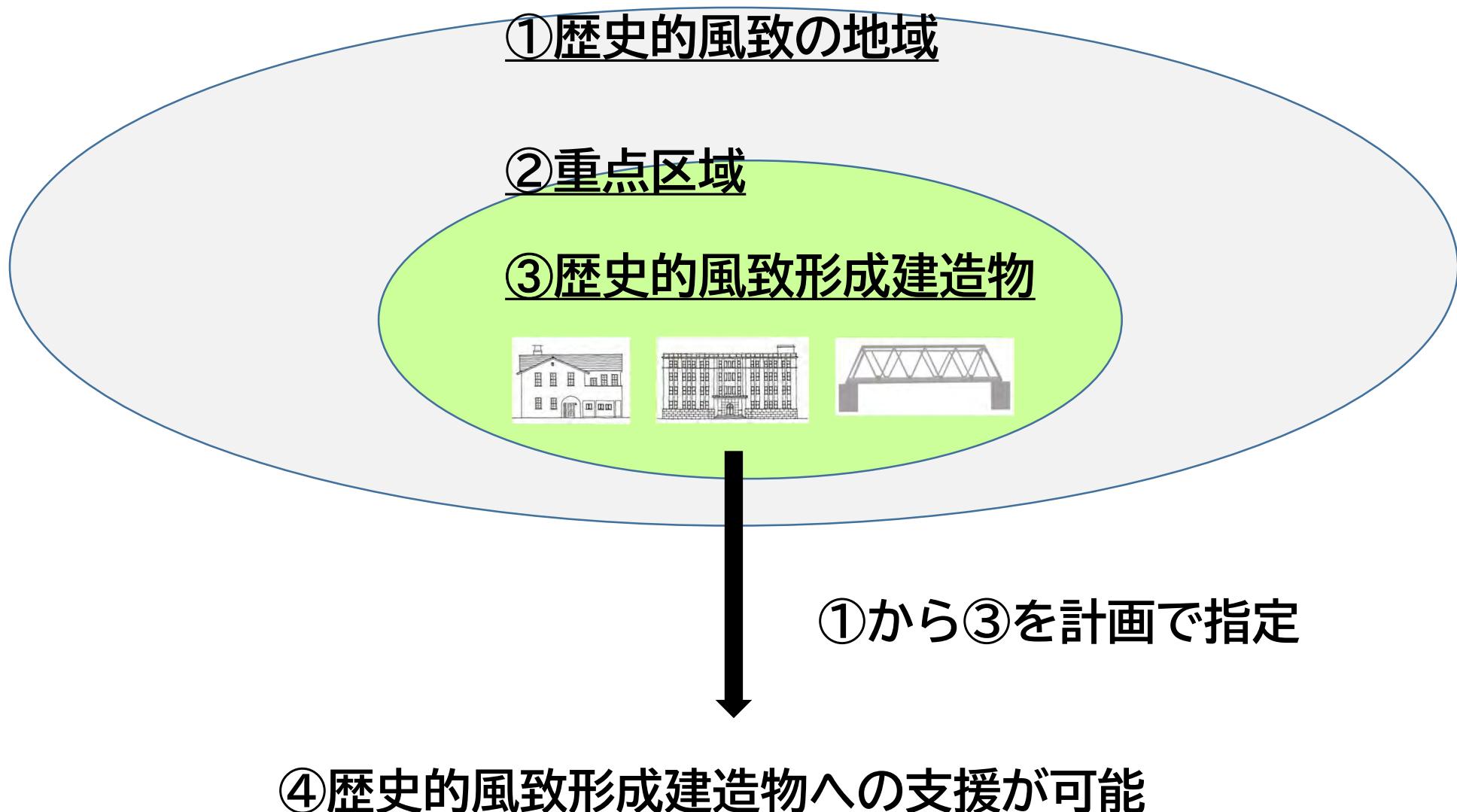
1 計画策定の趣旨

歴史まちづくり法に基づく「横浜市歴史的風致維持向上計画」の策定により、
歴史的建造物の外観改修等への持続的な支援や相続税の減税措置を導入します。

これにより、横浜に残る歴史的建造物を再生・継承するとともに、
市民や来街者の皆様による建造物の様々な活用を促進し、
横浜の魅力を感じていただけるまちづくりを進めていきます。

令和6年第2回定例会でご報告しました本計画（素案）について、
市民意見募集を実施し、いただいたご意見を踏まえ計画案を取りまとめました
ので、ご報告します。

2 計画の概要



3 市民意見募集の結果

(1) 実施概要

ア 募集期間

令和6年7月30日～8月30日

イ 周知方法

記者発表、広報よこはま、

本市HP・SNSによる発信、

リーフレット配架 (441か所、6,388部)

ウ 提出方法

横浜市電子申請・届出システム、

メール・FAX・郵送による提出



▲配架を行ったリーフレット

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

ア ご意見の提出状況

57名、134件のご意見が寄せられました。

イ 主なご意見の種別、意見数及び割合

種別	意見数	割合
(ア) 個別の建造物等に係る要望	24件	18.0 %
(イ) 歴史文化とのタッチポイントづくり、情報共有	20件	14.9 %
(ウ) 支援措置の実施、拡充等	14件	10.5 %
(エ) 歴史的風致の拡充、追記修正	13件	9.8 %

3 市民意見募集の結果

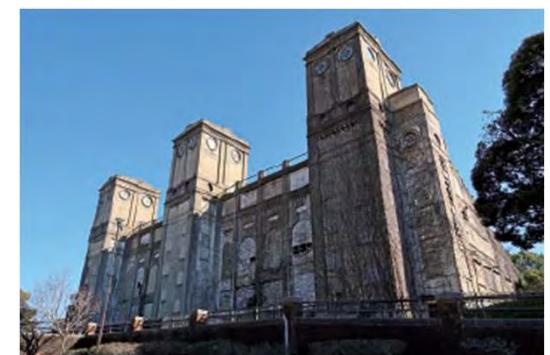
(2) 実施結果

ウ 主なご意見の内容（抜粋）

（ア）個別の建造物等に係る要望（24件：18.0%）

● 「旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用の推進（7件）」

- ・根岸森林公园の馬見所は地域にとって魅力的なランドマークであり、今後とも活かして頂きたい など



● 「山手区域内の西洋館の保全活用の充実（6件）」

- ・取壊し予定の建物が救われた例がある一方、西洋館が日々減っていることは知られていない など

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

ウ 主なご意見の内容（抜粋）

(1) 歴史文化とのタッチポイントづくり、情報共有（20件：14.9%）

● 「若年層や学生など普及啓発の拡大（6件）」

- ・親世代が興味を持つことで、子どもへ歴史文化の大切さを伝えていくことができるため、身近で行われるイベント等に参加したい など

● 「SNS・VR等を活用した広報の拡大（3件）」

- ・歴史資産の魅力をわかりやすく伝えられるよう、SNSでのショートムービーの活用などの広報を期待している など

● その他意見（10件）

- ・郊外区での歴史を訪ねるウォーキングなども、「歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり」として掲載してほしい など

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

ウ 主なご意見の内容（抜粋）

(ウ) 支援措置の実施及び拡充等（14件：10.5%）

● 「税負担の軽減、助成金の交付・拡充（8件）」

- ・個人負担の下では歴史的資産は無くなってしまうため、相続税や固定資産税など税負担を減らして欲しい
- ・外壁の補修などに対し、補助金を出していただきたい など

● 「相談対応やマッチング等の支援（3件）」

- ・修理や保存に悩んだ所有者が相談できる窓口を設置した上で、修理可能な技術者や専門家の紹介まで出来ると良い など

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

ウ 主なご意見の内容（抜粋）

(I)歴史的風致の拡充、追記修正（13件：9.8%）

- ・全ての歴史的風致の地域に共通し、横浜から発祥したものが、全国へ伝播していったという視点を重視し、記述を加えていただきたい
- ・建造物の一部や橋梁の親柱、ブラフ積み擁壁のように、一つ一つは小規模で、指定・認定に至らない歴史資産が地域に点在することによって、歴史的風致の向上に貢献していることについて記述すべきなど

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

工 ご意見への対応

対応		意見数	割合
反映	ご意見の趣旨を踏まえ計画案に反映したもの	26件	19.4%
包含・賛同	ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの 素案に賛同いただいたもの	39件	29.1%
参考	今後の取組等の参考とさせていただくもの	67件	50.0%
その他	本計画に関する質問 本計画に関連しない意見・要望等	2件	1.5%
計		134件	100%

3 市民意見募集の結果

(2) 実施結果

エ ご意見への対応（抜粋）

ご意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映したもの（26件：19.5%）
のうち主なものは、以下のとおり

3章：維持向上すべき歴史的風致

→ 各歴史的風致の地域において、横浜で発祥し国内へ波及した文化や技術
（近代スポーツ、ガス灯等）について追記 など

5章：重点区域の位置及び区域

→ 山手区域について、旧根岸競馬場一等馬見所を含む根岸森林公园まで拡大
（詳細は次ページ以降）

7章：歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

→ 「歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業」にまちあるきを追記
など

4 旧根岸競馬場一等馬見所に係る変更点

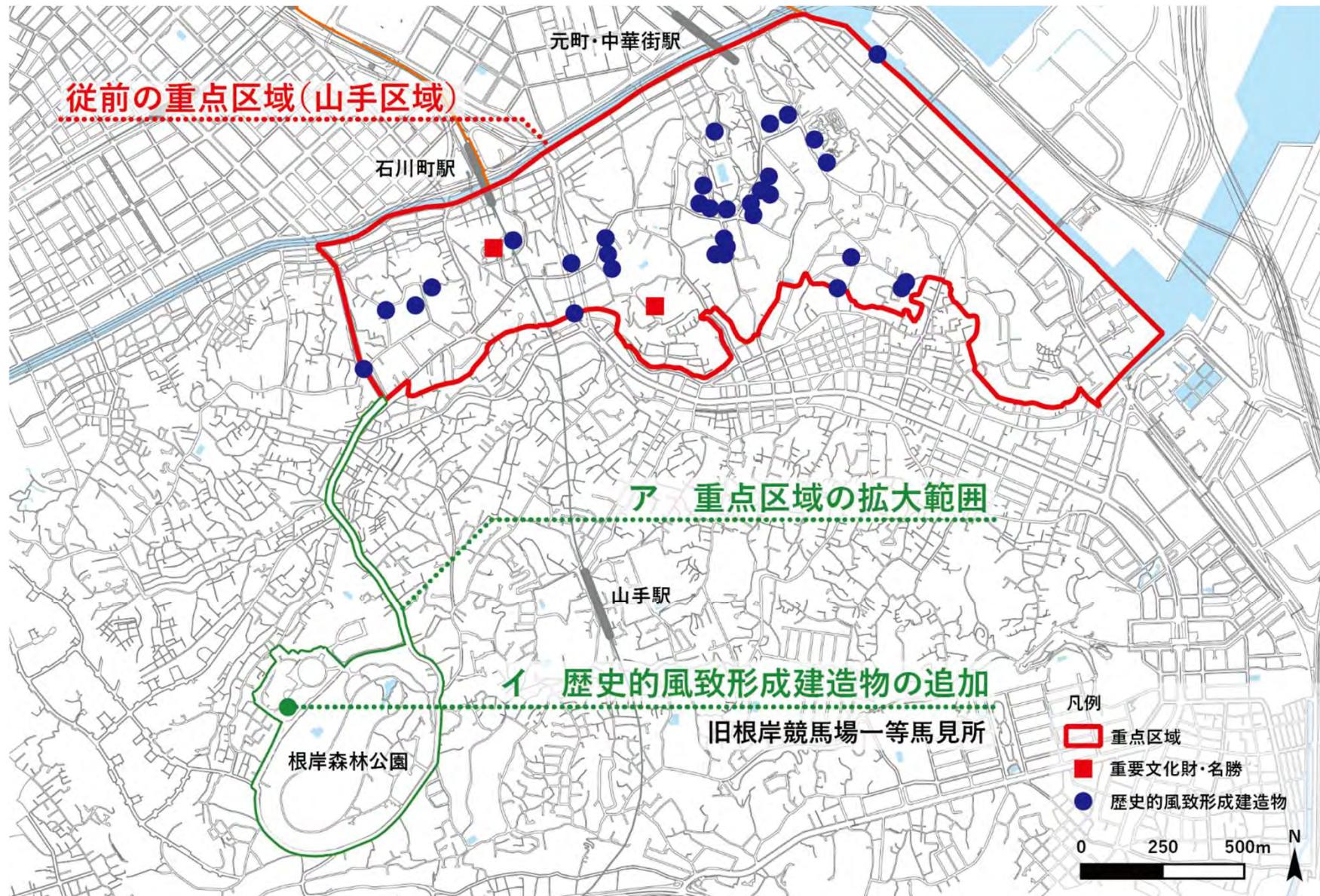
旧根岸競馬場一等馬見所に関して、

- ① 現在検討中の「新たな地震防災戦略」の取組の一つに位置付けられ、貴重な地域資産の地震による倒壊・滅失を防ぎ、後世に残していくため、今後耐震改修工事を実施予定であること
- ② 今回の市民意見募集で保全活用の推進の多くのご意見をいただいたこと
- ③ 既に歴史的風致の地域内であること

を踏まえ、国費の活用を図れるようにするため、
次の変更を行いました。

4 旧根岸競馬場一等馬見所に係る変更点

- ア 「重点区域（山手区域）」を根岸森林公园まで拡大
- イ 「歴史的風致形成建造物」に旧根岸競馬場一等馬見所を追加



5 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月16日	<u>市会常任委員会</u> （計画案、市民意見募集結果）
<u>令和7年 1月</u>	<u>国への計画認定申請</u>
<u>3月</u>	<u>計画認定</u>

横浜歴史的風致緑地回廊計画

Plan for historic landscape maintenance and improvement in Yokohama-City

2025

—

2034

(終)



目次

<u>序章 計画の策定にあたって</u>	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	3
<u>1章 横浜市の歴史的風致形成の背景</u>	5
1. 自然的環境	5
(1) 位置	5
(2) 地形・地質	6
(3) 水系・緑環境	9
(4) 気象	10
2. 社会的環境	11
(1) 市域の変遷	11
(2) 土地利用	15
(3) 人口動態	16
(4) 交通機関	17
(5) 産業	19
(6) 観光	20
3. 歴史的環境	21
(1) 歴史	21
(2) 歴史資産	30
(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物	35
4. 文化財等の分布状況	37
(1) 横浜市の文化財等の状況	37
(2) 横浜市の文化財等の特徴	38
(3) 主な国指定等文化財	39
(4) 主な県指定等文化財	41
(5) 主な市指定等文化財	42
(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）	43
(7) 特產品・工芸品・料理等	45
<u>2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針</u>	47
1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯	47
2. 歴史を生かしたまちづくりの課題	51
3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針	54
4. 各方針に基づく施策	55

3章 維持向上すべき歴史的風致	61
1. 横浜市における歴史的風致の考え方	61
2. 歴史的風致の分布状況	62
3. 維持向上すべき歴史的風致	63
(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致	63
(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致	88
(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致	103
4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	117
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	117
(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足	117
(2) 増加する歴史的建造物候補への対応	117
(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応	117
(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携	117
2. 既存計画（上位・関連計画）	118
(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）	119
(2) 横浜市中期計画 2022～2025	121
(3) 横浜市都市計画マスターplan	125
(4) 横浜市景観計画	127
(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン	130
(6) 横浜市文化財保存活用地域計画	133
(7) 横浜市水と緑の基本計画	137
(8) 横浜市観光・MICE 戰略	144
(9) 第4期横浜市教育振興基本計画	145
(10) 横浜市防災計画	148
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	149
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	150
5章 重点区域の位置及び区域	151
1. 重点区域設定の考え方	151
2. 重点区域の位置及び範囲	154
(1) 関内区域	154
(2) 山手区域	156
(3) みなとみらい21区域	158
(4) 三溪園周辺区域	160
3. 重点区域の設定の効果	162
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	163
(1) 都市計画	163
(2) 横浜市都市計画マスターplan	166

(3) 横浜市景観計画	168
(4) 屋外広告物条例	172
6章 文化財の保存又は活用に関する事項	173
1. 横浜市全体に関する事項	173
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	173
(2) 文化財の修理・整備に関する方針	173
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	173
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	174
(5) 文化財の防災に関する方針	174
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	174
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針	175
(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針	175
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	175
2. 重点区域に関する事項	178
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	178
(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画	178
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	179
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	180
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	180
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	181
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	181
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	181
7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	183
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	183
2. 事業	184
8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	217
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	217
2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準	217
3. 歴史的風致形成建造物	218
4. 歴史的風致形成建造物の指定候補	225
9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	227
1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	227
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針	227
3. 届出不要の行為	227

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 計画の策定体制
4. 計画策定の経緯

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

横浜には、開港を物語る明治から昭和初期にかけて建てられた近代建築、中世における鎌倉文化や近世における宿場や農村の姿を伝える民家や社寺などの歴史資産が豊富にある。これらの歴史資産は、横浜の都市の系譜や歴史的背景を物語り、都市の景観や街の風景、環境を創るうえで重要な役割を持っている。それらの歴史資産とともにある人々の営みや活動、地域で守り伝えてきた祭事などは、都市の魅力や個性を形成するうえで欠かすことのできないものである。これらを活かし歴史の奥行きと深みのあるまちづくりを推進することは、市民生活に潤いとゆとりを生み地域への愛情を育むと共に都市全体の活力向上に結びつく大切な取組である。

横浜市では上記の考え方を基に、「歴史資産」を歴史的な価値のみではなく、都市の魅力や個性を形成する様々な価値をもつ重要な存在としてとらえ、歴史資産の保全活用を核とした歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。しかし、昭和63年（1988）の「歴史を生かしたまちづくり要綱」と「横浜市文化財保護条例」の施行から38年が経過し、社会環境の変化によって、歴史資産の所有者負担の増加、活動の担い手や支援策の不足、まちづくりへの展開の不足など、課題が顕在化してきている。

このような状況を踏まえ、歴史資産を適切に保全活用し地域の個性・魅力の核としていく取組を促進すると共に、歴史に触れるきっかけを創出していくことで、歴史的風致の維持向上を通じて横浜らしい豊かさを感じられるまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」）」に基づき、「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定することとした。

本計画を策定することにより、歴史を生かしたまちづくりに関する理念や方針をさまざまな主体と共有しながら、協働した取組を促進するとともに、その取組に資する歴史的風致を維持向上させる事業を推進していくものである。

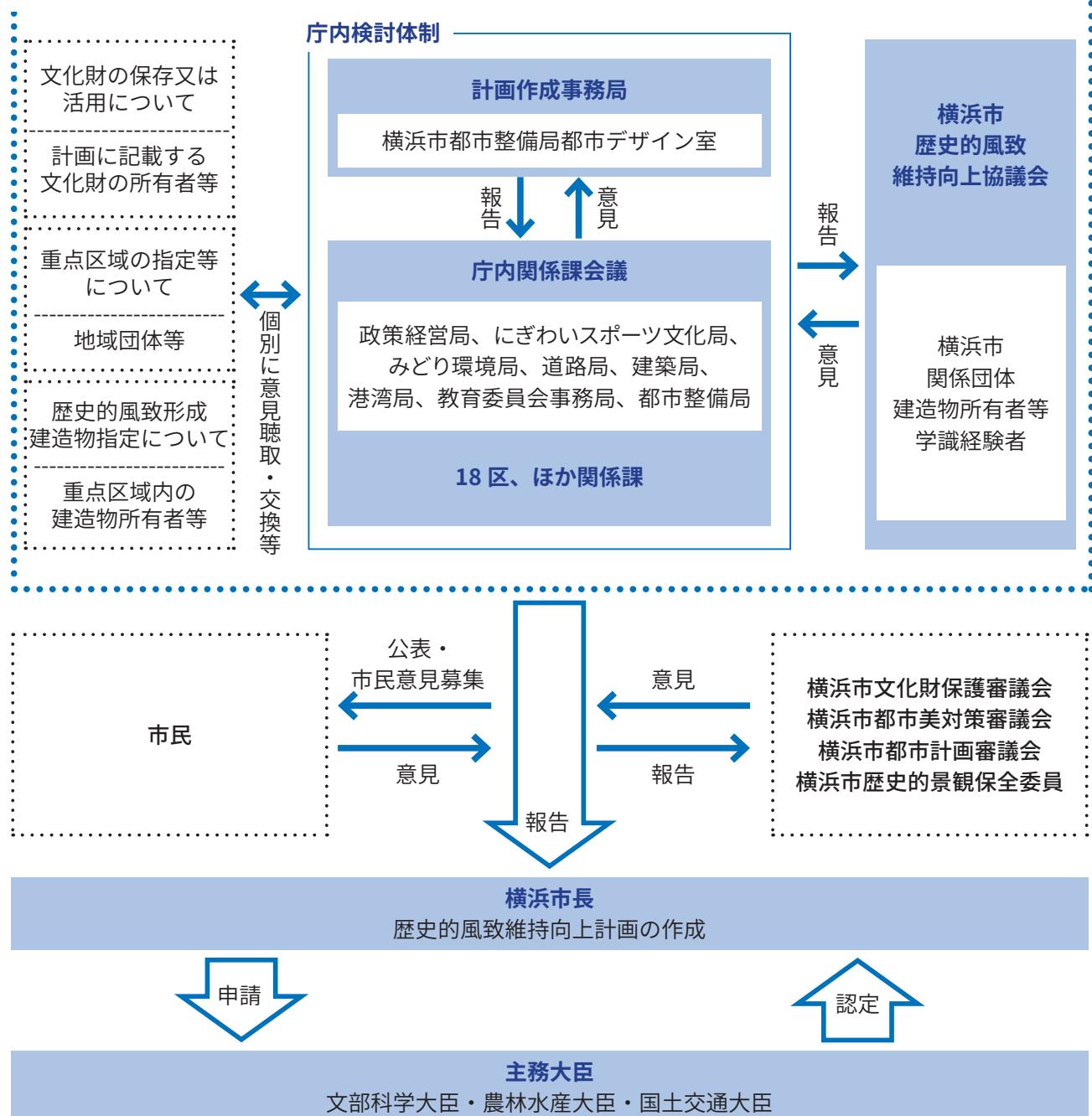
2. 計画期間

本計画は、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間を計画期間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「横浜市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画内容について協議・検討を行った。また、都市景観に関する審議を行う「横浜市都市美対策審議会」や文化財の保存及び活用の審議を行う「横浜市文化財保護審議会」等の計画策定に関する審議会に検討状況等の報告を行った。

横浜市歴史的風致維持向上計画作成体制



横浜市歴史的風致維持向上協議会委員名簿（令和5年12月20日から令和8年3月31日まで）

区分	氏名	所属
関係団体	今富 雄一郎	公益財団法人三溪園保勝会 業務執行理事兼副園長
	白川 葉子	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス 理事
	原 信造	山下公園通り会 会長
学識経験者	後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
	鈴木 伸治	横浜市立大学 教授
横浜市	教育委員会事務局生涯学習文化財課長	
	にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光振興・DMO地域連携課長	
	みどり環境局戦略企画課担当課長	
	都市整備局都市デザイン室長（事務局）	

※令和6年（2024）4月1日時点、敬称略、各区分五十音順

4. 計画策定の経緯

年 月	会議等
令和5年12月	第1回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年3月	第2回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年4月	横浜市都市美対策審議会（報告）
令和6年5月	第3回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和6年6月	横浜市文化財保護審議会（審議）
	横浜市都市計画審議会（報告）
令和6年7月	市民への意見募集
令和6年11月	第4回 横浜市歴史的風致維持向上協議会
令和7年1月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定申請
令和7年3月	横浜市歴史的風致維持向上計画の認定

1

1章 横浜市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境
2. 社会的環境
3. 歴史的環境
4. 文化財等の分布状況

1章 横浜市の歴史的風致形成の背景

1.自然的環境

(1) 位置

横浜市は、神奈川県の東部に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市（東京都）・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接している。横浜市の中心部から東京都心部までは、約 30 キロメートルである。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。総面積は、438.01 km²（令和 4 年（2022）現在）で、これは東京 23 区の約 7 割にあたる。



横浜市の位置



横浜市の市域

(2) 地形・地質

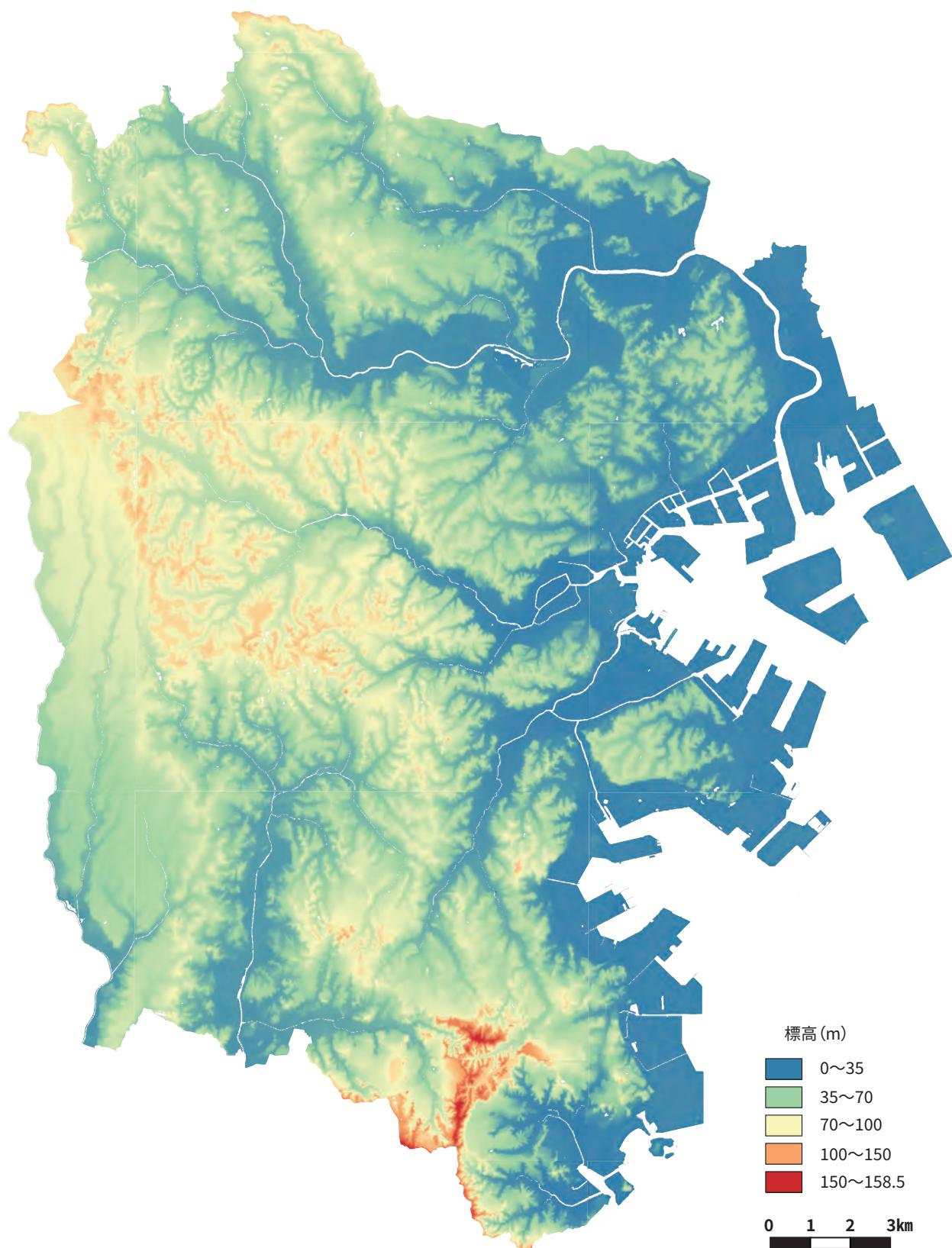
横浜市は約377万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺など、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有している。

横浜市の地形は、東部を下末吉台地、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、西部は相模原台地により形成されている。また、鶴見川、境川、柏尾川といった複数の都市を流れる河川や、多摩・三浦丘陵の丘の縁などによって、広域的にも連続した水・緑環境を有している。

横浜市の地質は、新世代第四紀以降の堆積岩で構成され、市域最古の地層は、約250～40万年前に形成された海底の砂や泥が堆積してできた「海成層」である。そのまわりには、約60万年前以降の気候変動によって海面の下降と上昇が繰り返されたことで形成された「海成・非海成混合層」が不整形にとりつく。河川や海岸周辺の低地は、「河川・海岸平野堆積物」で構成されている。



横浜市周辺の地形
(横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改訂版)より)



横浜市の地形
(基盤地図情報数値標高データより作成)



凡 例	岩 相	地質時代
■	盛り土・埋立地・干拓地	新生代 第四紀 完新世
■	堆積岩 谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物	新生代 第四紀 完新世
■	堆積岩 自然堤防堆積物	新生代 第四紀 完新世
■	堆積岩 海岸・砂丘堆積物	新生代 第四紀 完新世
■	堆積岩 段丘堆積物	新生代 第四紀 後期更新世中期～後期更新世後期
■	堆積岩 非海成層	新生代 第四紀 更新世 後期チバニアン期
■	堆積岩 汽水成層ないし海成・非海成混合層	新生代 第四紀 後期更新世
■	堆積岩 汽水成層ないし海成・非海成混合層	新生代 第四紀 更新世 後期チバニアン期
■	堆積岩 汽水成層ないし海成・非海成混合層	新生代 第四紀 更新世 ジェラシアン期～前期チバニアン期
■	堆積岩 海成層	新生代 第四紀 更新世 ジェラシアン期～前期チバニアン期
市域外	堆積岩 段丘堆積物	新生代 第四紀 後期更新世前期
	堆積岩 海成層 砂岩泥岩互層	新生代 新第三紀 中新世 メッシニアン期～鮮新世
	堆積岩 海成層 磯岩	新生代 新第三紀 中新世 後期ランギアン期～トートニアノ期
	付加体 海成層 砂岩 前期中新世後期～中期中新世付加体	新生代 新第三紀 中新世 後期バーディガリアン期～後期サーラバリアン期
	付加体 砂かち砂岩泥岩互層 後期中新世～前期鮮新世付加体	新生代 新第三紀 中新世 トートニアノ期～鮮新世 ザンクリアン期
	火成岩 安山岩・玄武岩質安山岩 溶岩・火碎岩	新生代 新第三紀 中新世 メッシニアン期～鮮新世

地質図
(産総研地質調査総合センター「20万分の1日本シームレス地質図V2」GISデータを加工)

(3) 水系・緑環境

横浜市内には多くの河川があり、鶴見川、帷子川、入江川、滝の川、大岡川、宮川、侍従川が東京湾に注ぎ、柏尾川を支川に持つ境川が相模湾に注いでいる。

この中で鶴見川流域と境川流域（柏尾川流域を含む）を除く、4つの流域（帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域）と直接海域に注ぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっている。また、河川にはたくさんの水路が注いでおり、これらの河川や水路が住宅域の奥深くまで入り込み、水路－河川－海域とつながり市民が身近に感じることができる水の軸となっている。

河川の源流・上流域から中流域にかけては、まとまりのある樹林地、農地がある子どもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区といった地区があり、これらを「緑の10拠点」としている。

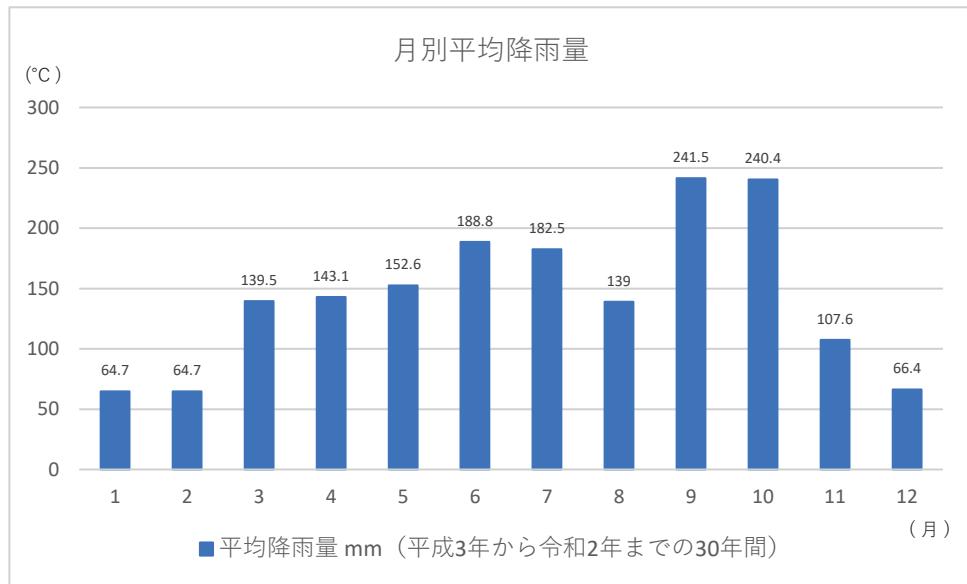
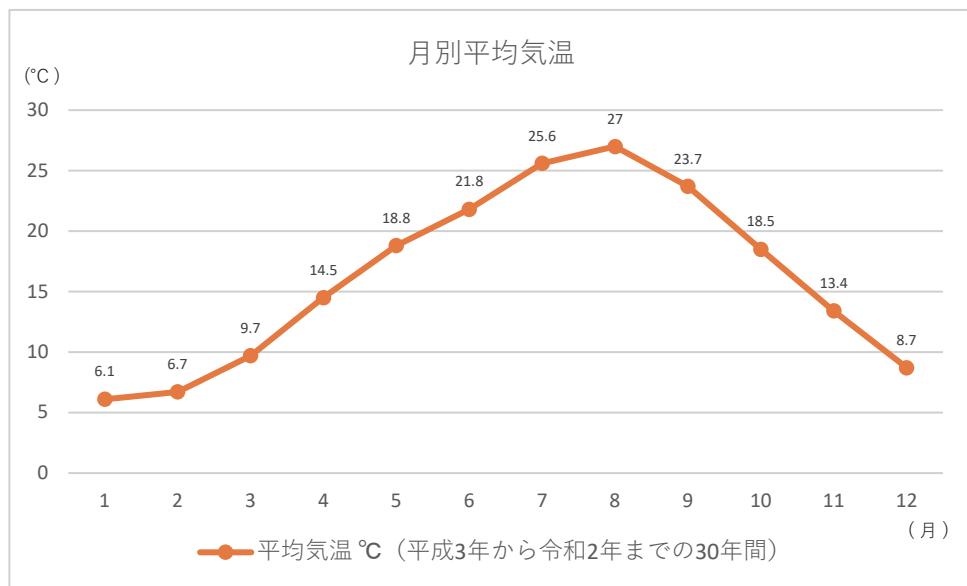


主な河川と特徴ある緑
(横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改訂版)より)

(4) 気象

横浜市は、日本列島の太平洋岸に位置し、比較的穏やかな気候である。横浜市の近年30年間（平成3年（1991）から令和2年（2020）まで）の年平均気温は16.2°C、年間平均降雨量は1730.8mmとなっている。

春から秋にかけては穏やかな気候、夏は高温多湿、冬は、乾燥し寒くなるが、雪が降ることは稀である。



2.社会的環境

(1) 市域の変遷

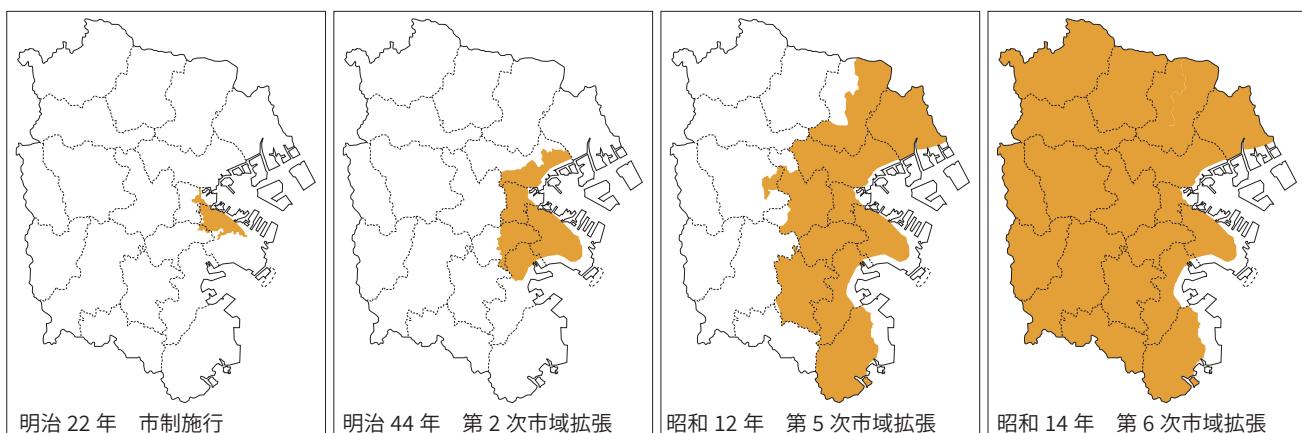
横浜市は、明治 22 年(1889)4 月 1 日に市制を施行して誕生した。その市域は現在の中区のうち、本牧、根岸を除いた狭い区域であり、面積は 5.4 km²で人口は約 12 万人であった。

明治 34 年(1901)に第 1 次市域拡張を行い、久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橘樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部を合併し、明治 44 年(1911)に第 2 次市域拡張を行い橘樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部を合併し、昭和 2 年(1927)4 月 1 日に第 3 次市域拡張を行い、橘樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、西谷村、久良岐軍大岡川村、日下村、屏風浦村を合併した。同年 10 月 1 日に区制を施行し、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区の 5 区を設置した。

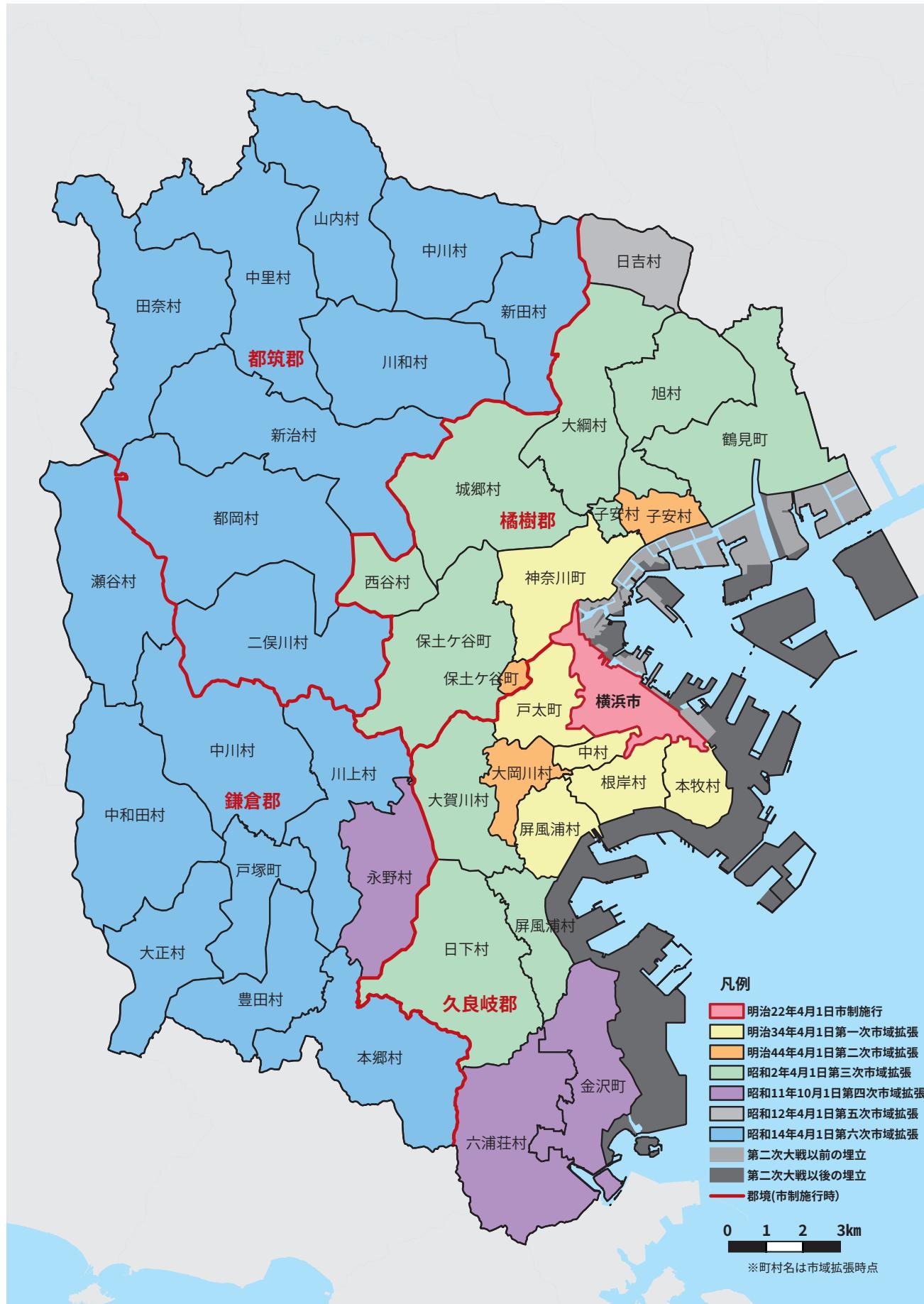
その後、昭和 11 年(1936)10 月 1 日に第 4 次市域拡張を行い久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村を合併し、昭和 12 年(1937)4 月 1 日に第 5 次市域拡張を行い橘樹郡日吉村の一部を合併した。昭和 14 年(1939)4 月 1 日に第 6 次市域拡張を行い都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村を合併して、港北区と戸塚区を新設した。その結果、7 区制となり、面積は 400.97 km²、人口は約 95 万人、市域はほぼ現在の区域となった。

また、昭和 18 年(1943)に中区の区域を変更して南区を、昭和 19 年(1944)に中区の区域を変更して西区を新設した。さらに、昭和 23 年(1948)に磯子区の区域を変更して金沢区を新設し、10 区制となった。

昭和 44 年(1969)以降は廃止新設方式により行政区再編を実施し、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区を再編成し、それぞれ港南区、旭区、緑区、瀬谷区を新設した。昭和 61 年(1986)には、戸塚区が再編成され泉区と栄区を新設した。平成 6 年(1994)に港北区と緑区が再編成され青葉区と都筑区を新設し、現在の 18 区制となった。令和 4 年(2022)現在、面積は 438.01 km²、人口は約 377 万人である。



横浜市域の変遷
(市政記録 2022 年版より)



行政区域の変遷と区系図

年月日

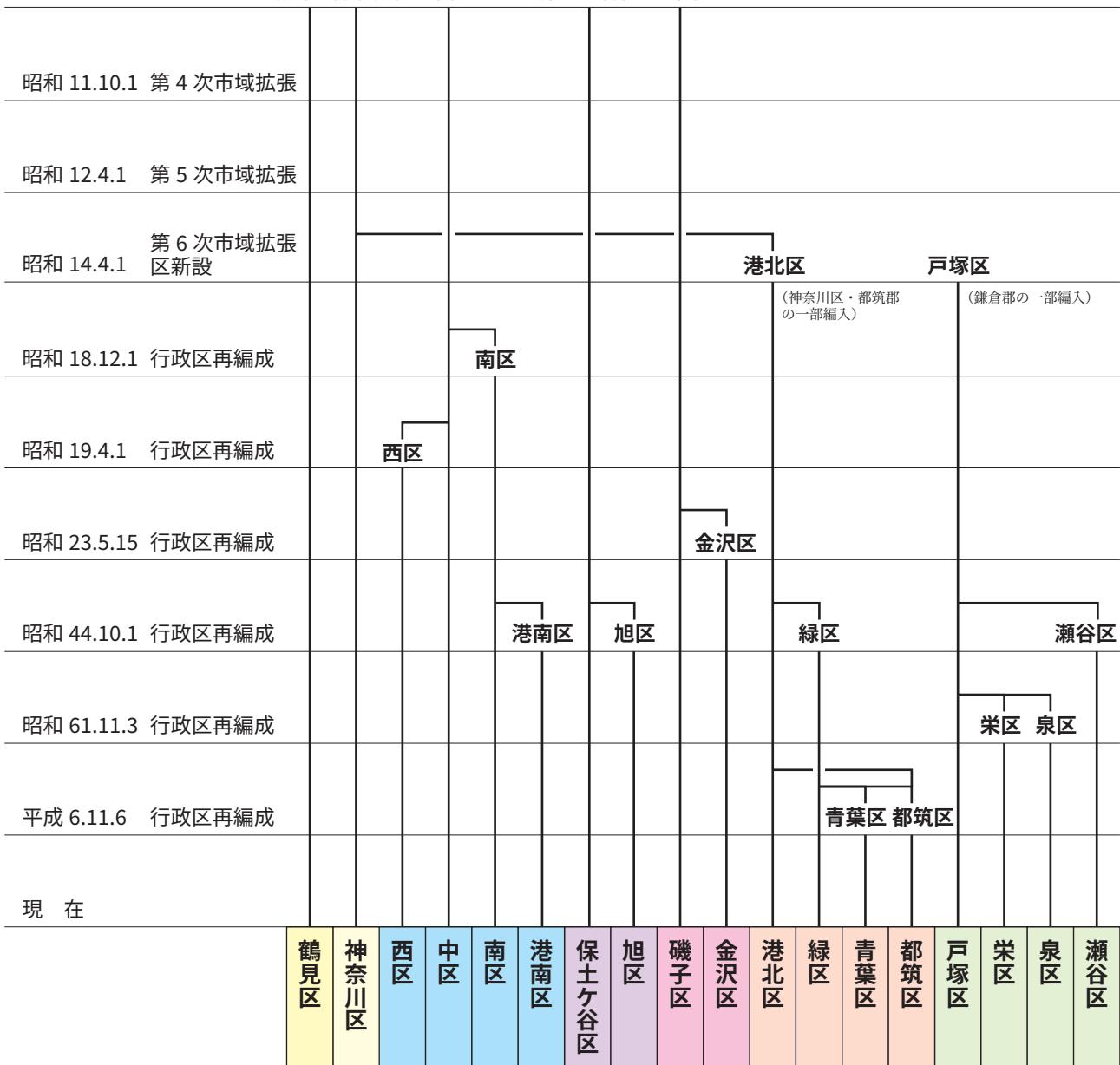
明治 22.4.1 市制施行

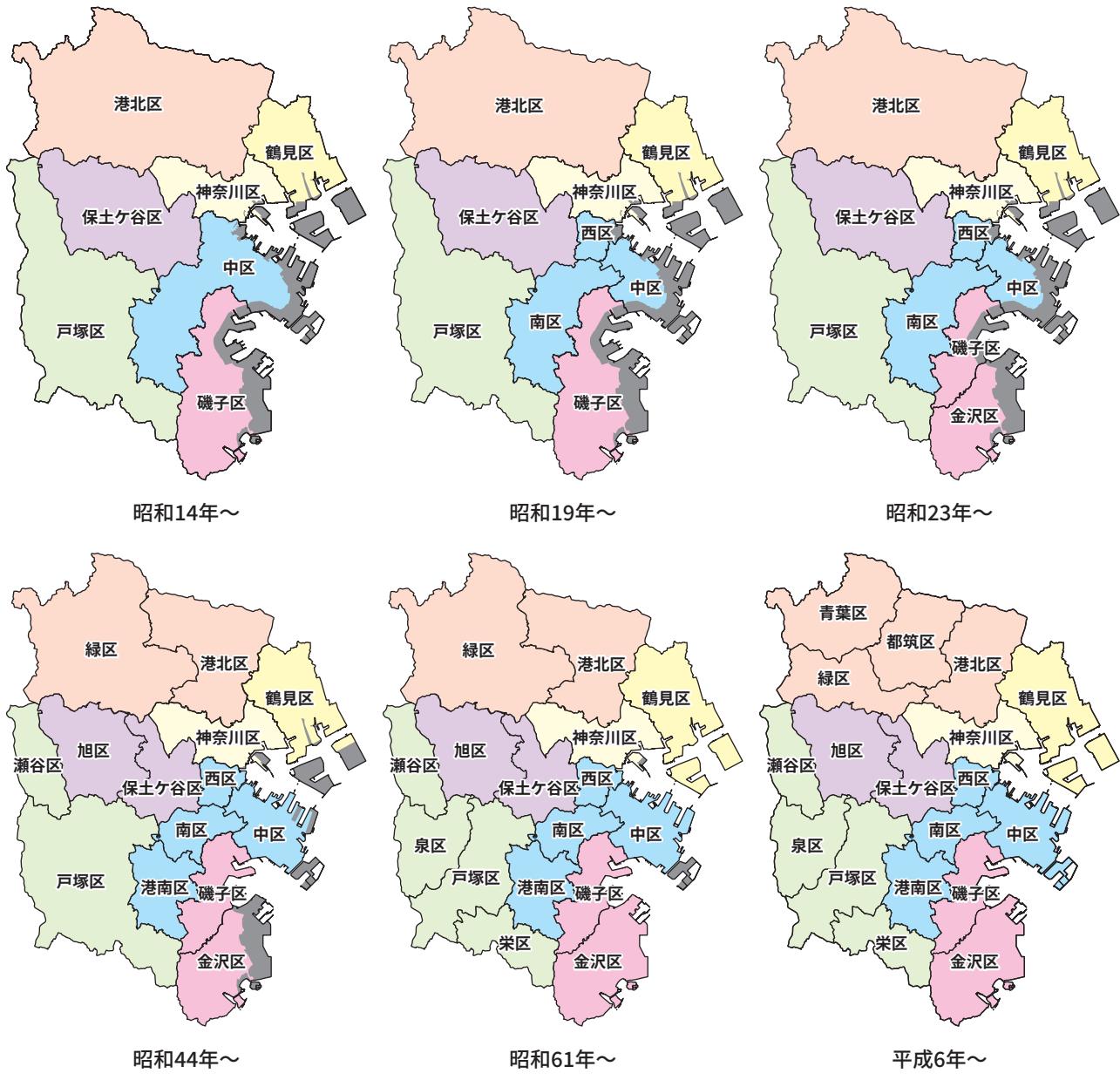
明治 34.4.1 第 1 次市域拡張

明治 44.4.1 第 2 次市域拡張

昭和 2.4.1 第 3 次市域拡張

昭和 2.10.1 区制施行 鶴見区 神奈川区 中区 保土ヶ谷区 磯子区

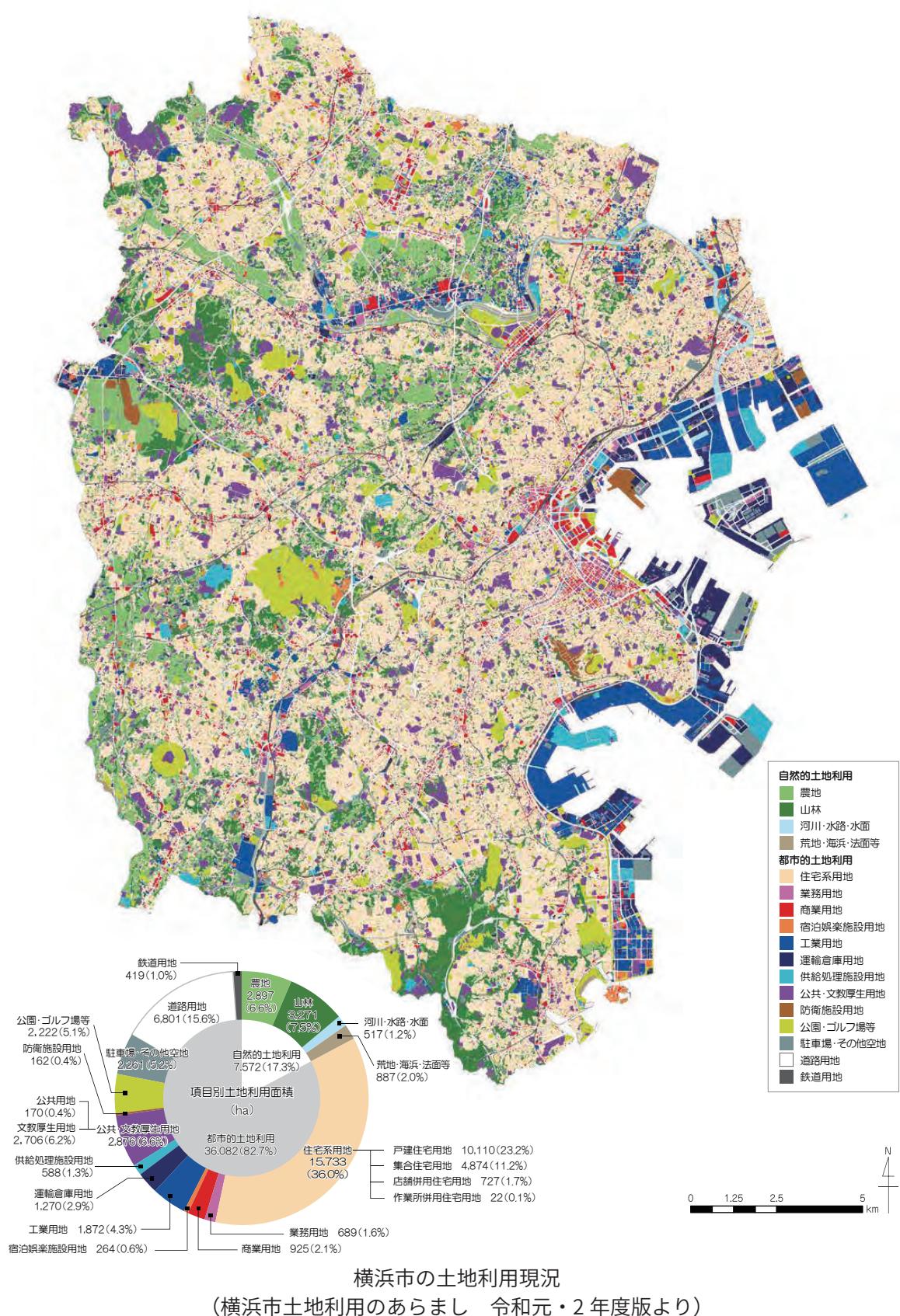




行政区域の変遷 (国土数値情報行政区域データを基に作成)

(2) 土地利用

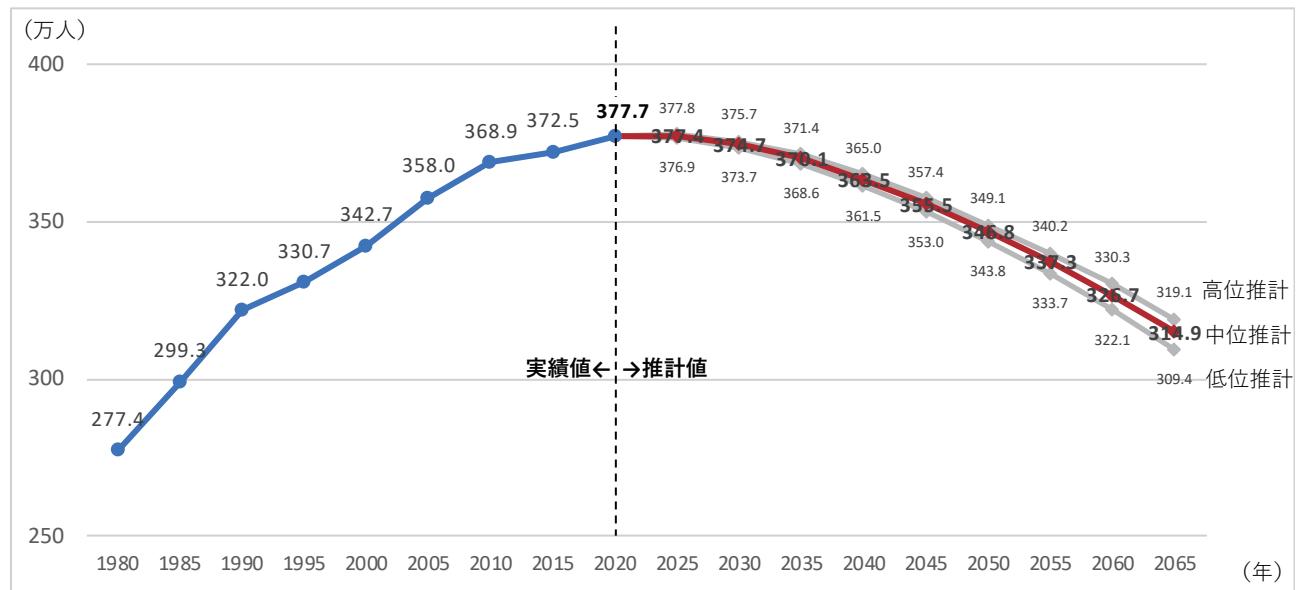
横浜市の土地利用現況の主な項目を見ると農地、山林などの自然的・農地の面積は約 7,572ha で、市域面積の約 17.3% である。一方、住宅や商業系の施設等による都市的・農地の面積は約 36,082ha で市域面積の約 82.7% である。



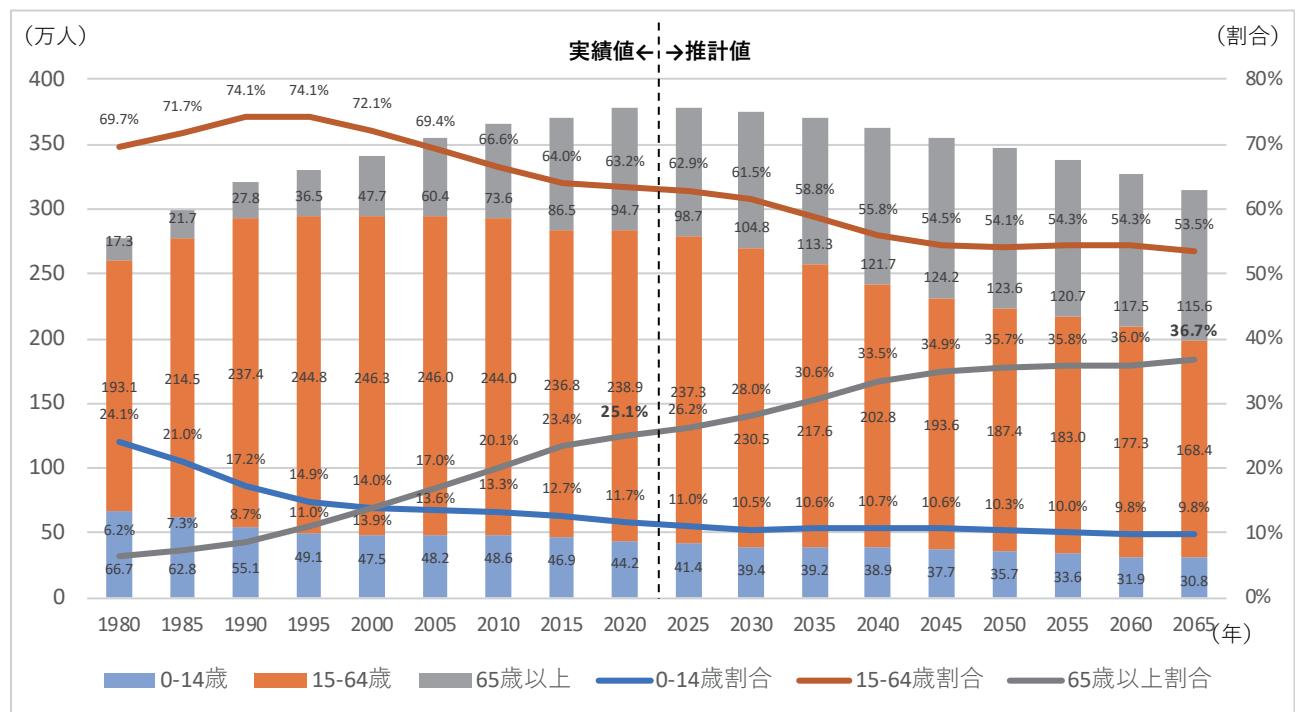
(3) 人口動態

我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきた横浜市も、今後人口減少局面を迎える、生産年齢人口の減少、少子高齢化がさらに進むと想定されている。

既に進行している生産年齢人口の減少や、平成27年（2015）国勢調査ベースの将来人口推計により平成31年（2019）をピークとされていた人口減少は、実績値で令和2年（2020）年の377.7万人をピークに減少が始まっている。65歳以上の人々が占める割合（高齢化率）は、令和2年（2020）で25.1%、2065年では36.7%まで増加すると予測されている。



総人口の推移
(2020年までは「国勢調査」、2025年以降は「今後の人口の見通し推計（令和3年度）」より)



年齢区分別人口構造の推移
(2020年までは「国勢調査」、2025年以降は「今後の人口の見通し推計（令和3年度）」より)

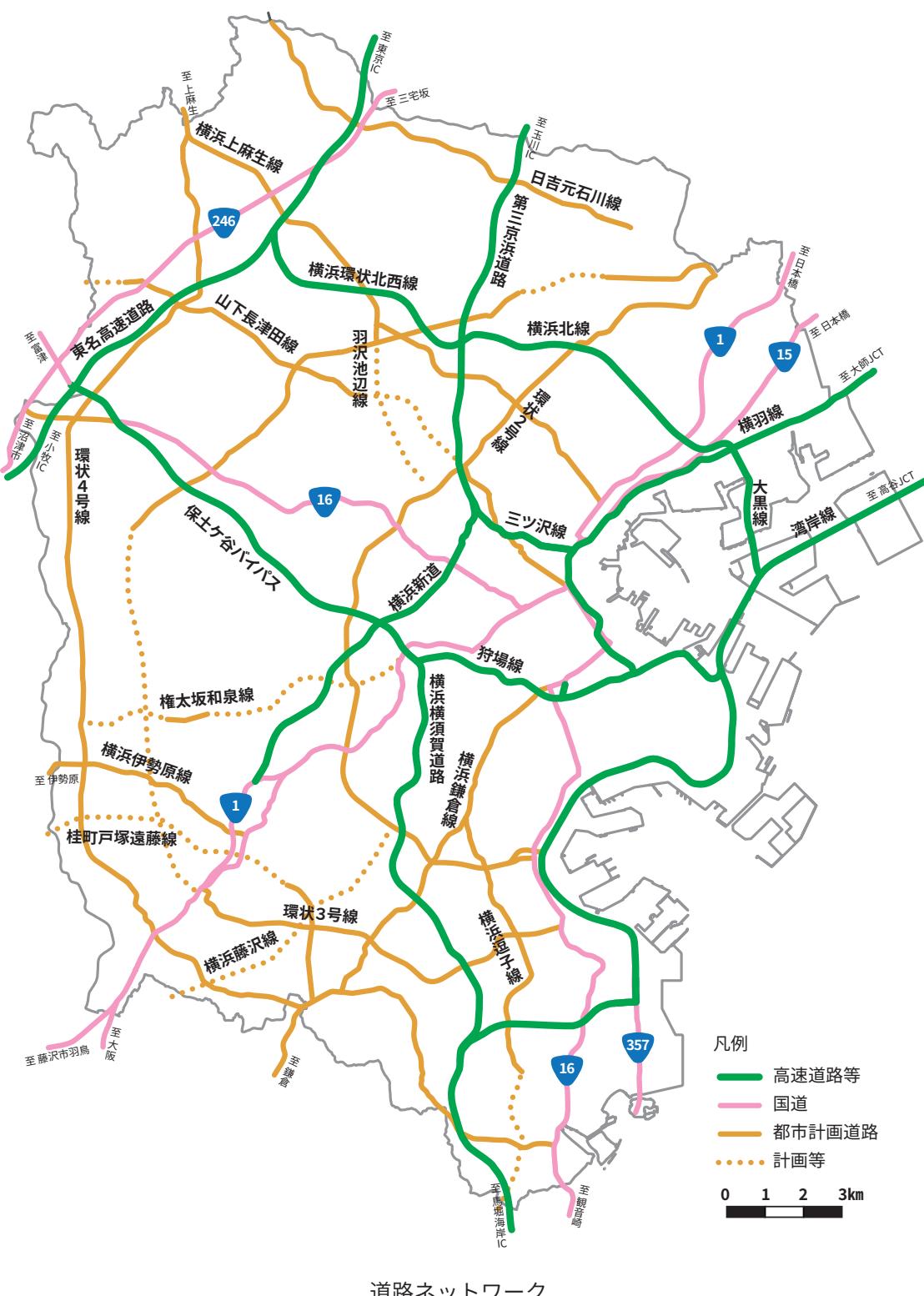
(4) 交通機関

横浜のまちは、開港以来、港を中心に発達してきたため、港のある都心部から東京や周辺地域に向かう放射状の交通ネットワークが発達してきた。

明治5年(1872)10月14日、我が国初の鉄道路線である新橋—横浜(現桜木町駅)間が開業して以来、東京都心方面への路線を中心に鉄道ネットワークが発達してきた。令和5年(2023)3月現在、市内には159の鉄道駅があり、特に市の中心駅である横浜駅には、JR線、市営地下鉄線等の鉄道事業者6社が乗り入れ、1日平均約88.7万人が利用するターミナル駅となっている。



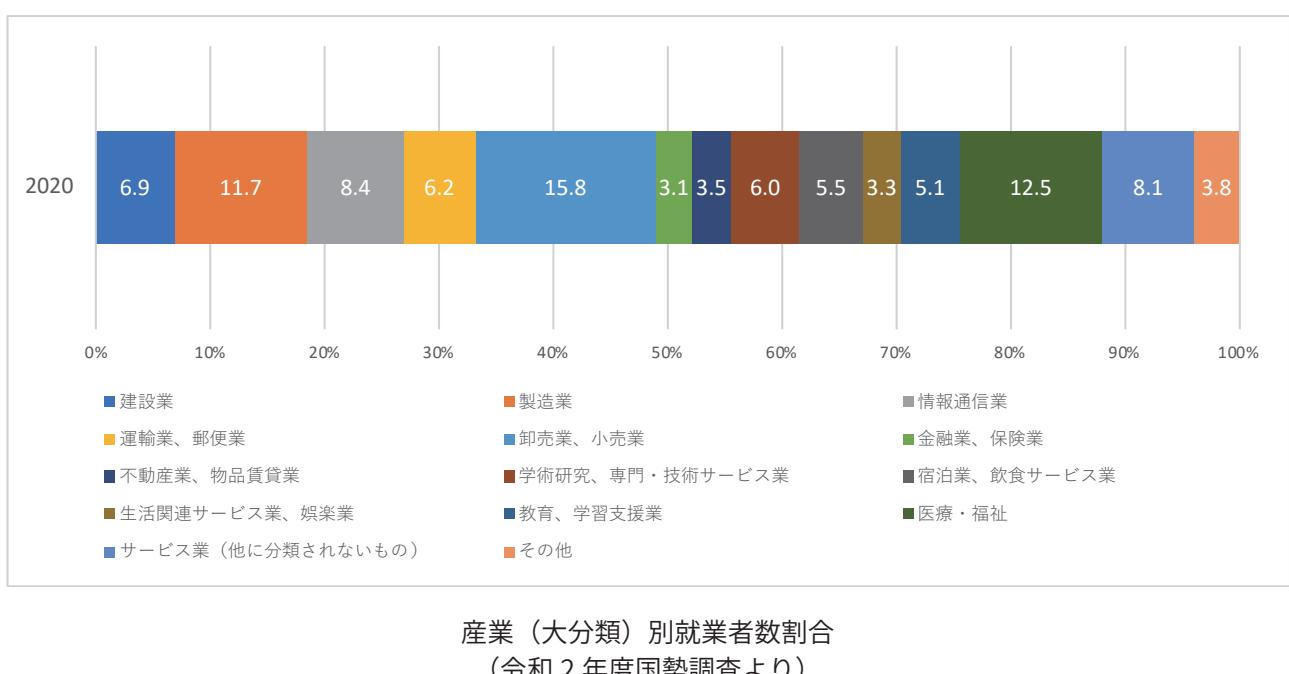
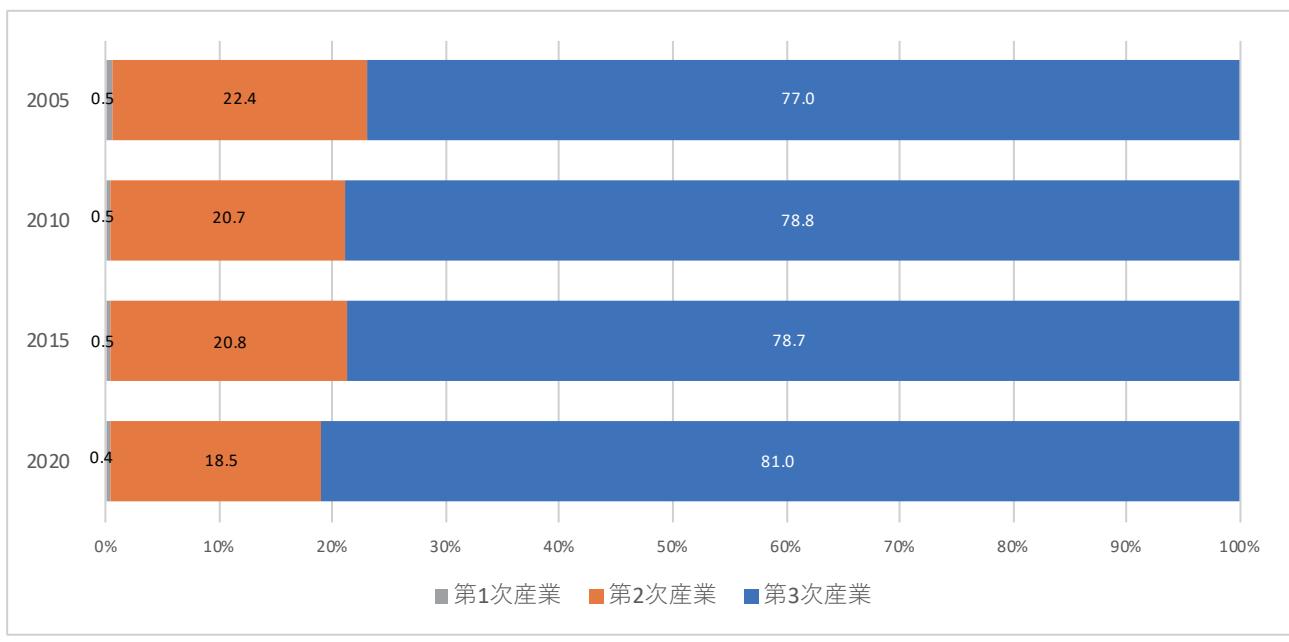
横浜市には、約 28 kmにわたり旧東海道とほぼ同経路で国道 1 号、国道 15 号が市域を横断している。戦後整備されてきた道路網として、東名高速道路、首都高速道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路等といった高速道路ネットワークが整備されているほか、都市計画道路として横浜都心部を中心とした 3 本の環状道路、市中心部と郊外部をと結ぶ 10 本の放射道路として位置付けた路線を中心に整備されている。しかし、都市計画道路の整備率は、69.5%（令和 5 年（2023）3 月 31 日現在）であり、整備が遅れている路線があるなど課題もある。



(5) 産業

横浜市の令和2年(2020)における産業3部門別の割合を見ると、第3次産業が81.0%と最も高くなっています。一方で第2次産業の割合は低下傾向にある。

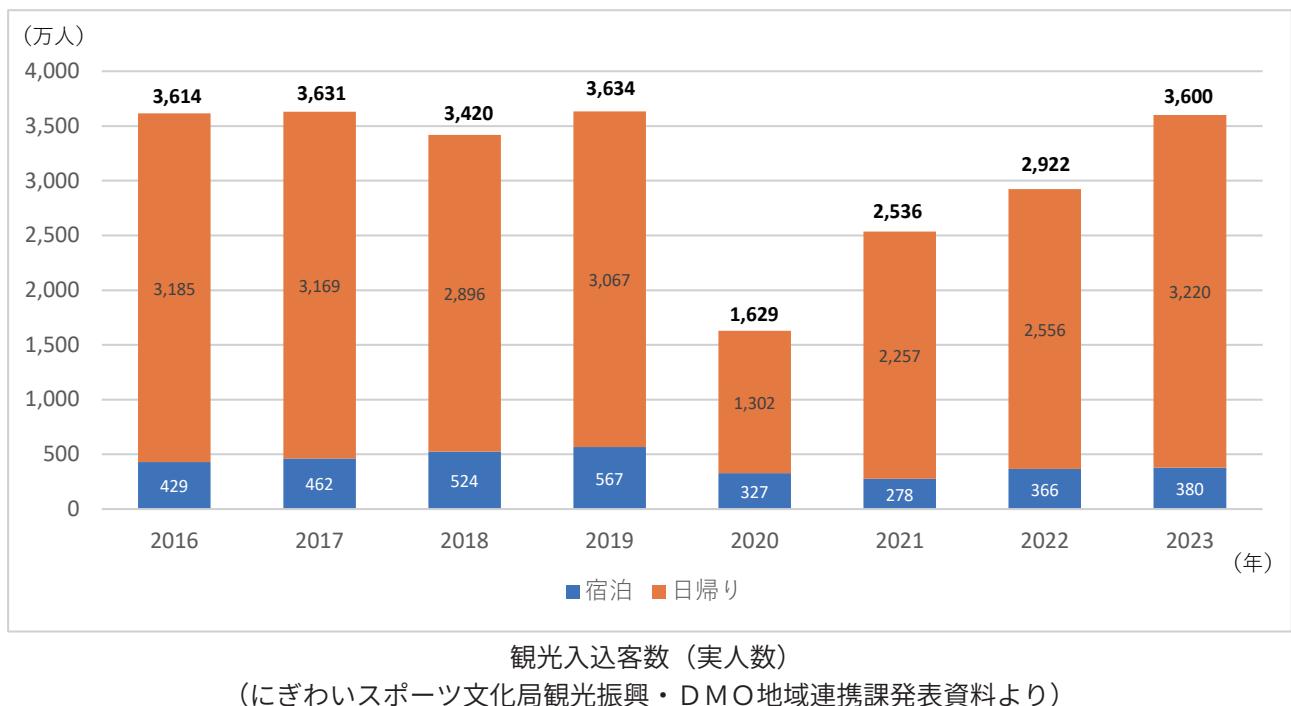
また、令和2年(2020)における産業大分類別に見ると、「卸売業、小売業」(15.8%)、「医療、福祉」(12.5%)、「製造業」(11.7%)の順となっている。



(6) 観光

横浜市は、横浜駅周辺やみなとみらい21、横浜中華街、元町、山手、ベイエリアなどの観光地や観光施設を有しております、国内外からの観光客を集めています。宿泊客は観光客全体の約10.1%に留まり、日帰り客が多い傾向にある。

観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年（2020）に大幅な減少に転じたが、令和3年（2021）以降は、回復基調に転じ、令和5年（2023）は3,600万人となった。



3.歴史的環境

(1) 歴史

①先史時代（旧石器時代から縄文・弥生・古墳時代まで）

旧石器時代の狩猟生活

冷涼な氷期にあった旧石器時代は、モミなどの針葉樹林を中心とした植生のなか、人々は遊動し、石を打ち欠いて製作した石器を利用してナウマンゾウなどの大形獣を狩猟していた。横浜市域でも石器を製作した痕跡や、河原石を集積して調理した施設（礫群）が発掘されており、最古のものは約3万年前に降灰した始良 ^{あいら} _{ティーエヌ} 火山灰より古い地層からナイフ形石器が見つかっている。

縄文時代のムラと営み

気候が温暖な縄文時代に入ると、堅果類が実る落葉広葉樹が広がり始めるほか、イノシシなどの中・小形獣が増え、これらを調理するために土器が使用され始めた。横浜市では、縄文時代草創期（約1万4,000年前）の隆線文土器や、有舌尖頭器、石鏃が出土しており、旧石器時代から縄文時代へと移り変わる時期の狩猟活動をうかがい知ることができる。

縄文時代早期（約1万年前）には数件の竪穴住居跡で構成される集落がみられるようになり、市域でも定住生活が始まる。早期後半段階になると、野営の炉穴や落とし穴による狩猟場の遺跡が多数発見され、平潟湾ではマガキを採集していたことが確認できる（金沢区野島貝塚）。

縄文時代前期（約7,000年前）には、気候の温暖化により海面が上昇し、海岸線が内陸へと進入した（縄文海進）。鶴見川流域や大岡川流域、金沢区域の平潟湾など、現在は陸地となっている市域の広い範囲で海進がみられ、その台地上には貝塚が造られた。貝塚からはハマグリなどの貝類の他に、スズキやイノシシなどの骨もみられる。

縄文時代中期（約5,400年前）になると、発見される遺跡数が急激に増加し、検出される竪穴住居跡の軒数も増える。また、数十軒の竪穴住居跡が環状に巡り、中央には墓域を有する大規模な環状集落が形成された。

しかし、縄文時代後期（約4,400年前）に入ると、寒冷化の影響もあり、遺跡数・集落の規模が減少していく。続く縄文時代晚期には、市域の遺跡はごく僅かとなり、狩猟採集を中心とした社会が終焉をむかえる。

稻作の伝播

約2,800年前、朝鮮半島から九州北部へ稻作が伝播し、全国に農耕文化が普及するなか、横浜市域に本格的に波及したのは弥生時代中期後半（2,200～2,000年前）であった（磯子区三殿台遺跡など）。周囲に大規模な空堀を巡ら



野島貝塚



三殿台遺跡



大塚遺跡

せた環濠集落（都筑区大塚遺跡など）が台地縁辺に多数成立し、そのそばに方形周溝墓群が造られ（都筑区歳勝土遺跡）、集落に収まりきらない人口は周囲に小集落を成立させた。

鉄器の普及と古墳の築造

鉄器の普及は、生産力を向上させ、人口を急増させた。3世紀中葉、古墳時代前期以降には、地域社会の階級分化や政治的統合が始まった。横浜市域では、日吉地域が他地域の中小首長を統合したとみられ、市域で唯一の大型前方後円墳が造られている。

その後、河川の流域ごとに中小の政治権力が市域を治めたとみられ、各地に古墳が造営された（青葉区稻荷前古墳群など）。6世紀後半以降、横浜市域では崖面に直接墓室を穿つ「横穴墓」の形式で群集墳（小規模古墳の集合体）が造営された（青葉区市ヶ尾横穴古墳群など）。

7世紀末～8世紀初頭には古墳や横穴墓は築造されなくなり、流域ごとの政治領域は、やがて古代の郡へと引き継がれたと考えられている。

②古代（飛鳥時代、奈良時代、平安時代）

有力氏族が連合して政治権力を奮ったヤマト王権は、7世紀半ば以降、律令に基づく中央集権国家としての体制を整えていった。地域社会の再編成に伴い設置された「評」は、8世紀には「郡」となり、「国一郡一里」の体制が構築された。中央から派遣された国司と、地域の首長から任命された郡司が政治を担い、郡の役所は郡家と呼ばれた。横浜市域は、武藏国都筑郡・久良郡を中心に、武藏国橘樹郡・相模国高座郡・鎌倉郡の各一部を加えた範囲に及んでいる。都筑郡の郡家跡は長者原遺跡（青葉区）に、久良郡の郡家は弘明寺（南区）周辺に所在したとみられる。

9世紀以降、東国（畿内から東方の地域）で武装蜂起が相次ぐなか、国司として派遣された中小貴族層出身者の中には、任期終了後に土着し、力を持つ者もいた。平安時代中期（10～11世紀）には、武力による紛争調停などにより平氏や源氏が力を伸ばし、源氏は源頼義・義家父子の時代に東国武士団の礎を築いた。



歳勝土遺跡



稻荷前古墳群



市ヶ尾横穴古墳群

③ 中世（鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代）

都市鎌倉の整備と横浜

治承・寿永の内乱を経て東国の支配権を固めた源頼朝は鎌倉に幕府を開き、都市の整備が進んだ。執権北条氏は鎌倉市街地と外部とをつなぐ切通や港湾の整備を行い、とりわけ鎌倉の東端にあたる六浦湊や、鎌倉と金沢の地を結ぶ朝夷奈切通は、関東内陸部や房総半島よりもたらされた物資を鎌倉へ運ぶ重要な交通路となった。

鎌倉とその周辺地でみられる特徴的な墳墓「やぐら」は、鎌倉に近い六浦地区を中心に、六浦道や鎌倉街道などの当時の街道沿いに多く分布している。

海外文化の流入

中国大陆との交易が進むなか、経典や陶磁器などの中国製品や様々な文化が鎌倉に伝來した。執権北条氏の一族である金沢北条氏は、一族の菩提寺として称名寺を建立し、国内外の典籍や美術品など多くの貴重な品を納めた。これらは後に「金沢文庫」と呼ばれる一大コレクションとなり、国宝である「絹本著色北条実時像」「称名寺聖教」といった絵画・典籍など、多くの文化財が現在に残されている。また人的交流も盛んに行われ、中国と日本の僧侶による学問の拠点としても発展した。14世紀には伽藍や庭園の整備、瀬戸橋の架橋が行われ、金沢・六浦地域は鎌倉と一体的に発展し、最盛期を迎えた。

神奈川湊の発展と戦乱の世のはじまり

元弘3年（1333）の鎌倉幕府滅亡後、室町幕府下でも引き続き鎌倉は東国の政治の中心となり、称名寺が足利尊氏の祈祷寺としての地位を確立したほか、古代東海道に面する神奈川湊が繁栄していった。また、市域の耕地開発が進み、「武藏国鶴見寺尾郷絵図」には谷戸田を開いた百姓の名が記されている。この頃初めて「横浜村」の地名が文献資料に登場し始めた。

しかし、鎌倉公方と室町幕府將軍や関東管領との対立で政治的緊張が高まり、鎌倉公方が鎌倉を離れると関東一帯で戦乱が続き、各地で城郭が築かれた。觀応の擾乱（1350-52）を契機とする武藏野合戦では、南朝方の新田義宗・義興軍が鎌倉を攻め、足利尊氏が「狩野川城」（神奈川城、後に権現山城）に逃れ、南朝方に味方した水野致秋が鶴見宿から関戸に向かって戦いに参加した。

戦国大名・北条氏の支配

15世紀末、戦国大名北条氏が相模国に侵攻し、武藏国・相模国を支配していた山内・扇谷両上杉氏との権現山の合戦（永正7年（1510））を経て江戸城を奪取すると、広く関東一帯を支配した。横浜市域は、北条氏の下で小机城（港北区）と玉縄城（鎌倉市）の支城領に編成された。



朝夷奈切通



称名寺境内



金沢文庫

④近世（江戸時代）

陸路と海路が交差する江戸の玄関口

豊臣秀吉の死後、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康は江戸幕府を開き、豊臣氏を滅ぼした大坂の陣以降、長く泰平の時代となった。

日本の政治・文化・経済の中心として繁栄した江戸は、人口100万人を超える世界最大の都市となった。江戸から各地へと向かう街道も整備され、江戸と上方（京都・大坂）を結ぶ東海道は重要な幹線道路となり、横浜市域には神奈川宿、保土ヶ谷宿、戸塚宿という3つの宿場が置かれた。江戸日本橋から約42kmに位置する戸塚宿は、江戸を発った旅人が初日に宿泊することが多かったといわれ、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』に出てくる弥次郎兵衛と喜多八も、初日に宿泊している。また、矢倉沢往還、中原街道といった脇往還も整備され、東海道や甲州街道など幹線道路のバイパスとしての役割を果たした。

海路は、商業都市大坂と江戸を結ぶ太平洋海運が発展し、横浜市域の六浦・神奈川の湊が中世から引き続き重要な役割を果たしていた。湊であり宿場でもあった神奈川は、陸と海の交差点として多くの物や人が集散し、海を望む景勝の地としても栄えた。金沢もまた、金沢八景と称される景勝地として知られ、保土ヶ谷で東海道から分岐する金沢道を通って人々が訪れた。

宿場や湊には、江戸をはじめ各地から文化人が訪れ、狂歌師の太田南畝が神奈川宿の旅籠「羽沢屋」を詠んだ歌が残されている。一方、宿場やその周辺に住む人々の文化レベルも高く、訪れた文化人との交流や地元での活動が活発に行われていた。こうした人々によって建立された芭蕉句碑や筆子塚などが、街道沿いを中心に多数残されている。

江戸時代の市域の村々

横浜市域の村々の大半は、江戸幕府の直轄地と旗本知行所であり、陣屋を構えた大名は武州金沢藩（六浦藩）米倉氏のみであった。幕府直轄地を治める代官や知行所を治める旗本などの村の領主は江戸に居住し、村への命令や村からの届出・訴願は文書を介して行われていたことが、関家住宅（都筑区）や飯田家住宅（港北区）などに所蔵されていた文書からうかがえる。村役人は、この



「東海道五十三次之内」（歌川広重（初代））
より「神奈川」「保土ヶ谷」「戸塚」（上から）

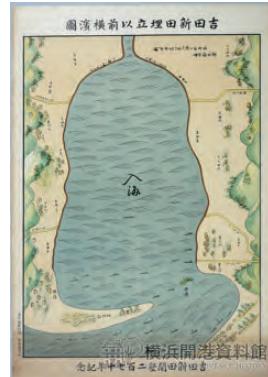


関家住宅

のような文書の作成とやり取り、年貢の納入などを行い、村の取りまとめと領主支配の末端を兼ねていた。

海岸部の新田開発

江戸時代、横浜市域の新田開発が進んだ。明暦2年（1656）から寛文2年（1662）にかけて、江戸の商人吉田勘兵衛によって入海が干拓されて開発された吉田新田が特に大きく、現在の市域にすると大岡川・中村川・JR京浜東北線に挟まれたエリアで、広さは約115万5,000m²にもなった。他にも、帷子川河口や金沢区の平方湾・内川入江、吉田新田の地先の入海などが新田として開発され、いずれも近代以降は住宅地や繁華街として発展していった。



吉田新田
埋立以前横浜図
(吉田興産株式会社提供)



吉田新田
埋立開墾図
(吉田興産株式会社提供)

⑤近代（明治期・大正期）

横浜開港

19世紀、産業革命を経た西欧諸国は海外に市場を求めて進出し、日本沿岸にも相次いで外国船が来航した。江戸幕府は海岸部に台場（砲台）を築造して海防強化に努め、横浜市域でも神奈川台場が築造された。

嘉永6年（1853）にアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に来航し、最新鋭の軍艦を背景に開港を要求、翌年の再来航時の交渉により、横浜開港資料館敷地内に現存する「たまくすの木」のそばで、日米和親条約が締結された。安政5年（1858）にアメリカと日米修好通商条約を結ぶと、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと同様の条約を結び、神奈川を含む5港の開港が決まった。

神奈川については、対岸の「横浜村」が開港場と定められ、開港期日の安政6年6月2日（1859年7月1日）を目指し、開港場の建設が始まった。開港場は運上所（税関）を中心に、東側（現在の山下町一帯）に外国人居留地、西側に日本人市街が建設され、商人を中心に国内外から集まった人々が住むようになった。居留地の商業地区に各国の領事館や外国商館が建ち並び賑わう様子は、当時大量



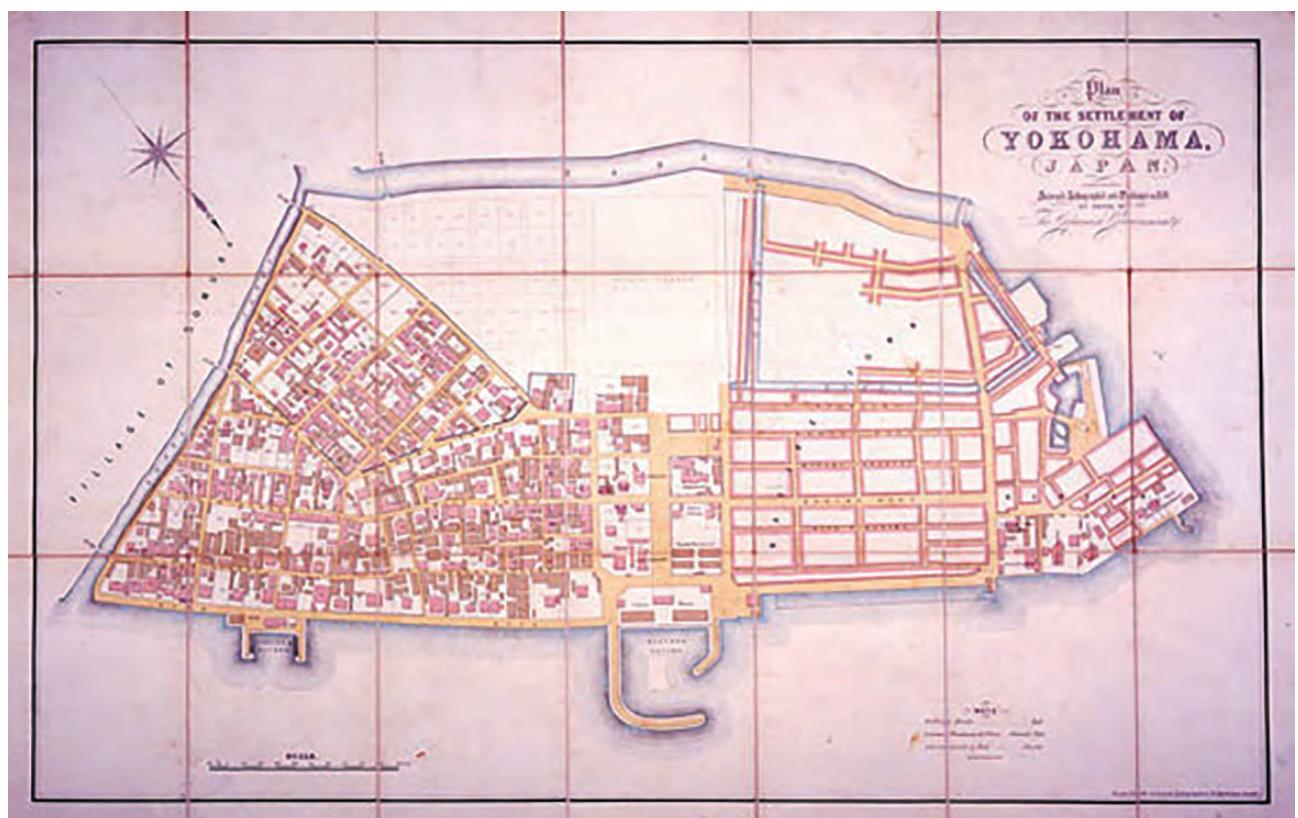
横浜式観之真景（横浜開港資料館所蔵）

に製作された「横浜浮世絵」にみることができる。慶応3年（1867）には、山手地区が居留地に編入され、居留外国人の住宅地区として発展した。居留地を通じて、衣食住の様々な分野で海外の生活文化がもたらされ、横浜を発祥とする多くの「もののはじめ」が誕生した。

開港場のまちづくり

開港当初の波止場は2本の平行な突堤であったが、慶応2年9月（1866年10月）の大火の後、東側の突堤が防波堤の役割を果たすために「象の鼻」のように湾曲した形状となった。明治4年（1871）に欧米諸国へ派遣された岩倉使節団も、この「象の鼻」から出港した。「象の鼻」は、関東大震災で防波堤の大部分が沈んでしまったものの、平成21年（2009）の開港150周年事業で、明治20年代の形状に復元整備されている。

明治期に入り、居留地の整備は英人技師ブラントンに引き継がれた。防火性能を高めるため、ブラントンは居留地と日本人市街とを隔てる防火帯（現在の日本大通り）を設計し、大火で焼失した港崎遊郭の跡地に横浜公園を配した。公園と港を日本大通りで結ぶことで、居留地と日本人市街のゾーニングはより明確なものとなり、現在の関内地区の骨格が完成した。また、明治初年には、実業家高島嘉右衛門の活躍などにより、鉄道・街路・ガス灯・上下水道など近代的な都市インフラが導入された。



Plan of the Settlement of Yokohama (横浜開港資料館所蔵)

横浜港は、明治 10 年代まで国内最大の輸出入総額を誇る港となり、輸出に関しては生糸をほぼ独占、輸入に関しては綿製品・毛織物・砂糖などの輸入拠点となつた。生糸貿易で財をなした実業家の一人である原富太郎（号：三溪）は、古美術の収集や新鋭作家への支援をするとともに、京都や鎌倉などから移築した古建築を配置した日本庭園を三溪園として明治 39 年（1906）に開放し、横浜の美術・文化の発展に寄与した。三溪園には、旧燈明寺三重塔・旧東慶寺仏殿・臨春閣などの重要文化財 10 棟や、旧原家住宅（鶴翔閣）などの横浜市指定有形文化財 3 棟が現存している。

明治 22 年（1889）4 月、市制が施行され、横浜市が誕生した。市域は約 5.4km²、人口は約 12 万人であったが、段階的な市域拡張により、面積・人口ともに増加していった。横浜には、当時の在日外国人の約半数にあたる約 5,000 人が居住しており、横浜在住外国人人口の 6 割以上を占めた中国人により、現在まで続く中華街が形成された。

明治 20 年代、英人技師パーマーの設計により、鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）と防波堤の建設を中心とした第一期築港工事が進められた。明治 24 年（1891）には横浜船渠株式会社が設立され、船舶を修繕するための石造の船渠（ドック）が築造、第一号ドック（明治 32 年（1899）完成）、第二号ドック（明治 30 年（1897）完成）が現存している（重要文化財）。

続く第二期築港工事では、万トンクラスの船舶が接岸できる岸壁の建設が計画され、大正 3 年（1914）に新港埠頭（現在の赤レンガパーク一帯）が完成した。埠頭内には鉄道の貨物線が引き込まれ、ハンマー・ヘッド・クレーンなどを備えた近代的な港湾設備は、当時「東洋一」と呼ばれた。明治 42 年（1909）には、当時埋め立て工事が進んでいた新港埠頭で横浜開港 50 年祭が開催され、記念事業として開港記念横浜会館（現在の横浜市開港記念会館（重要文化財）、中区）が建設された。



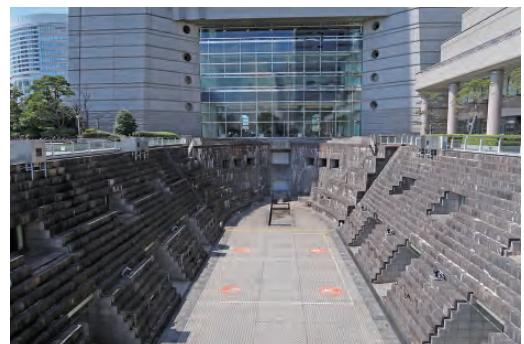
三溪園



中華街大通り（明治末～大正初期）
(横浜開港資料館所蔵)



旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）



旧横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）

関東大震災による壊滅

大正12年（1923）9月1日に関東大震災が発生し、マグニチュード7.9の激震と火災の発生により、開港以来の街並みは一日にして灰燼に帰した。当時人口45万人だった横浜市では、35,000棟を超える家屋が倒壊・焼失し、死者・行方不明者は26,000人を数えた。しかし、前述の開港記念横浜会館や、旧横浜正金銀行本店本館（重要文化財・中区）のように、耐震技術が導入されていた煉瓦造建築のなかには、大きな被害を受けながらも倒壊をまぬがれ、現存するものもある。



被災の様子（本町通り）



被災の様子（桜木町駅）



山下公園（昭和初期）
(横浜開港資料館所蔵)

⑥ 現代（昭和期以降）

震災復興と「大横浜」建設

関東大震災後、横浜市は政府による帝都復興事業の対象として、土地区画整理・街路整備・公園新設などからなる復興事業が進められ、現在につながる都市の骨格が形づくられた。関内地区では道路拡幅を中心とした土地区画整理が実施され、山下町の海岸部では、震災で生じた瓦礫を埋め立てて、昭和5年（1930）に山下公園（登録記念物・中区）が開園した。野毛山では、実業家の原・茂木両家の別邸跡地をもとに、野毛山公園が新設された。現在、横浜港周辺に残る歴史的建造物の多くは、この震災復興期に建設されたものである。

横浜の震災復興事業を軌道に乗せたのは、大正14年（1925）5月に横浜市長に就任した有吉忠一であった。有吉市長は、昭和2年（1927）6月2日、復旧工事を終えた開港記念横浜会館で開催された「大横浜建設記念式」にて、横浜市が生糸貿易に依存していた体質を脱却し、本格的な工業都市へと発展するための方策として、「横浜港の拡充」「臨海工業地帯の造成」「市域拡張」の3つの柱からなる「大横浜」建設事業を宣言した。

海と陸に広がる横浜

昭和2年（1927）、横浜港では外防波堤の建設工事とともに、子安から生麦にかけて地先の市営埋立事業が始動した。昭和12年（1937）には外防波堤の築造及び市営埋立事業が完成し、日産自動車・日本電気工業などの新興企業が埋立地に進出、横浜港は従来の商業港としての機能に加えて、工業港としての機能もあわせもつようになった。

他方で、昭和2年（1927）4月には、隣接する9町村を編入し（第3次市域拡張）、約3.6倍の市域となった。昭和14年（1939）4月の第6次市域拡張を経て、横浜市は周辺の郡部（橘樹郡・都筑郡・久良岐郡・鎌倉郡）を市域に取り込み、現在とほぼ同じ市域にまで広がった。

加えて、震災後の新しい交通計画の中で横浜駅が現在地へと移転し、現在の東急電鉄・相模鉄道・京浜急行が乗り入れることで、横浜駅を中心とした放射線状の鉄道網が形成された。鉄道会社は乗客誘致のために郊外部の沿線開発を進め、大規模遊園地として開園・拡張が進む花月園（鶴見区）や、沿線に点在する海水浴場・観光地への利便性を高めることとなった。

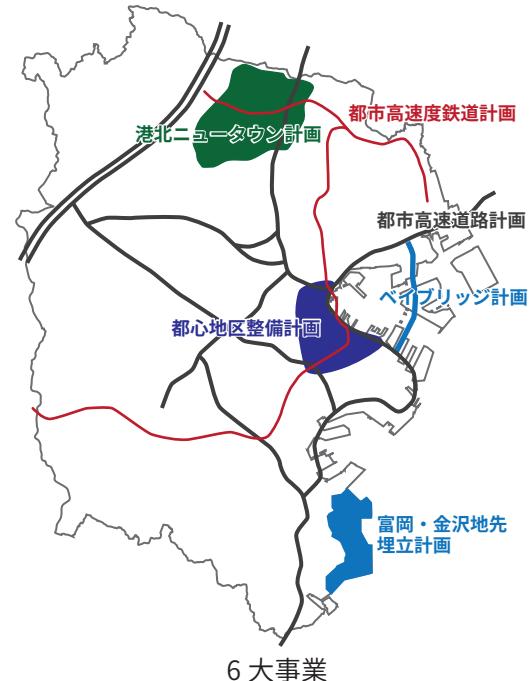
このようにして、横浜市は昭和戦前期を通じて、郊外部に住宅地や農村・工場が包含された複合的な広域都市として発展していった。

横浜大空襲と戦後の復興

第二次世界大戦の戦局の進展にともなって、航空機による都市への空爆が行われ、戦争末期になると、一般市民も無差別攻撃にさらされた。昭和20年（1945）5月の大空襲により、横浜の市街地は猛火につつまれ、多くの一般市民が犠牲となった。震災後、ようやく復興した横浜の街は再び灰燼に帰したのである。終戦後は、市中心部の連合国軍接収により、戦災復興は他都市と比べて大きく遅れたが、昭和30年代以降、「国際港都建設」をキーワードに、港湾施設の拡充と埋め立てによる臨海工業地帯の造成を大きな柱として、戦後横浜の都市づくりが進められた。また、昭和33年（1958）に開催された横浜開港100周年の記念事業が、高度経済成長を迎えた横浜を盛り上げた。さらに同年1月、『横浜市史』の刊行がスタートし、港町1丁目では村野藤吾の設計による横浜市新庁舎の建設が始まった。

新しい都市づくり

戦後横浜の都市づくりを一層進めたのが、昭和38年（1963）に横浜市長に当選した飛鳥田一雄であった。飛鳥田市長は、昭和40年（1965）にあらたな都市づくりとして、都心部強化、金沢地先埋立、港北ニュータウン建設、高速鉄道建設、高速道路網建設、横浜港ベイブリッジ建設からなる「六大事業」の構想を発表した。六大事業は、互いに関連した都市整備事業によって横浜の都市構造を将来的に強固にしようという目的のもと、庁内横断的に設置された企画調整室が中心となって実施された。六大事業による実現された都市は、現在も横浜市民の暮らしを支えている。



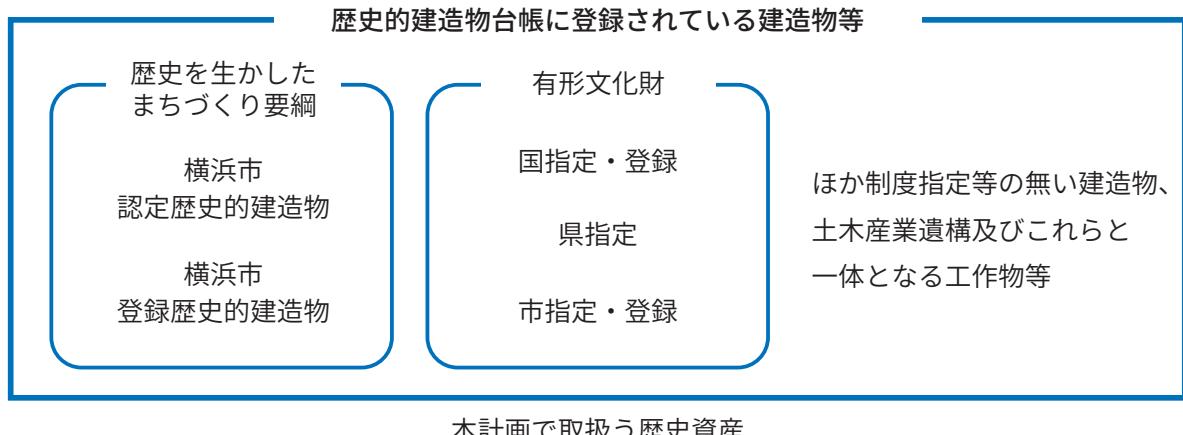
横浜らしさを生み出す都市へ

高度経成長期から人口は急増し、昭和43年（1968）には200万人を突破し、昭和53年（1978）5月に大阪市を抜いて全国第2位の大都市となった。その受け皿として、郊外部を中心に住宅地開発や団地の建設が進み、それに伴うインフラの整備や公共施設の整備が昭和40年代後半から進んだ。都心部では、関内地区の馬車道や元町といった商店街では歩行者空間の魅力向上などのまちづくりが進められた。一方で、急速な都市化により失われていく歴史資産を保全するため、昭和63年（1988）より歴史を生かしたまちづくり要綱と横浜市文化財保護条例の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを進めてきた。関内地区、山手地区、みなとみらい地区に保全された歴史資産は、まちづくりの中で活かされ、横浜らしさを象徴し、観光地としても賑わいを見せている。

(2) 歴史資産

① 本計画における歴史資産

本計画で取り扱う「歴史資産」は、横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体となす工作物等として、横浜市の歴史的建造物台帳に掲載されているものを対象とする。



主な評価の視点は以下のとおりである。

歴史を生かしたまちづくり要綱における主な評価の基準

建築的・土木的価値などの建造物価値	<p>意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 計画技術、保存技術、施工技術、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。 特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。
歴史的価値	<p>中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。 ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接収を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。
景観的価値	<p>連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。

これらの歴史資産は、横浜のまちづくりの上で以下のように大きな意義を持ち、一度失われると取り戻すことができない貴重な存在である。

- ①都市生活に潤いや活力を与える存在である
- ②地域特有のイメージや景観を象徴する存在である
- ③地域固有の歴史文化を継承する“都市の記憶”である

② 主な歴史資産

現在の横浜の都心部は、安政6年6月2日（1859年7月1日）の開港、そしてシルク等の貿易産業を中心に発展した。外国人居留地が置かれた関内・山手周辺では、港町として都市が形成されていく過程で近代建築や西洋館が多数建築されると共に、近代都市の急速な発展を支えるよう、外国人技師により海外由来の技術が導入され、上下水道やガス灯、鉄道などインフラストラクチャーが形成されていった。一方、広い横浜市域には、横浜ならではの「谷戸」の景観や、多数存在した農村漁村の生活・営みを今に伝える古民家や社寺建築があり、使われ方を変えながらも今に残っている。こうした建造物の多くが二度の被災（関東大震災、第二次世界大戦）により姿を消したが、今に残るものが歴史資産として往時の様子を物語り、まちに彩りを添えている。

■近代建築

現在の横浜中心部では、開港を機に外国人居留地が設置され、欧米諸国、中国、インドなど様々な国から外国人が集い、様々な文化の玄関口として隆盛を示した。居留地制度が明治32年（1899）に撤廃された後も、数多くの外国人が横浜に残って商売を行い、居を構えた。こうした過程で横浜には西洋の建築技術が流入し、物流機能や事務所、税関、銀行、官公庁、学校など様々な近代建築が建てられることとなった。震災・戦災により数多くの近代建築が失われたが、今に遺る建物は、横浜の都市発展の過程そのものを示す貴重な歴史資産である。

近代建築といっても形式は多岐にわたるが、とりわけ横浜都心部の近代建築は以下に大別することができる。
 ①ルネサンス・バロック様式に則るもの、②ロマネスク・ゴシック様式に則るもの、③アールデコスタイルのもの、④インターナショナルスタイル・モダニズムに連なるもの、である。①は震災前の開港記念会館から旧富士銀行等の銀行建築など多岐に亘る。②は横浜指路教会など教会や学校建築に見られる。③は幾何学模様を組み合わせた装飾やスクラッチタイル等が特徴で、横浜地方気象台などが挙げられる。④は慶應義塾大学（日吉）寄宿舎（南寮及び浴場棟）などが挙げられる。



旧富士銀行横浜支店



旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用
B号倉庫及びC号倉庫



旧東伏見邦英伯爵別邸（磯子貴賓館）

■西洋館

横浜に訪れた外国人が暮らす居留地が設置され、山手地区は西洋館が集まる華やかな住宅地となっていました。また、時代が進むにつれ山手以外にも外国人が住むようになり、市域の各地で西洋館が建てられた。明治期の建てられた西洋館はほとんどが関東大震災により倒壊したが、復興過程でも外国人が横浜に居を構えたことで、現在も山手を中心に市内各所で異国情緒を感じられる西洋館が現存する。

本計画では、西洋館を「横浜市域において横浜開港（安政6年（1859））から横浜大空襲（昭和20年（1945））の期間に建築された、海外の建築様式による住宅」として定義する。横浜の西洋館は現存する大半が震災後に建てられたものであり、同じく居留地が置かれた他の地のものと比較すると後の時代の建築が多い。このため、神戸や長崎などの異人館に対し比較的装飾が少なく合理的なスタイルが主である。その中でも、外観では上げ下げ窓やベイ・ウインドウ、瓦屋根、下見板張りの外壁、内部空間では高さのある天井や暖炉など、そしてゆとりのある敷地・緑と一体となった空間構成等が特徴である。

■古民家

横浜は開港以来、急速な都市発展を遂げてきたが、それ以前は、市域に農村・漁村が数多く点在し、港や東海道等を介して交易でつながっていた。明治期以降も郊外部には、古くから人々が集落を形成した谷戸が存在し、水田や田畠と民家が一体となって農村景観を形づくっていた。江戸時代から明治時代に伝統工法を用いて建てられた古民家は、横浜の原風景を伝える歴史資産であったが、昭和半ば頃から急激な都市化や暮らしの変化に伴い大きく数を減らした。

市内で現存している古民家の件数は多くはないが、関東最古級の関家住宅など茅葺の古民家がある。また、市の施策として古民家と周辺の樹林地や田畠を一体で公園として保全したり、公園内に移築保存したりするなど、公に開かれた古民家も現存している。



プラフ 18番館



山手 133番館



田邊家住宅（日吉の森庭園美術館）



中山恒三郎家（書院）

■近代和風建築

横浜の郊外部には、大正から昭和初期にかけて中・上流階級のための住宅地や別荘地が形成され、その時代に建てられた近代和風建築の住宅等が数多く現存している。材料・造りが良質で、格式高く、大きな庭木や生垣なども含めて横浜の郊外住宅地らしい景観を形成するうえで、貴重な歴史資産であるといえる。

近代和風建築とは、主に日本固有の伝統様式を引継ぎつつ、明治時代以降に発展した近代的な技術・工法の意匠などの影響を受けて建てられた建物を指す。本市においては、特に以下①～⑥のような特徴を持つ住宅建築が複数現存している。①庭園と一体化した屋敷構え、②複雑な屋根の構成、③大規模で自由な平面と階高の高さ、④ガラス戸を多用した明るい空間、⑤良材を用いた技巧と装飾、⑥工業製品の使用などが挙げられる。

上記のような近代和風建築の住宅等のほか、横浜では玄関横に一間洋館を付けた近代和風住宅、いわゆる洋館付き住宅と呼ばれるものも数多く現存していることも特徴である。

■神社・寺院

横浜は、明治維新まで市域の大部分は武藏国に属し、北部には武藏国六宮の杉山神社、南部には源頼朝や北条氏に関する社寺など、由緒ある社寺が数多く存在している。また、江戸時代には東海道の発展に伴って、神奈川宿・保土ヶ谷宿・戸塚宿を中心に多くの社寺が創建された。

市内には称名寺をはじめとした本山格の寺院が数社存在するほか、明治時代には曹洞宗大本山の總持寺が石川県から移転してくるなど、長い歴史を持つ社寺は貴重な地域資源となっている。

■土木産業遺構

横浜は開港を機に、国内ではいち早く欧米由来の技術が導入され、近代都市の基盤が整備された。明治5年(1872)には馬車道から県庁にかけてガス灯が点り、明治20年(1887)には近代水道が創設されるなど、日本最初のインフラストラクチャーが整備された場所である。明治期から昭和初期にかけて造られた灯台、橋梁、護岸、擁壁、ガス灯、上下水道施設、鉄道施設等、多様な土木



旧市原重治郎邸



旧柳下家住宅



西方寺本堂



打越橋

産業遺構が存在している。

歴史資産における「土木産業遺構」は、一般的に昭和後期頃までは文化財的価値が認識されておらず、横浜市では歴史を生かしたまちづくり要綱制度の創設に際して、横浜の都市発展を象徴する土木産業遺構を対象に含めて、全国的にも早期から土木産業遺構の保全活用に取組んできた。

横浜の土木産業遺構は、明治以降の近代技術の導入地として新たな技術系譜をつくりあげ、さらに関東大震災復興事業、戦災復興事業によってさらに都市の近代化を加速させた。これら先人の遺した貴重な土木産業遺構は、横浜らしい景観形成の重要な要素となっている。

[コラム] 戦後建造物

戦後建造物とは、一般に第二次世界大戦後の日本の歩みを物語る近現代の建物を指し、建物用途は多岐にわたる。「歴史を生かしたまちづくり要綱」では、平成30年度（2018）の改訂により、歴史的建造物の条件として「建築後約50年を経過した建造物」と定め、戦後建造物も評価の対象として加えた。

横浜は、第二次世界大戦時には横浜大空襲によって市街地の大半が焼失し、終戦後、横浜の中心部や港湾施設等を広範囲に接収された。その後、大規模に復興事業が行われ、高度経済成長期には人口急増と都市生活の変化へ対応しつつ現代の都市基盤が築かれていった。復興事業による防火帯建築の建設や住宅供給、都市基盤整備等の過程で建てられた建造物、都市生活や横浜文化を物語る建造物など、戦後の歴史のあゆみを物語り特徴的な街並みや景観を創出している歴史資産が現存している。



旧平沼専蔵別邸亀甲積擁壁



旧横浜市庁舎



吉田町共同ビル

(3) 横浜の歴史に関わりのある主な人物

北条 実時 (1224 ~ 1276)

鎌倉時代中期の武将であり、鎌倉幕府の歴史を記した『吾妻鑑』の編纂者の一人としても知られている。晩年になり、六浦に寝殿造の別荘と称名寺を建立した。また、別荘から小さな丘を越えた谷に、勉学に利用した書物を保存するために文庫（後の金沢文庫）を造った。実時の死後、顕時・貞顕・貞将の三代にわたって受け継がれ、蔵書の充実がはかられた。



北条実時像
(国宝称名寺所蔵、
神奈川県立金沢文庫保管)

吉田 勘兵衛 (1611 ~ 1686)

慶長 16 年 (1611) 摂津国に生まれる。寛永 11 年 (1634) に江戸に出て木材・石材商を営み、商才に富んだ吉田勘兵衛は江戸城普請工事へ参加するなど成功をおさめる。こうした中、後に吉田新田となる入海の開拓を幕府に申し出て許可を受けた。明暦 2 年 (1656) に工事を開始したが、翌年の大雨により失敗に終わる。しかし、万治 2 年 (1659) に再度工事に着手し、寛文 7 年 (1667) に完成し、開発者の名前にちなみ吉田新田と命名された。現在の関外地区にあたる部分で、横浜発展の礎となった新田である。

苅部 清兵衛

慶長 6 年 (1601)、初代苅部清兵衛が幕府から保土谷宿の本陣・名主・問屋の役を命ぜられ、明治初年まで 11 代にわたり代々の当主が清兵衛を名乗り、その職を務めていた。苅部家 10 代当主の苅部清兵衛は、初代横浜総年寄（現在の中区本町、南仲通、弁天通、海岸通）を命ぜられ、横浜港開港、横浜道の整備、今井川の改修などに大きな役割を果たした。

高島 嘉右衛門 (1832 ~ 1914)

天保 3 年 (1832)、江戸の材木商の家に生まれる。幕末より明治にかけて建築請負業と材木商を営んだ横浜商人。東京一横浜間の鉄道建設の際には、神奈川一横浜間の海面を埋め立て、鉄道敷地として整備し、その埋め立てた土地は「高島町」と命名された。また、日本最初のガス灯を点灯することに尽力し、現在の本町小学校の位置にガス製造所を設けて、明治 5 年 (1872) に日本最初のガス灯が点灯された。



高島嘉右衛門
(呑象高島嘉右衛門翁伝)

ヘンリー・スペンサー・パーマー (1838 ~ 1893)

イギリス陸軍の土木技師。横浜の水道計画を立案し、水道工事のいっさいを任せられ、明治 18 年 (1885) に工事着手、明治 20 年 (1887) に日本最初の近代水道を横浜に完成させた。横浜築港計画では、オランダ人技師デリーケによる設計案とパーマーの設計案の 2 案が作られたが、政府によりパーマー案が採択された。パーマー案に沿って、大桟橋建設を中心とした横浜港修築第 1 期工事が明治 22 年 (1889) 9 月に着工された。パーマーは設計監督として携わるも、工事半ばにして急逝した。



パーマー像
(野毛山公園)

リチャード・ヘンリー・プラントン (1841～1901)

イギリス人土木技師。明治元年（1868）灯台築造の主任技師として来日し、日本各地に洋式灯台を建設した。横浜では、まちづくりに西欧の技術を導入し、実測図作成、下水道敷設、街路の舗装整備、鉄の橋（吉田橋）架設、横浜公園・日本大通りの設計など、居留地の都市基盤整備を行った。明治9年（1876）に帰国している。



プラントン像
(横浜公園)

茂木 惣兵衛 (1827～1894)

文政10年（1827）、上州高崎の質商の家に生まれる。開港直後、横浜の雑貨商「野沢屋」に生糸売込み担当として入店。文久元年（1861）の野沢屋庄三郎の死をきっかけに、野沢屋の暖簾を継承して独立。横浜を代表する生糸売込商となり、明治9年（1876）には取扱生糸量が生糸売込商人中第1位となり、惣兵衛の存命中はほぼ維持された。明治になってからは横浜為替会社の設立に参加するなど金融業にも進出した。



茂木惣兵衛
(実業人偉伝)

原 善三郎 (1827～1899)

文政10年（1827）、武州渡良瀬村の農業を営む傍ら繭や生糸の取引を行う家に生まれる。文久2年（1862）に横浜で生糸売込商「亀屋」を開業し、横浜で一、二を争う商人に成長した。明治13年（1880）に横浜商法会議所を設立しその頭取に就任した。実業界での要職を経て、明治22年（1889）には市制が施行された横浜の市議会議員、初代市議会議長に選出された。明治25年（1892）には第一回衆議院議員選挙に当選した。横浜経済界のリーダーとして活躍した。



原善三郎

原 富太郎 (号：三溪) (1868～1939)

慶応4年（1868）、美濃国佐波村で生まれる。明治24年（1891）、原善三郎の孫娘屋寿と結婚して原家に入籍した。明治32年（1899）、善三郎の死去により家業を継ぎ、原商店を原合名会社に改組し、生糸貿易や製糸業など事業の拡大に努め、戦前の横浜財界の重鎮として知られた。明治39年（1906）には私邸三溪園を公開し、古建築を移築した。横浜興信銀行（現横浜銀行）の初代頭取などを務め、関東大震災後には横浜復興会、横浜貿易復興会の会長を務め、横浜の復興に尽力した。また、古美術品の収集や下村觀山ら日本画家の支援を行い、自らも画筆を執った。茶人としても名を成し、近代三大茶人の一人として知られている。雅号は、三溪園がある三之谷の地名から「三溪」とした。



原富太郎
(横浜興信銀行三十年史)

4. 文化財等の分布状況

(1) 横浜市の文化財等の状況

横浜市には、指定文化財建造物として、国指定 17 件、県指定 5 件、市指定 34 件、国登録 43 件、市登録 1 件（令和 5 年 12 月末現在）が所在している。建造物以外にも、無形、有形の文化財など、市内の文化財数は、総数 486 件である。

市内の文化財数の内訳一覧は、下記の通りである。

文化財数内訳一覧（令和 5 年 12 月末現在）

種類		種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	34	43	1	100
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術工芸品	絵画	11	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	37	0	0	61
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	8	0	0	12
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	1	0	0	0	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	遺跡	5	3	7	0	75	90	
	名勝地	2	0	1	3	0	6	
	動物、植物、地質鉱物	1	6	12	0	0	19	
選定保存技術		1	0	0	0	0	0	1
計		89	78	174	46	99	486	

また、横浜市独自の歴史的建造物の保全活用制度として、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を昭和 63(1988) 年に横浜市文化財保護条例と同日制定している。専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っており、その件数は下記の通りである。

横浜市登録歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	戦後建造物	合計
件数	23	30	54	40	6	58	1	212

横浜市認定歴史的建造物件数（令和 6 年 3 月末現在）

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
件数	0	15	32	26	2	29	104

(2) 横浜市の文化財等の特徴

① 有形文化財

有形文化財は、本市の指定等文化財の約7割となる332件ある。種別では一般建造物が最も多く、旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、旧横浜船渠株式会社第二号船渠、神奈川県庁舎等、江戸末期以降の近代の建造物が多数を占めていること、三溪園や總持寺に集中していることが特徴である。また、南関東で現存する最古級の閑家住宅が古民家としては市内唯一の重要文化財となっている。

主要な街道の周辺や鎌倉に近接する地域の社寺には多くの絵画、彫刻、書跡・典籍等が残されており、鈎彫りが特徴的な弘明寺の十一面觀音立像（重要文化財）や、金沢北条氏一門の菩提寺である称名寺に伝わる絹本著色北条実時像ほか3幅（国宝）などが挙げられる。考古資料では、埴輪の出土が注目された北門1号墳出土遺物一括、花見山遺跡縄文時代草創期出土品一式（いずれも市指定有形文化財）などがある。また、開港の地横浜の歴史を伝える文化財として、地蔵王菩薩坐像や地蔵王厨子（いずれも市指定有形文化財）がある他、船の修繕用に建設された旧横浜船渠株式会社第一号・第二号船渠（ドック）、海上に係留されている氷川丸と帆船日本丸（いずれも重要文化財）は、港横浜の景観を象徴する存在である。

② 民俗文化財

民俗文化財は37件で、市の指定・登録がほとんどを占めている（31件）。有形の民俗文化財は、荏田宿まねき看板（市指定有形民俗文化財）や金沢横町道標四基（市登録地域有形民俗文化財）など、街道に関するものその他、浦島太郎伝説関係資料（市登録地域有形民俗文化財）のように地域にゆかりのあるものがある。無形の民俗文化財は、「お馬流し」（県指定無形民俗文化財）、「祇園舟」（市指定無形民俗文化財）など海岸部に伝承される漁民の厄除疫神放流の行事、「蛇も蚊も」のような悪疫放逐や豊作を祈念する行事がある。また、「牛込の獅子舞」・「鉄の獅子舞」（いずれも県指定無形民俗文化財）などの芸能、地蔵を順次家から家へと送る行事「鶴見川流域の廻り地蔵」・「下飯田の廻り地蔵」（いずれも市指定無形民俗文化財）などが現在に伝えられ、各地域で行われている。

③ 記念物

記念物は、115件所在しており、そのうち遺跡は90件と種別では2番目に多くなっている。国指定の史跡は、称名寺境内、三殿台遺跡、朝夷奈切通、大塚・歳勝土遺跡、旧横浜正金銀行本店、県指定の史跡は、市ヶ尾横穴古墳群、稻荷前古墳群等、市指定の史跡は、綱島古墳、茅ヶ崎城跡等、現在も訪れる能够が多くの場所がある。また、史跡90件のうち、8割以上が市登録史跡（75件）となっており、生麦事件碑、旗本笠原家の墓所など、様々な種類の旧跡等から本市の地域性を知ることができる。名勝は、三溪園、山手公園など、いずれも近代以降のものである。天然記念物は、動物が2件、植物が16件、地質鉱物が1件あり、ミヤコタナゴは、市内で唯一の国指定の天然記念物である。

④ 認定歴史的建造物

令和6年（2024）3月末時点で、登録歴史的建造物は212件、認定歴史的建造物は104件である。赤レンガ倉庫やクイーンの塔として知られる横浜税関本関庁舎、ホテルニューグランド本館といった近代建築、エリスマン邸や山手133番館のといった西洋館、木村家住宅主屋（旧円通寺客殿）や旧金子家住宅主屋などの古民家、第二代目横浜駅駅舎基礎遺構や護岸、橋梁などの土木遺産など、幅広い建造物が対象となっている。（なお、認定歴史的建造物は、指定等文化財を一部含む。）

(3) 主な国指定等文化財

① 重要文化財

横浜市開港記念会館

横浜港開港 50 周年を記念して、大正 6 年（1917）に建てられた公会堂建築である。外壁には、赤レンガと花崗岩を縞模様に入れ、北東隅に時計塔、南東隅に八角ドーム、北西隅に角ドームをあげるなど、意匠をこらしている。関東大震災で屋根と内部を焼損したが、鉄筋コンクリートの柱梁をいれて復旧された。復旧時に復原されず失われていた屋根やドームは、昭和 63 年（1988）に建築当初の姿に復原された。



横浜市開港記念会館

旧内田家住宅（外交官の家）

明治から大正期にかけて活躍した外交官・内田定楨氏の住宅として明治 43 年（1910）に建てられ、平成 9 年（1997）に渋谷区南平台から移築された。建物は木造二階建て塔屋付きで、天然スレート葺きの屋根、下見板の外壁が特徴となっている。設計は、アメリカ人建築家 J.M. ガーデナーで、代表作の一つである。



旧内田家住宅

② 史跡

称名寺境内

称名寺は、金沢山称名寺。真言律宗、別格本山。金沢北条氏の菩提寺である。称名寺の創建年は明らかでないが、北条実時が六浦荘の居館内に阿弥陀三尊を祀った持仏堂から発展したものという。昭和 53 年度（1978）から 10 か年にわたって称名寺庭園・苑池の発掘調査と保存整備事業が行われ、「称名寺絵図」に基づいて昭和 60 年度（1985）に平橋、61 年度（1986）に反橋が復元され、翌年にかけて庭園の復元的整備が行われた。



称名寺境内

③ 名勝

山手公園

横浜開港に伴い設置された山手地区の外国人居留地において、横浜居留外国人自らの資金により開設した外国人専用の公園で、明治 3 年（1870）に開園した日本最初の西洋式公園である。日本で初めてテニスがプレーされたテニス発祥の地としてもよく知られている。



山手公園

三溪園

三溪園は、生糸貿易や製糸業で財を成した実業家・原富太郎（号：三溪）が造営した日本庭園であり、明治39年（1906）に三溪の意向で私園を公開した。公開後も古建築の移築などを進め、園内には寺院建築、数寄屋建築などの多くの名建築があり、臨春閣など10棟が重要文化財、鶴翔閣など3棟が横浜市指定有形文化財に指定されている。関東大震災や戦災により被害を受け、昭和28年（1953）以降、原家から財団法人三溪園保勝会（現・公益財団法人三溪園保勝会）に段階的に寄贈され、復旧工事が行われた。昭和33年（1958）より、財団により一般公開されている。



三溪園

④ 登録有形文化財

西谷浄水場

横浜水道第二次拡張工事により造られた、水道施設遺構の一部である。濾過池整水室上屋は小規模な煉瓦造の建物で、3号棟、4号棟、7号棟、8号棟の4基が残されている。配水池浄水井上屋及び配水井上屋は八角形の煉瓦造の建物である。いずれの建物も、昭和48年（1973）の近代化工事により機能を失ったが、近代水道施設の遺構として貴重な存在である。



西谷浄水場

ジェラール水屋敷地下貯水槽

幕末から横浜に居留したフランス人ジュラールが経営した船舶給水業の施設で、明治10年代に造られた。兼営していたフランス瓦煉瓦製造工場の地下に築造され、谷戸の湧水を集めて貯水した。



ジュラール水屋敷地下貯水槽

(4) 主な県指定等文化財

① 建造物

旧横浜居留地 48 番館

モリソン商会の建物として明治 16 年（1883）に建てられた建物の遺構で、横浜最古の洋風建築物とされている。関東大震災で甚大な被害を受け、当初の二階建てが平屋となり、平面規模も 6 割に縮小されている。北側主入口のアーチ上部に創建時とみなされるキーストーンが置かれている。



旧横浜居留地 48 番館

神奈川県立図書館・音楽堂

神奈川県立図書館・音楽堂は、近代建築の巨匠として世界的に知られるル・コルビュジエに師事した前川國男が手がけたモダニズム建築の最初期の代表作である。図書館は、中央書庫式を採用するなど、全国に建設された図書館建築に置ける一つの規範となっている。また、水之江忠臣がデザインした閲覧用の椅子も名作椅子として名高い。音楽堂は、ホール内部に木材を用いて極めて優れた音響効果を実現するなど、コンサート専門ホールとして建設された。



神奈川県立図書館・音楽堂

② 史跡

市ヶ尾横穴古墳群

市ヶ尾横穴古墳群は、6 世紀後半から 7 世紀後半にかけて、作られた A 群 12 基・B 群 7 基の計 19 基の横穴墓からなっている。前庭部と呼ばれる横穴墓の入口前の広場部分から刀・土器類などの遺物が発見され、死者を祀る何らかの儀式が行われていたと考えられる。また、各横穴墓の内部の構造には各種の形式が見られ、時代とともに次第に変化していった様子がうかがえる。



市ヶ尾横穴古墳群

(5) 主な市指定等文化財

① 建造物

横浜開港資料館旧館 [旧横浜英國総領事館]

関東大震災で倒壊してしまった初代建物の復興として、昭和6年（1931）に建てられ、昭和47年（1972）まで英國総領事館として長らく使用されていた。ジョージアンスタイルのデザインで、正面玄関のヴォールト天井、コ林ント式の円柱など特徴的な装飾がみられる。敷地の中庭に立つ玉楠と呼ばれる大きなタブノキの近くで、日米和親条約が結ばれたという歴史的な場所でもある。



横浜開港資料館旧館

横浜市大倉山記念館 [旧大倉精神文化研究所本館]

横浜市大倉山記念館は、実業家の大倉邦彦が創設した「大倉精神文化研究所」の本館として昭和7年（1932）に建てられた。設計者の長野宇平治は、大倉氏が掲げる「東西文化の融合」に深く共鳴し、古代ギリシャ時代以前のプレ・ヘレニック様式と東洋の意匠の両方を取り入れ、独特の様式美をもった建物を設計した。昭和56年（1981）に横浜市に寄贈され、昭和59年（1984）から一般公開している。



横浜市大倉山記念館

旧横溝家住宅

獅子ヶ谷村の名主を務めた横溝氏の屋敷で、江戸末期から明治時代中期にかけて建てられた主屋、蚕小屋、穀蔵、文庫蔵、表門の5棟が残され、その屋敷構えが江戸時代の農村生活の原風景を残している。昭和61年度（1986）に寄贈され、横浜市指定有形文化財の第1号として昭和63年（1988）に指定された。現在は、横浜市農村生活館みその公園「横溝屋敷」として一般公開されている。



旧横溝家住宅（主屋）

岩田家住宅

岩田家住宅は大正元年（1912）頃に建築された外国人向け住宅で、関東大震災前の洋館としては横浜に現存するほぼ唯一の遺構である。洋館としては素朴で簡素な意匠だが、ベイウィンドウや塔屋など洋館らしい要素をもつ。関東大震災前の横浜の外国人居住地に建つ中小規模洋館の一典型とも考えられ、高い歴史的価値を持つとして、令和4年（2022）に横浜市指定有形文化財に指定された。



岩田家住宅

(6) 主な未指定文化財（市認定歴史的建造物）

赤レンガ倉庫

税関埠頭（現在の新港埠頭）の建設を行った横浜港第2期築港工事に伴い、保税倉庫として建設された。明治44年（1911）に2号倉庫、大正2年（1913）に1号倉庫が竣工している。当初は両方とも同規模であったが、関東大震災で1号倉庫が被災し、修復工事により現在みられる半分の規模となった。当時の最先端技術を使い、鉄と煉瓦を組み合わせた構造で、港横浜を代表する建築として特に著名である。



赤レンガ倉庫
(写真は2号倉庫)

インペリアルビル

旧外国人居留地に位置し、外国人専用の長期滞在型アパートメントホテルとして昭和5年（1930）に建てられた。昭和初期に横浜で活躍した建築家、川崎鉄三が設計している。当時最先端であったインターナショナルスタイルを試みており、カーテンウォールの先駆的事例としても評価されている。



インペリアルビル

ベーリック・ホール

フィンランド名誉領事も務めた貿易商 B.R. ベーリックの邸宅として、昭和5年（1930）に建てられた。現存する山手の西洋館の中で最大規模を持つスペニッシュスタイルの建物である。横浜にゆかりのあるアメリカ人建築家 J.H. モーガンの設計で、山手111番館、横浜山手聖公会、外国人墓地正門、旧根岸競馬場一等馬見所等、山手地区周辺に多く現存している作品の一つである。



ベーリック・ホール

長屋門公園

長屋門公園の歴史体験ゾーンは、明治20年（1887）に建てられた旧大岡家長屋門と泉区和泉町から移築した江戸中期後半築と推定される旧安西家住宅主屋を中心として、公園として整備され公開されている。平成5年（1993）の開園以来、地域住民を中心となって組織した「長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会」によって管理運営され、季節の行事やイベント等が行われて市民に親しまれている。



長屋門公園
(写真は旧大岡家長屋門)

旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

横浜外防波堤と本灯台は、大正末期から再開された横浜港の第3期拡張工事の中で整備されたもので、外防波堤の整備は昭和18年度（1943）に完成し、本灯台は昭和10年（1935）4月10日に建造、初点灯した。平成31年（2019）3月20日、本灯台は必要性の低下した光波標識として廃止、消灯されたが、横浜港を代表する歴史的にも貴重な港のシンボルとして保全されている。



旧横浜外防波堤北灯台及び南灯台

(7) 特產品・工芸品・料理等

① 特產品

浜なし

「浜なし」とはナシの品種名ではなく、横浜市内で生産されたナシのブランド名である。横浜でのナシづくりは、昭和20年代頃から始まった。その後、昭和40年代より観光果樹園造成事業が実施され、昭和56年（1981）から始まった横浜市観光農業振興事業により、ナシ園づくりが市内全体に広がり現在に至っている。「浜なし」は、スーパーや青果店にはほとんど出回らず、ほぼ全数を庭先などでの直売で販売しており、樹の上で完熟させた収穫してすぐの新鮮な果実を味わうことができると人気になっている。



浜なし

② 工芸品

横浜家具

文久3年（1863）、英国人ゴールマンが馬具職人・原安造に椅子の修理を依頼したことから横浜での西洋風の家具製造が始まった。日本の伝統的な木工技術や道具を使い、西洋のデザインを融合させた横浜家具が誕生した。現在では、横浜家具製作の職人は減少し、限られた職人のみが修復・復元に携わっている。横浜家具は、山手西洋館などで展示され、往時の室内空間や生活の雰囲気が再現されている。



横浜家具

横浜スカーフ

明治期、横浜港からの生糸と共に絹製品も輸出され、手巾・鼻拭（ハンカチーフ）の捺染・刺繡技術が発達し、刺繡ハンカチ・紙型捺染・木版捺染の絹のハンカチーフは地場産業として発展した。大正末期頃の紗張り捺染の発達により長い生地への染色を可能とし、昭和に入るとスクリーン捺染された横浜スカーフが輸出されるようになった。その後、世界恐慌や第二次世界大戦の影響を大きく受けて一時衰退するが、昭和30年代には海外のハイブランドのスカーフを委託生産するようになる。昭和後期以降衰退してしまったが、現在も伝統ある横浜スカーフ産業を支える団体が活動している。



横浜スカーフ

みなとみらい緑の産業のモチーフとなったスカーフ
横浜市歴史博物館 所蔵

③料理等

牛鍋

牛鍋とは、鉄鍋に味噌や醤油、割り下などで牛肉と野菜を煮込んだ鍋料理である。横浜港開港以降、居留地の外国人によって肉食文化が持ち込まれ、幕末から明治にかけて日本人が食べやすい味付けで牛鍋を提供する店が増えることで牛肉を食する文化が広まっていった。現在では、明治期に創業した三軒が営業を続け、牛鍋を提供している。

発祥グルメ

横浜は、開港以来様々な西洋文化がもたらされ、横浜発祥とされる料理も数多くある。

アイスクリームは、明治2年（1869）6月に、町田房造が「氷水店」を開き、氷とアイスクリーム「あいすくりん」を販売したものが日本での発祥とされている。

ホテルニューグランドでは、初代総料理長サリー・ワイルがシーフードドリアを考案、二代目総料理長入江茂忠がスペゲッティナポリタンを考案して提供した。また、接収時にはプリン・ア・ラ・モードが考案され、これらの料理は全国の定番料理として広まるとともに、現在でもホテルニューグランド本館1階コーヒーハウスザ・カフェでその味を楽しむことができる。



牛鍋（写真提供：太田なわのれん）



ホテルニューグランド発祥グルメ

2

2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯と これからの理念・方針

1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯
2. 歴史を生かしたまちづくりの課題
3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針
4. 各方針に基づく施策

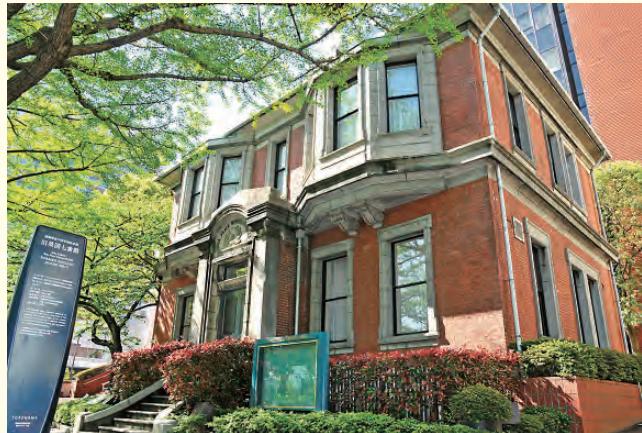
2章 歴史を生かしたまちづくりの経緯とこれからの理念・方針

1. 歴史を生かしたまちづくりの経緯

1960～70年代頃、高度経済成長期の都市開発に伴い東京、京都、小樽など全国で歴史的建造物の滅失が目立つようになっていた。横浜では、震災・戦災や、その後のインフラ整備が遅れる中での東京のベッドタウン化により、歴史的建造物の減少が顕著であった。こうした状況下で、山手資料館の移築保存や称名寺周辺の保存運動、赤レンガ倉庫の保存運動など、行政よりも市民活動が先行して歴史的建造物保存の取組が始まった。一方行政も、旧英國総領事館の整備や大倉山記念館の保存など個々の地域資源の保全活用に取り組んでいった。



赤レンガ倉庫…横浜市認定歴史的建造物（平成14年（2002））。元は国の保税倉庫であったが平成14年（2002）に横浜市へ移管され、みなとみらい21新港地区で文化・商業施設として開業した。



旧英國七番館（戸田平和記念館）…横浜市認定歴史的建造物（平成13年（2001））。震災前から残る希少なレンガの商社建築。昭和50年代、同地での開発計画に合わせ所有者と協議を行い、新築建物をセットバックして当建造物の正面1スパン分を保存する計画となった。

しかし、建造物の減少傾向は止まらず総合的な対応が必要であったことから、'70年代後半～'80年代前半にかけて、全市の歴史的建造物の悉皆調査（全数調査）を実施した。これにより横浜の歴史資産として近代建築・西洋館・古民家・社寺・土木産業遺構など多様な存在が発見されると共に、山手・日本大通り・新港地区など建造物が群として集積する地区が認識され、同時に保全活用・普及啓発等を総合的に行う体制が必要であると認識された。そして、横浜市では、歴史的な価値を担保する文化財的な「保存」と、価値をまちづくりの中で活かす「保全活用」の両輪で、歴史を生かしたまちづくりを推進することを目指し、昭和63年（1988）に「横浜市文化財保護条例」「歴史を生かしたまちづくり要綱」を同日施行した。また、これらと併せて、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るための「歴史的景観保全委員」、横浜市内の歴史的資産の調査研究や保全活用の推進を担う民間団体として「横浜市歴史的資産調査会（現・横浜歴史資産調査会）」を立ち上げ、総合的に歴史を生かしたまちづくりを推進する体制を構築した。要綱策定後、建造物の価値や個別の状況に応じた登録・認定、文化財登録・指定や、民間の歴史的建造物所有者に対する助成等を通じた、歴史資産の保全活用を推進してきた。

横浜市の歴史を生かしたまちづくりの取組の特徴として、歴史的建造物の保全においては、所有者の実情に寄り添い「全部保全（現地又は移築）」、「部分保全」、「復元」、「部材活用（転用等）」といった様々な残し方を組み合わせていることが挙げられる。歴史を生かしたまちづくり要綱による最初の認定を行った歴史的建造物の「旧川崎銀行横浜支店」では、建て替え計画に際し、所有者と保存を望む地元・学会等を含めた関係者協議を行い、高度利用と保全を両立した。現在に至るまで、都市計画手法との連携や公園制度との連携など、様々な手法で歴史的建造物の保全を推進している。平成25年（2013）11月には、新たな制度の創設等を目指して「「歴史を生かしたまちづくり」の推進について」を策定した。この中で「(1)所有者による保全活用の支援などの制度拡充の推進」、「(2)市民とともに守り、活かす取組の推進」、「(3)歴史的建造物を魅力資源として活用したまちづくり、賑わいづくりの推進」の3つの基本施策を掲げ、これを踏まえ「特定景観形成歴史的建造物」制度や「リノベーション助成制度」を創設した。



(写真：米山淳一)

旧川崎銀行横浜支店…横浜市認定歴史的建造物（平成元年（1989））。昭和60年代に老朽化により建て替え計画が報じられたが、保存を惜しむ声が大きく、協議により土地の高度利用と保全を両立した。外壁ファサードには当初材の石材が再利用されている。



旧藤本家住宅主屋…横浜市認定歴史的建造物（平成4年（2002））、特定景観形成歴史的建造物（平成28年（2016））。建築基準法の適用除外により茅葺屋根の保全を図っている。写真は、復元に際しての揚屋工事。

歴史資産の保全と同時に、これらを都市の個性・魅力として活かしていく取組を積極的に推進してきた。現在のJR桜木町駅から山手地区にかけては、鉄道路線を活用したプロムナードの汽車道や山下臨港線プロムナード、文化・商業施設として再生された赤レンガ倉庫、旧横浜船渠株式会社の石造ドック、震災時の瓦礫を埋め立ててつくられた山下公園など、数々の歴史資産を通過する歩行者ルートの「開港の道」を展開している。日本大通り地区では、平成14年（2012）の日本大通り再整備において歩道幅員の拡幅とともにストリートファニチャーの設置、セミフラットな歩車道境界の形成等を実施し、周辺の歴史的建造物と調和する空間形成を行った。その後、地区計画を策定し、オープンカフェの実施や歴史資産の活用など、良好な空間を活かし総合的にまちづくりを実施している。山手地区では、公園と一体となった西洋館の活用を推進しており、7館（令和6年度末時点）で指定管理者制度を導入し、相互に連携した公開活用を実施している。郊外では、古民家を活用した「長屋門公園」など歴史資産を広く公開する取組を実施しているほか、神奈川・保土ヶ谷・金沢では、歴史を生かしたプロ

ムナードである「歴史の道」整備を行っている。また、2000年代に入ってからは、都心部の近代建築の減失やオフィス空室率等の課題を受け、芸術や文化のもつ創造性をまちづくりに生かす「文化芸術創造都市施策」を展開してきている。平成28年度（2016）には、歴史的建造物の利活用を推進するために、「歴史を生かしたまちづくり要綱」を改正し、外観保全に加えて、内装や設備に対するリノベーション助成の制度を新設した。



汽車道…新港ふ頭と現・桜木町駅（旧・横浜駅）を結ぶ貨物鉄道路線を生かしたプロムナード。平成9（1997）年完成。三つの橋梁及び二つの島の護岸が歴史的建造物として認定されている。プロムナード中の鉄道路線は当初から保全されているもの。



長屋門公園…長屋門が残っていた旧大岡家の敷地を市が借り受け整備し、平成5年（1993）開園。同地に旧安西家の住宅主屋を移築復元し、二つの古民家を持つ公園となった。運営委員会により管理・運営され、季節の行事等で親しまれる。

また、広報普及や調査研究の取組も継続的に行っている。1980年代後半には全国に先駆け歴史資産の新たな魅力を浮かび上がらせる「ライトアップ・ヨコハマ」を実施し、その後も景観計画等に盛り込むことで、歴史的建造物のライトアップを推進している。平成18年度（2006）には、みなとみらい線の開業に合わせて横浜高速鉄道株式会社・財団法人横浜観光コンベンションビューロー等と連携した横浜市への集客キャンペーン「横濱三塔物語」を実施した。また、広報誌「都市の記憶」や「横濱新聞」の発行、セミナー、案内サインの整備などを継続的に行いながら普及啓発を推進している。

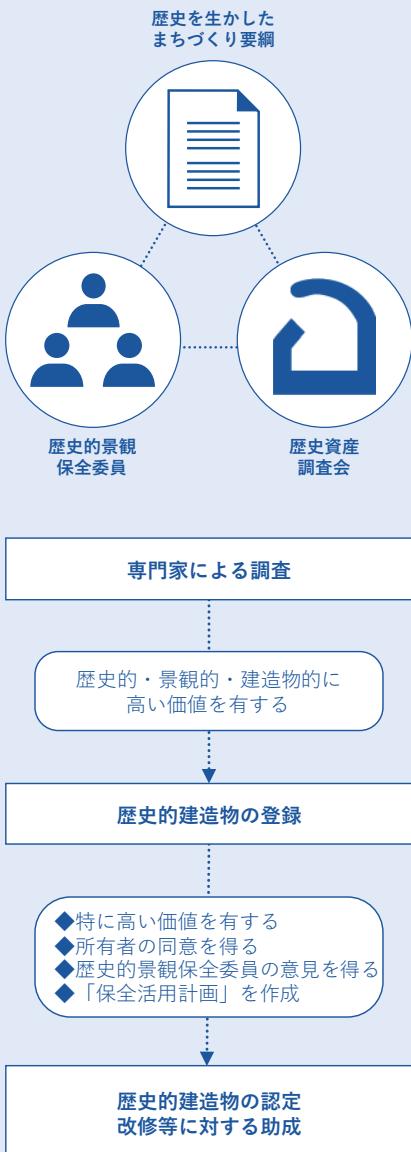


歴史を生かしたまちづくり横濱新聞…平成元年（1989）より発行している広報誌。現在は年一回程度発行しており、最新は第38号。



歴史を生かしたまちづくりセミナー…外部講師を招き、横浜の歴史文化を深堀していく市民向けのセミナー。平成元年（1989）より年一回程度開催している。

[コラム] 歴史を生かしたまちづくり要綱・歴史的景観保全委員・横浜歴史資産調査会



高度経済成長期の歴史資産の滅失の加速と保全運動の機運の高まりを受け、横浜市では全市の歴史的建造物の悉皆調査を実施し、それに基づき昭和 58 年（1983）に「歴史を生かしたまちづくり基本構想」をまとめた。この中で（1）価値の共有や市民理解の深度化、（2）幅広い「保存」を許容する施策、（3）まちづくりの中での活用、（4）他制度や事業との連動・総合的制度の立案、の四つの基本方針が示されている。これを可能とするための体制づくりとして昭和 63 年（1988）、保全活用を推進する制度の「歴史を生かしたまちづくり要綱」、有識者の意見を施策に反映するための「歴史的景観保全委員」、外部パートナーとして調査や普及啓発を推進する「横浜歴史資産調査会（旧名称：横浜市歴史的資産調査会）」を同時に立ち上げた。この三つが一体となった体制は歴史を生かしたまちづくりの重要な基盤として現在も引き継がれている。

歴史を生かしたまちづくり要綱は、建造物の凍結的な「保存」ではなく、まちづくりの中で生きた「保全」を推進する独自制度として制定された。「所有者の実情に沿った柔軟で弾力的な保全活用」を信条に、保全の対象を外観とし内部は積極的な活用を目指すことが特徴。要綱の中では歴史的建造物の登録・認定、歴史的景観地区の指定、助成制度、歴史的景観保全委員について定めている。この運用として、専門家の調査を経て価値がある建造物を「登録」、特に価値が高いものを歴史的景観保全委員への意見聴取を踏まえ所有者同意の上で「認定」し、保全改修等への助成を行っている。

「横浜歴史資産調査会（旧名称：横浜市歴史的資産調査会）」は、歴史資産の調査研究や保全活用を目的に設立された民間団体である。横浜開港 150 周年の平成 21 年（2009）に一般社団法人化、平成 25 年（2013）に内閣府認定による公益社団法人となった。歴史資産の調査研究、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」の開催や「歴史を生かしたまちづくり新聞」等の広報誌の編集発行等を市と連携し実施している。また、公益社団法人化以降は、実際の歴史資産の取得・保存等も手掛け始めている。

歴史的景観保全委員は、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るために設置された。本委員は独任制であり、歴史的建造物に関する評価や助言、要綱の運用に関する意見等を行っている。また、重要な案件には専門部会を設置し複数の有識者が連携することで対応しており、これまで「旧横浜船渠第 2 号ドック」「横浜第 2 合同庁舎」「旧横浜銀行本店別館」等の保全活用手法検討にあたり部会が設立された。

2.歴史を生かしたまちづくりの課題

(1) 歴史文化に係る情報公開や接点の不足

歴史を生かしたまちづくりの推進にあたり、情報が市民や来街者の間で共有され、一人ひとりが歴史資産を「自分たちのまちの財産である」と感じられる土壤が重要である。しかし、歴史資産の概要や分布などの情報や、それらの魅力を実際に体感できる機会は不足しており、機運の醸成には至っていない。

また、都心部の開港・外国人居留地等に関連する建造物は高く認知されている一方、郊外の歴史資産、特に古民家・社寺や東海道の宿場に関連するまちなみなどは認知度が低い。今後は、より広い層の方々が歴史文化に係る情報にアクセスしやすく、更に身近な存在として愛着を感じられるための接点を作っていく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物の候補への対応

本市ではこれまでの歴史を生かしたまちづくりの取組の中で、歴史を生かしたまちづくり要綱や文化財・景観関連の制度により近代建築、西洋館、古民家、社寺、土木産業遺構などを認定・指定等し、保全活用を推進してきた。歴史的建造物の候補となる建造物は、築造後概ね50年を経過していることが前提となるが、事業開始から40年弱が経過したことでの対象が増加している。しかし、これらの保全活用の在り方は総合的な検討が行われておらず、中でも本市では横浜大空襲以降に築造された建造物に対して制度適用が行われているものは一件に留まっている。そこで、時代の更新に伴い増加する歴史的建造物の候補について、保全活用を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担

歴史資産は、建物・設備等の劣化対応や外構の維持、大規模修繕や耐震対策など、日常的に特殊な工事が必要である。また、中には地価が高い地区に分布するものや、広い敷地を抱えているものも多く、多額の相続税・固定資産税がかかり滅失の危機にさらされる事例も多い。近年の工事費高騰の影響もあり、負担は増加傾向にある。

また、歴史的建造物を専門的に取扱う設計者や施工者など、専門家や相談できる相手がいないといった課題を抱える所有者も多い現状がある。

(4) 歴史資産の活用に係るハードル

所有者が歴史資産の活用を検討する際、資産の価値を残しながら、改修を加えていくには、高度な専門的知識を必要とするが、設計者や施工業者など、専門家や相談できる相手がいないといった課題を抱える所有者が多い。そのため、所有者、活用事業者、設計者、施工業者、有識者など、様々な専門家が相互の信頼のもとに連携し、協働する体制をつくることが求められている。

また、歴史的建造物は、長い年月を経ているため、現代の生活様式や仕様に合っていないため、バリアフリー対応や設備更新等が必要となる。その際、建築基準法等への法適合が課題となることが多く、行政は、歴史資産の活用促進に向けて、これらのハードルを越えるための技術的支援をすることが求められる。

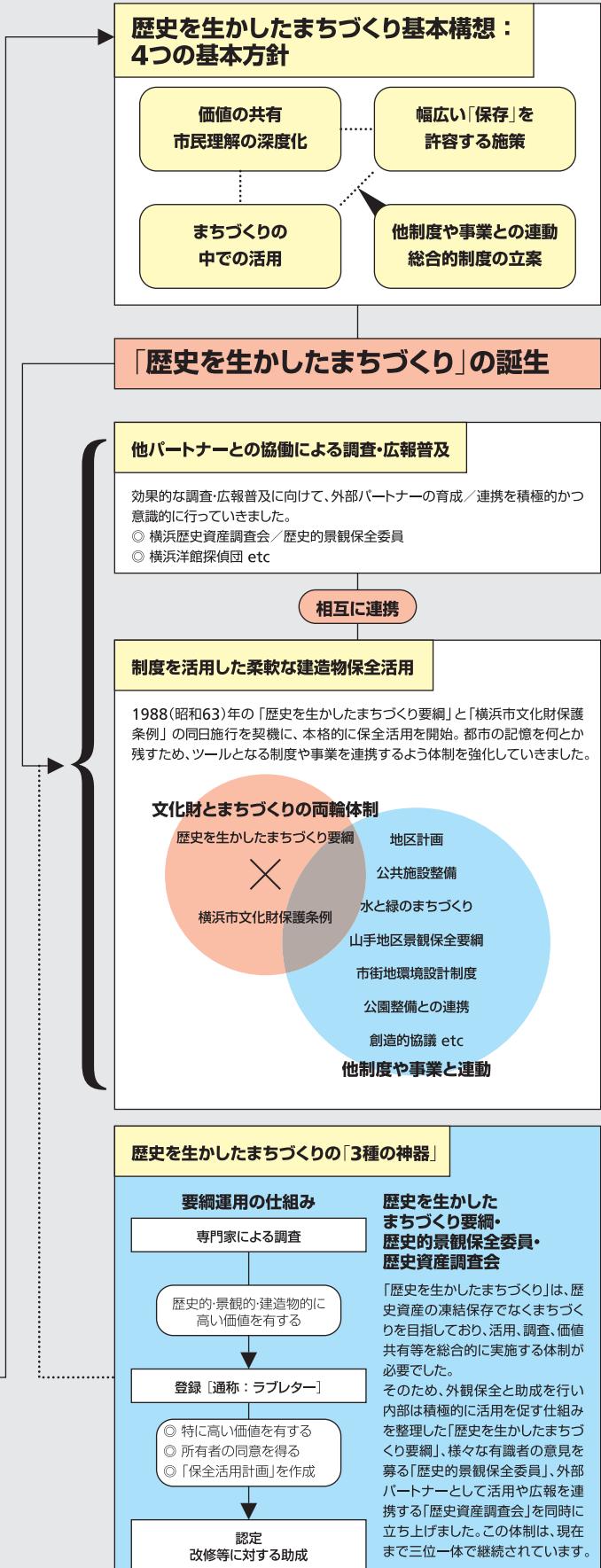
歴史を生かしたまちづくりの展開

「歴史を生かしたまちづくり」は、横浜の歴史を象徴する建造物を歴史資産として捉え、まちの個性・魅力に転じていくことを目指しています。横浜市において都市デザインの取組を始めた初期は個別の歴史資産の保全活用を行っていましたが、全市の総合調査や検討を踏まえ、保全と活用・広報普及を一体で行う体制を構築しました。

初期の取組から体制作りへ向けた調査まで



歴史を生かしたまちづくりの体制づくり



歴史を生かしたまちづくりの展開

歴史的建造物の調査

歴史資産台帳登録調査

歴史文化の広報普及

広報媒体の作成

○歴史を生かしたまちづくり横濱新聞○「都市の記憶」

歴史を生かしたまちづくりセミナー

ライトアップ・ヨコハマ

第二次世界大戦以降の
建造物の評価が見直され始める

戦後建造物の評価検討

旧横浜市庁舎等のモダニズム建築など、戦後建造物の評価見直しを行っています。



都橋商店街ビルの登録

防火帯建築を活かす「芸術不動産」への展開

歴史的建造物の保全活用



都心部の近代建築保全

旧川崎銀行横浜支店



「都市の記憶」を紡ぐ

都心部の近代建築は横浜の都市形成・復興の象徴。単体保全の支援のみならず、建物買上げや復元調整等、あらゆる手段を講じて保全活用を進めています。



銀行建築の保全活用

日本大通りの建造物保全

北仲通地区の建造物保全活用

山手地区景観保全要綱

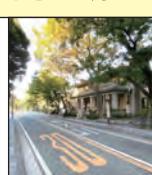
教会【山手聖公会等】 西洋館【エリスマン邸等】

山手地区の歴史を生かしたまちづくり

公園での公開西洋館の取組

一体の「山手らしさ」を守る

山手地区には西洋館、教会、学校、公園、擁壁など旧居留地時代を偲ばせる建物やコミュニティが残ります。これらを官民で守り育てる取組を継続しています。



西洋館を市民に聞く



郊外部へ展開

西洋館・洋館付き住宅保全

長屋門公園

郊外部の古民家等の保全活用

港だけでは無い 横浜のルーツを今に伝える



市内に点在する古民家や周辺環境はかつての農村や湊の姿を偲ばせるものであり、保全の取組を進めています。

2つの古民家を公園として活用



汽車道と第一～三号橋梁保全

土木産業遺構の保全活用

「横浜の形成基盤」の痕跡を残す



鉄道、ガス灯、水道、灯台など土木遺構は横浜都市形成の礎となった歴史資産として、全国に先駆け保全活用を進めました。

土木遺構を市民の場に転換

鉄道路線と橋を保全しプロムナードとして整備を行いました。

保全から活用に向けた潮流

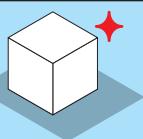
○建物の維持管理の負担が増え、認定解除となる案件が出現
○まちの魅力向上のため建造物の活用需要増加

残したものを使っていくか?
が求められる

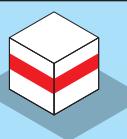
新たな展開の模索

歴史的建造物活用は法的・コスト的に高いハードルがあり、その維持自体も税金や改修費の高騰、技術者の減少等からも益々厳しさを増しています。この傾向の加速を受け、2013年度には対応すべき課題と方向性をまとめ、「歴史を生かしたまちづくり」の推進についてを発表し、特定景観形成歴史的建造物やリノベーション助成制度を導入しました。今後は、点から面的な歴史的環境の保全活用への展開、建物の保全活用へのきめ細やかな対応や、より創造的な活用の在り方の模索が求められます。

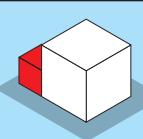
取り組みの継続により、建造物保全の在り方は多様化してきました。



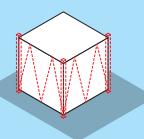
全館保全



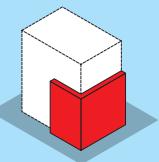
用途変更



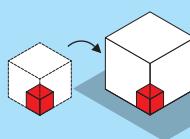
増築



改修・補強



一部保全



転用

3. 歴史を生かしたまちづくりの理念と方針

理念：旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

横浜は、これまで最先端の新しい文化や技術を取り入れて発展してきたまちであり、その気質は「進取の気質」と呼ばれる。一方、歴史の積み重ねを失わせるのではなく、敬意を持って保全活用しながら、時代に合わせたまちづくりを推進してきた。こうして形成してきたまちの景観や活動は、都市開発と一体となった近代建築や、市民活動の場となっている古民家など、地域によって都市の記憶と先進性が融合する多様な表情をつくってきた。

本計画においては、旧くから残る歴史的価値と新たに創造する魅力が、都市の中で多様に混在して一体となることを横浜らしい魅力として捉え、この姿を市民・来街者等に体感してもらえるよう、理念と二つの方針を掲げる。

「旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち」の理念のもと、市民や来街者が、横浜の歴史資産やその背景について知り、その魅力を様々な面から体感できるよう、歴史資産との多様な接点を作り、歴史文化に係る機運醸成やシビックプライドの向上を図っていく（方針1）。

また、歴史資産を適切に保全することで、後世へ確実に継承するとともに、その活用を促進することで、歴史資産が各地域の核となり、まちに奥行きと魅力をもたらす存在となることを目指す（方針2）。

横浜らしさに市民や来街者などが触れ、体感し、価値を認識することで、歴史資産が適切に継承・活用され、さらに人々の活動や交流が生まれる好循環を目指していく。

4 .各方針に基づく施策

3で掲げた方針に基づき、今後10年間で重点的に取り組む施策を以下に示す。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

横浜は市域全体に歴史資産が存在するが、個々の保存状況や、評価の対象は、年月の経過に伴って変化していく。このため、その時々の状況を把握するため、定期的に市内の歴史資産の全数調査を実施する。さらに、確認した個別具体的な歴史資産について、詳細な調査や価値づけを推進する。

また、把握した歴史資産に係る情報について、市民や来街者などが簡単にアクセスできるよう、ホームページなどで積極的な情報公開に努める。加えて、横浜市ふるさと歴史財団などの様々な団体や有識者と連携し、積極的に解説展示や講義等を行うことで、効果的な情報共有を推進する。

【関連する事業】

- ・歴史的建造物の全数調査事業
- ・山手に関する資料収集・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開に加え、歴史的建造物での音楽や芸術イベントなど活動の場とする取組、歴史的建造物を公園と一体で整備する取組、まち中の地図・案内サインの整備などの周辺環境整備を行い、歴史資産に実際に触れて体感できる機会を創出する。

また、ホームページやSNSのほか、VR・AR、電子媒体や書籍など、様々なメディア・デジタル技術等を活用し歴史文化についてのPRを推進し、さらに、まちづくり会議などを通じ、人々がまちの歴史資産について議論・交流する機会を創出することにより、幅広い世代が愛着を持てるよう、普及啓発を検討・実施する。

【関連する事業】

- ・港の見える丘公園拡張整備事業
- ・山手西洋館公開活用事業
- ・景観形成推進事業（山手地区）
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- ・日本大通りの賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（関内地区）
- ・赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- ・歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・ガーデンネックレス横浜事業
- ・歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
- ・開港5都市景観まちづくり会議事業
- ・山手区域回遊性向上事業
- ・歴史資産のアクセス向上事業
- ・山手に関する資料収集・普及啓発事業
- ・横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

「歴史を生かしたまちづくり」の対象としている歴史的建造物は、築造後概ね50年を経たものとしているが、年月を重ね、対象が増加していく中、今後は、モダニズム建築、防火帯建築、近代住宅建築など、横浜大空襲以降の都市発展の系譜を顕著に物語る歴史資産について、価値や保全活用を総合的に検討する。

【関連する事業】

- ・新たな歴史資産の保全活用検討事業
- ・歴史資産に係る制度運用事業
- ・歴史資産の活用促進事業

方針2：歴史資産の継承と活用の促進

施策① 保全・継承に向けた支援

歴史資産の維持管理に係る費用や税負担など、多くの所有者負担への対応や、所有者・行政・地域・専門家等が協力しあい、歴史資産を引き継いでいく仕組が求められる。

そこで、これまで実施してきた歴史資産の認定・指定等や、助成支援を引き続き実施することに加え、税制優遇措置や国費導入等、専門的な技術者を派遣する仕組の創設など、支援の拡充を図る。

【関連する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
- ・旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業
- ・歴史資産に係る制度運用事業
- ・新たな歴史資産の保全活用検討事業

施策② 歴史資産の活用促進

歴史資産の価値を活かしつつ、改修を加えることで建造物に新しい価値を加え、市民や来街者がその価値を実感できるようにすることは、歴史を生かしたまちづくりを継続する上で、大きな意義を持つ。また、建物を使い続けること自体が、歴史資産を維持保全するうえでも、非常に有効である。

そこで、建造物の活用に係る所有者と事業者等とのマッチング、建築基準法適用除外制度の活用サポート、リノベーション助成の実施など、様々な支援を通じ、歴史資産の活用を促進する。

【関連する事業】

- ・歴史資産の活用促進事業（マッチング支援、建築基準法適用除外制度の運用、リノベーション助成）

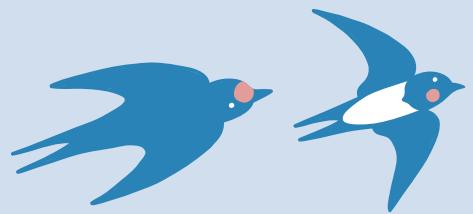


方針1

横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

基本理念

旧きと新しきが混ざり合う、横浜らしさを体感できるまち



施策 1

保全・継承に向けた支援

施策 2

歴史資産の活用促進

方針 2

歴史的建造物の継承と活用の促進

3

3章 維持向上すべき歴史的風致

1. 横浜市における歴史的風致の考え方
2. 歴史的風致の分布状況
3. 維持向上すべき歴史的風致

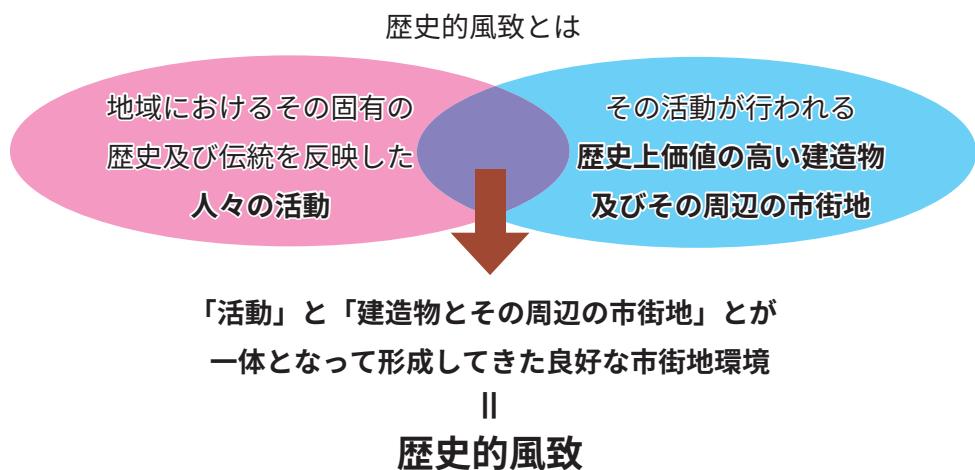
3章 維持向上すべき歴史的風致

1. 横浜市における歴史的風致の考え方

歴史的風致とは、歴史まちづくり法で定義されている「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」である。そのため、歴史的風致の設定にあたっては、下記の3つの条件をすべて満たしているものとする。

- ①：地域の固有の歴史や伝統を反映した活動が現在行われていること
 - ②：①の活動が歴史上価値の高い建造物※とその周辺で行われていること
 - ③：①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること
- ※「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものという。
(「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」より)

なお、3つの条件に該当する歴史的風致を形成する建造物等は築50年以上、活動は50年以上継続していることが必要となる。



一方、横浜市では「横浜市文化財保存活用地域計画」を策定し、そこでは関連文化財群として、9つのテーマに整理されている。今回の歴史的風致の設定においては、この関連文化財群のテーマを踏まえ、上記の3つの条件を満たすように、3つに整理した。その対応については、次の通りである。

歴史的風致維持向上計画の歴史的風致と文化財保存活用地域計画の関連文化財群のテーマとの対応

歴史的風致維持向上計画 歴史的風致	文化財保存活用地域計画 関連文化財群のテーマ
(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致	1. 海と川とともに暮らした原始・古代の人々
(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致	2. 武家社会下の交易・交通と文化
(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致	3. 横浜開港ー国際貿易港のあゆみー
	4. シルクがもたらした繁栄
	5. コスモポリタン都市ー文化の交差点ー
	6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー
	7. 焼け跡から二度よみがえった都市
	8. 谷戸・里山と横浜の原風景
	9. 地域が育む祭礼・行事

2.歴史的風致の分布状況

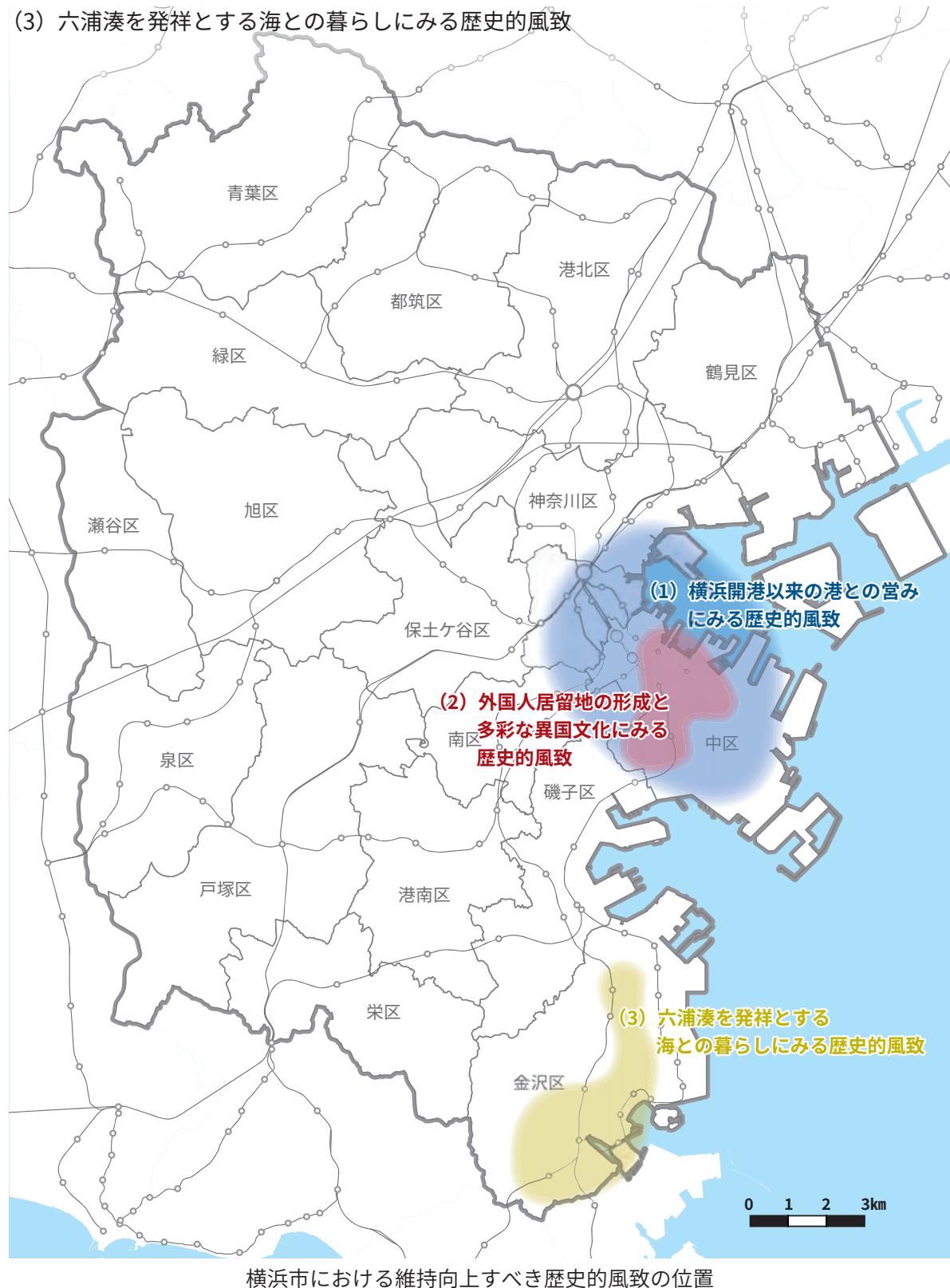
横浜市において、維持及び向上すべき歴史的風致は次のとおりである。

(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

- ①国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致
- ②焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承にみる歴史的風致

(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致



3.維持向上すべき歴史的風致

(1) 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致

①国際貿易港のあゆみにみる歴史的風致

ア 概要

嘉永6年（1853）6月、アメリカ東インド艦隊司令長官のペリーが浦賀に来航し、江戸幕府に対して日本の開国を求めるアメリカ大統領の親書を手渡した。その翌年の正月、回答を求めて再び来航したペリーに対して、幕府は神奈川の対岸に位置する横浜を交渉の地と定め、同年3月3日、日本の開国を決定づけた日米和親条約が締結された。

その後、安政5年（1858）にアメリカとの間で結ばれた日米修好通商条約によって、神奈川・箱館・長崎・新潟・兵庫の5港の開港が決定すると、安政6年（1859）正月、幕府は横浜での貿易開始を公布し、これ以降、全国から人びとが横浜に移住することとなった。そして同年6月2日（1859年7月1日）の開港をきっかけに、半農半漁の小さな村だった横浜は、国際貿易都市として急速な発展を遂げていった。開港場には、波止場を中心に運上所（税関）や町会所（行政機関）、銀行、外国商館などが建設され、その後の政治・経済の中心地として発展していった。港町の発展には、外国人技師や外国からの資材輸入などにより、さまざまな近代技術が導入された。灯台や近代水道（上水道）・下水道、ガス灯などのまちづくりの基盤となる技術は、横浜で初めて導入されたのち、日本中に広まつていった。

開港以降、横浜港の貿易を支えたのが生糸の輸出であった。信州や上州を中心に各地で生産された生糸は「絹の道」を通じて横浜港へと運ばれ、国内の売込商を通じて海外へと輸出された。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、生糸貿易で財を得た実業家たちが、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもつようになった。その代表格といえる人物が原富太郎（号：三溪）であり、京都や鎌倉から移築した古建築を配置した日本庭園を、明治39年（1906）に三溪園として市民に開放した。また自身でも、《孔雀明王像》（平安時代後期、国宝、東京国立博物館蔵）をはじめ古美術を積極的に収集し、三溪園に若手芸術家たちを招いて創作活動を支援するなど、横浜の芸術文化の発展に寄与した。

開港当初、小さな波止場から始まった横浜港は、明治時代を通じて実施された二度の築港工事を経て、国内を代表する近代港湾へと発展した。明治20年代に完成した第一期築港工事では鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）が完成し、続く第二期築港工事では、万トンクラスの船舶が接岸できる繫船岸壁や煉瓦造倉庫、クレーンなどの設備を備えた新港ふ頭（現在の赤レンガパーク、新港パーク一帯）が造成され、大正時代初めには東洋一と称されるまでになった。

横浜にとって、都市発展の出発点である安政6年（1859）の開港は、開港都市のアイデンティティを支える重要な歴史であり、明治42年（1909）には開港50年祭が、昭和33年（1958）には開港100年祭が、平成21年（2009）には開国博Y150がそれぞれ開催され、開港の節目ごとに歴史をふりかえる記念祝賀行事が繰り返されてきた。現在では港としての物流機能は、大きく外縁部に広がっているが、かつての開港場のエリアは、現在も業務・商業などの機能が集積した都心部の一端を担っており、内外の来街者を迎える国際・観光交流の場として機能している。

イ 建造物

○旧横浜正金銀行本店本館

横浜正金銀行は、明治13年（1880）に外国為替や貿易金融を取扱う銀行として設立された。現在の建物は、明治37年（1969）に完成したネオ・バロック様式の石造三階建てである。終戦後に銀行は閉鎖され、昭和42年（1967）に神奈川県立博物館（現在は神奈川県立歴史博物館）として開館した。横浜では数少ない関東大震災前の建物であり、馬車道のランドマークにもなっている。昭和44年（1969）に重要文化財、平成7年（1995）に史跡に指定された。



旧横浜正金銀行本店本館

○横浜市開港記念会館

横浜開港50周年を記念し、市民からの寄付を募って建てられた建物で、大正6年（1917）7月1日の開港記念日に開館した。関東大震災では屋根と内部を焼損し、鉄筋コンクリートで補強して復旧し、内部意匠も新しくされた。戦後は長らく接収されていたが、開港100周年の昭和33年（1958）に解除、市制100周年・開港130周年にあたる平成元年（1989）には、震災後復旧されずに長く失われていた屋根やドームが復元された。建設後、さまざまな災害を受けながらも、さまざまな記念行事や賓客を招く場として活用され、市民が利用する公会堂としての役目を果たしている。高さ36mある時計塔は「ジャックの塔」と呼ばれ、横浜のシンボルとして親しまれている。平成元年（1989）、重要文化財に指定された。



横浜市開港記念会館

○旧横浜船渠株式会社第一号・第二号船渠（ドック）

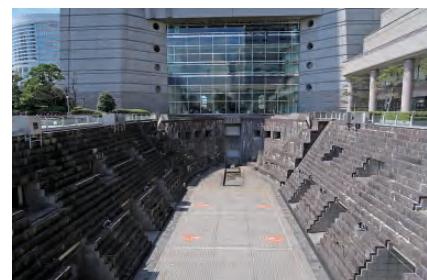
英国人技師パーマーの提言に基づき、明治22年（1889）設立の「横浜船渠会社」が建設した船舶補修用の乾船渠（ドライドック）である。第一号ドックは明治31年（1898）、第二号ドックは明治29年（1896）に完成した。

現在、第一号ドックは帆船日本丸が係留されて「日本丸メモリアルパーク」として活用されている。平成12年（2000）に重要文化財に指定された。帆船日本丸も平成29年（2017）に重要文化財に指定され、すべての帆を広げる総帆展帆はボランティアの手作業で定期的に実施されている。



第一号ドック・日本丸

一方、第二号ドックは、平成元年（1989）に市認定歴史的建造物に土木遺構として当時初めて認定され、平成5年（1993）にみなとみらい地区の開発に併せて「ドックヤードガーデン」として復元・整備され、イベントスペースとして活用されている。平成9年（1997）に重要文化財に指定された。どちらも、横浜の港景観を代表する重要な歴史資産として親しまれている。



第二号ドック

○赤レンガ倉庫

赤レンガ倉庫は大蔵省の税関倉庫として、明治44年（1911）に2号倉庫、大正2年（1913）に1号倉庫が建てられた。

戦前は横浜港の貿易・物流の発展に寄与したが、昭和40年代半ばになると周辺の埠頭の整備に伴い利用率が低下し、この頃より建物保存の機運が高まり始める。平成元年（1989）に役割を終えた後、国から横浜市へ財産移管されたのが平成4年（1992）であった。その後、改修・構造補強工事、内装改修工事を実施して、平成14年（2002）より、文化・商業施設として活用されている。同年、市認定歴史的建造物に認定された。また、周辺は赤レンガパークとして整備され、税関事務所遺構や旧横浜港駅プラットホームが保全されている。横浜の港を象徴する代表的な建物・景観であり、観光交流の拠点としても大きな役割を果たしている。



赤レンガ倉庫

○氷川丸

氷川丸は、昭和5年（1930）シアトル航路用として横浜船渠で建造された貨客船である。戦時中は一時、海軍特設病院船や引き揚げ船として使用されたが、船齢30年を迎えた昭和35年（1960）に引退するまで貨客船として活躍した。引退後改修された後、昭和36年（1961）から現在の山下公園の位置に係留され、海の教室ユースホステルとして開業し、観光船として活用された。平成18年（2006）から大規模な改装工事を行い、竣工当時に近い形に復元され、平成20年（2008）に「日本郵船氷川丸」としてリニューアルオープンした。平成15年（2003）に横浜市指定有形文化財に指定（のち重要文化財指定時に解除）、平成28年（2016）には重要文化財に指定された。



氷川丸

氷川丸では、正午を知らせる汽笛やイベント開催時の合図、大桟橋から大型クルーズ船が出港する際などに汽笛を鳴らしている。毎年大晦日には、在港の船とともに「除夜の汽笛」を鳴らし、横浜港の年越しの風物詩として親しまれている。

○三溪園

三溪園は、生糸貿易で財を成した実業家・原富太郎（号：三溪）によってつくられた日本庭園で、明治39年（1906）に市民に公開された。園内には、三溪が全国から収集した寺院建築、数寄屋建築などの古建築が配置され、現在では17棟の古建築が現存する。益田孝（号：鈍翁）、松永安左エ門（号：耳庵）とともに近代三茶人に数えられていることにちなみ、現在でも庭園内の古建築では茶会が営まれている。平成19年（2007）に、庭園が名勝に指定された。



三溪園

ウ 市街地環境

横浜の中心市街地が発展する礎となったのは、近世の新田開発によって生まれた新田であった。開港以降、多くの人々が移り住んできた横浜では、開港場の整備とあわせて、港の後背地に広がる新田（吉田新田・横浜新田・太田屋新田）の段階的な埋め立てによって市街地が造成されてきた。JR 京浜東北線の南側一帯に広がる、大岡川と中村川に挟まれた釣鐘状のエリアは、江戸時代前期に商人吉田勘兵衛によって開発された吉田新田で、明治時代以降に埋め立てられて市街地化した。現在の中華街一帯は、もとは江戸時代末期に開発された横浜新田であり、現在の横浜公園一帯は、同じく太田屋新田であった。

開港翌年の万延元年（1860）には、横浜港防衛のための砲台として、神奈川湊の沖合に、勝海舟の設計によって台場が築造された。実際には戦闘で使用されることなく、台場は外交使節を迎える際の祝砲として利用された。明治32年（1899）の条約改正によって台場は廃止され、その後の埋め立てによって姿を消したが、石積み擁壁の遺構が各所で確認されており、星野町公園（神奈川区）などで見ることができる。

同じく開港の翌年には、元町との間に運河（現在の堀川）が開削され、開港場は長崎の出島のごとく水路で囲われた市街地となった。治安維持のために、開港場へ入る橋のたもとには関門が設けられ、関門の内側との意味で「関内」と称されるようになった。これらの関門は明治4年（1871）に廃止されるが、「関内」の語は、現在もJR 京浜東北線の駅名として残されている。

開港場の整備は、運上所（税関）を境に東側を外国人居留地、西側を日本人市街として進められ、山下居留地（現在の山下町及び日本大通りの東側一帯）及び山手居留地（現在の山手町一帯）が設置された。横浜港の貿易の拡大につれ、居留外国人も増加したことから、居留地の整備拡大、運動娯楽施設の設置などが外国から強く要求されるようになった。そのため、元治元年（1864）に「横浜居留地覚書（第2回地所規則）」が締結され、山手根岸外国人遊歩道、根岸競馬場の整備などが進められた。

慶応2年（1866）9月に発生した火災（慶応の大火）で、波止場を含む関内地区の市街地のおよそ3分の1が焼失した。これを受けて幕府と諸外国との間で、公園の新設や防火道路の整備などを含む「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書（第3回地所規則）」（慶応の約書）が締結された。これらの都市改造は、明治時代に入ってイギリス人技師ブラントンの設計によって実施され、外国人と日本人の双方が利用できる「彼我公園」（横浜公園）、そして防火道路としての日本大通りが完成した。日本大通りと横浜公園が一體的に生まれたことで、開港以来の外国人居留地と日本人市街との二重構造は明瞭になり、現在の関内地区の骨格が形づくられた。

そして開港場を見下ろす野毛の丘陵地には、原善三郎、茂木惣兵衛、平沼専蔵といった貿易商たちの邸宅が営まれるようになった。明治26年（1893）の記録によると、彼らは当時横浜市における高額納税者のトップ3であり、関内地区を挟んで向かいあう位置にある山手の丘陵地が、居留外国人たちの住宅地として発展したのに対して、野毛山は日本人豪商たちの高級住宅地として発展した。野毛山は古くから桜の名所であったが、野沢屋の屋号をもつ茂木家は菊の栽培で知られており、秋になると菊を鑑賞できる庭園を市民に開放し、「野沢の菊」として親しまれた。これらの邸宅跡は、関東大震災で被災したあと野毛山公園として整備され、市民が花と緑に親しむ環境は現在に継承されている。

一方、都市基盤の要である港湾設備は、開港当初の小さな波止場から段階的に拡大を続けてきた。



日本大通り

二本の平行な突堤から始まった波止場は、まず慶応の大火ののち、片方の波止場が波除けの機能を兼ねて「象の鼻」状に大きく湾曲して拡張された（現在の象の鼻防波堤）。その後、明治 22 年（1889）に着工した第一期築港工事で、イギリス人技師パーマーの計画にもとづいて、鉄製桟橋（現在の大さん橋国際客船ターミナル）や東水堤・北水堤の二つの防波堤が建設された。続いて、日清戦争後の貿易拡大を背景に、明治 32 年（1899）から大正 6 年（1917）にかけて実施された第二期築港工事では、

税関前面の海面を埋め立てて、万トン級の大型船舶が直接接岸できる岸壁を備えた国内初のふ頭（新港ふ頭）が完成した。陸上設備では、木造・鉄骨造の上屋のほか荷役用のハンマーHEADクレーン、煉瓦造の保税倉庫（現在の赤レンガ倉庫）や発電所が建設された。ふ頭内には、桜木町駅に隣接する貨物駅から、連絡橋（現在の汽車道）を通じて鉄道の引き込み線が敷設され、陸運と海運との一体化が図られた。横浜港はその後も拡張工事が続けられ、関東大震災を挟んで昭和 12 年（1937）に、外防波堤の建設や市営埋立地の造成を含む第四期築港工事が完了した。

開港場の設置によって、横浜の政治・経済の中心地として発展した関内地区は、内外貿易商たちの商館や倉庫をはじめ、税関・行政機関・銀行などが建設された。なかでも日本大通りには神奈川県庁舎、横浜市庁舎などの官公庁が、本町通りには多数の銀行が建ち並び、横浜の発展を支えた。これらの施設のうち、旧横浜正金銀行本店（現・神奈川県立歴史博物館、明治 38 年、重要文化財）、神奈川県庁（昭和 3 年、重要文化財）、旧露亜銀行横浜支店（大正 10 年、市指定有形文化財）、開港 50 周年記念事業として建設された開港記念横浜会館（現・横浜市開港記念会館、大正 6 年、国重要文化財）などが文化財指定されているほか、旧英國七番館（大正 11 年、市認定歴史的建造物）、横浜税関本関庁舎（昭和 9 年、市認定歴史的建造物）、旧三井物産横浜支店（現・KN 日本大通ビル、明治 44 年）、旧第一銀行横浜支店（昭和 4 年、市認定歴史的建造物）、インペリアルビル（昭和 5 年、市認定歴史的建造物）などの歴史的建造物がさまざまな形で活用されている。また、馬車道駅での旧第一銀行横浜支店の建造物で用いられていた部材の展示など、滅失に至った建造物の一部を活用・展示する取組が地域一体で取り組まれ、歴史的風致の形成に寄与している。

また港湾設備でも、幕末に築造された象の鼻防波堤（平成 21 年復元）のほか、民間の石造ドックとしては国内最古の旧横浜船渠株式会社第一号、第二号ドック（明治 29-31 年、重要文化財）、旧新港ふ頭の施設である赤レンガ倉庫（明治 44- 大正 2 年、市認定歴史的建造物）、旧臨港線護岸（市認定歴史的建造物）、ハンマーHEADクレーン（大正 3 年）などの土木遺産が保全され、商業施設や汽車道等のプロムナードとして活用されている。

横浜近郊の景勝地であった本牧は、明治 44 年（1911）に横浜電気鉄道（のちの横浜市電）の本牧線が開通して以降、住宅地として発展していくが、貿易商の原善三郎は、早くも明治初年には本牧三之谷の土地を入手し、明治 20 年代には海を望む山上に別邸「松風閣」を構えていた。この地を引き継いだ 2 代目の原富太郎（号：三溪）は、京都や鎌倉の古建築を自邸内に移築して庭園を整備し、明治 39 年（1906）に「三溪園」として現在の外苑部分を市民に開放した。現在三溪園には、近世の数寄屋風建築であ



象の鼻防波堤（象の鼻パーク）



三溪園

る臨春閣や聴秋閣など 10 棟の重要文化財と、三溪園の整備と並行して原家の住宅として建てられた鶴翔閣（明治 35 年（1902））や白雲邸（大正 9 年（1920））など 3 棟の市指定有形文化財を含む、計 13 棟の文化財建造物が現存し、これらの古建築と周囲の自然環境が一体化した庭園として、三溪園自体も国指定の名勝となっている。

本牧では、同じく横浜を代表する貿易商であった小野光景も別邸を構えており、原家の地所の東側一帯には、「小野公園」と呼ばれる広大な別荘地が広がっていた。昭和の時代に入って、これらの別荘地の一部は、内務大臣等を務めた安達謙蔵に譲渡され、昭和 8 年（1933）に、8 人の聖人像を安置した八聖殿が建設された。その後、昭和 30 年代に始まる根岸湾の埋め立て事業によって、本牧一帯の海岸線は失われてしまったが、かつての「小野公園」を含む三溪園の南側から東側にかけての一帯は、現在本牧市民公園・本牧臨海公園として市民に公開されている。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は以下のとおり。

歴史的風致を形成する建造物	指定等
旧川崎銀行横浜支店	市認定歴史的建造物
横浜指路教会	市認定歴史的建造物
横浜第 2 合同庁舎（旧生糸検査所）	市認定歴史的建造物
横浜海岸教会	市認定歴史的建造物
旧臨港線護岸	市認定歴史的建造物
港一号橋梁	市認定歴史的建造物
港二号橋梁	市認定歴史的建造物
港三号橋梁（旧大岡川橋梁）	市認定歴史的建造物
旧英國七番館（戸田平和記念館）	市認定歴史的建造物
赤レンガ倉庫	市認定歴史的建造物
新港橋梁	市認定歴史的建造物
旧居留地消防隊地下貯水槽	市認定歴史的建造物
横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台	市認定歴史的建造物
旧神奈川労働基準局（元日本綿花横浜支店倉庫）	市認定歴史的建造物
旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用 B 号倉庫及び C 号倉庫	市認定歴史的建造物
旧横浜居留地 48 番館	県指定重要文化財
旧露亜銀行横浜支店	市指定有形文化財
旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所	市指定有形文化財
旧日本綿花横浜支店事務所棟	市指定有形文化財
旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール	登録有形文化財
白雲邸	市指定有形文化財
御門	市指定有形文化財
旧原家住宅（鶴翔閣）	市指定有形文化財

工 活動

○開港を記念する祝賀

安政6年6月2日（1859年7月1日）の開港は、都市横浜のアイデンティティの核となる大きな歴史事象であり、現在にいたるまで、さまざまなかたちで開港を記念する祝賀がおこなわれてきている。現在横浜市では、旧暦の日付と同じ6月2日を開港記念日として、その日を市立学校の休業日としているが、新暦の7月1日を開港記念日としていた時代もあった。

開港を記念する祝賀としては、開港翌年の万延元年6月2日（1860年7月19日）におこなわれた洲干弁天社の祭礼がもっとも早い。開港以前からの横浜村の総鎮守であった洲干弁天社の祭礼は、従来8月15日におこなわれていたが、この年は開港一周年を記念して6月2日に変更しておこなわれ、8台の山車と4台の屋台からなる行列が、華やかに飾り立てられた町を練り歩いた。また慶応3年6月2日（1867年7月3日）には、万延元年時の十倍の規模で弁天社の祭礼が盛大におこなわれたと、『横浜沿革誌』（明治25年（1892））は記している。時代が明治になると、明治政府の神仏分離令によって、洲干弁天社は厳島神社と改称して羽衣町へと移転し、その後の横浜総鎮守の座は、明治3年（1870）に創建された伊勢山皇大神宮が担うことになる。

『横浜沿革誌』は、同年4月におこなわれた伊勢山皇大神宮創建の遷座祭について、「当曰は本町・弁天通・馬車道通・吉田町・野毛町・伊勢山の間、昼夜見物人雜沓、開港以来の賑わいなり」と記しており、街をあげての祝祭であったことをうかがわせる。その後も伊勢山皇大神宮では、創建日の旧暦4月15日にちなんで、毎年5月15日に例大祭を開催している。

横浜市としての最初の大規模な開港記念の祝賀事業が、明治42（1909）年に開催された開港五十年祭である。このときは横浜市参事会が、新暦での7月1日に五十年祭を開催することを提唱し、記念事業として、火災で焼失した横浜町会所の跡地に、市民からの寄付金で開港記念横浜会館（現・横浜市開港記念会館）を建設することが決定した。またこの年には、横浜市歌や市章が定められた。7月1日の五十年祭当日は、開港記念横浜会館の地鎮祭がおこなわれたのち、埋め立てが進む新港埠頭の第5号上屋で記念式典が開催された。市中では、山車・手踊り・大名行列・提灯行列などがおこなわれ、街全体をあげての祝賀行事は5日まで続いた。

以後、毎年7月1日は開港記念日として、市長主催の記念祝賀会が開催されることが恒例となり、明治44年（1911）には、新築された横浜市庁舎の開庁式とあわせて、また大正6年（1917）には、開港五十年記念事業で建設された開港記念横浜会館の開館式とあわせて、盛大に祝賀会が開催された。

こうした前史を背景に、翌大正7年（1918）の横浜市会では、7月1日を市の休日とすることが可決され、新暦の7月1日が正式に開港記念日となった。2年後の大正9年（1920）には、横浜公園を会場として国内外の物産を販売する「開港記念祝賀バザー」が、7月1日から3日間開催され、現在も「横浜開港記念バザー」が、7月1日から3日間開催され、現在も「横浜開港記念バザー」



開港五十年祭の様子



第90回 横浜開港記念バザー
(令和5年6月8日～11日開催)

として、市民でにぎわう開港記念行事のひとつとなっている。

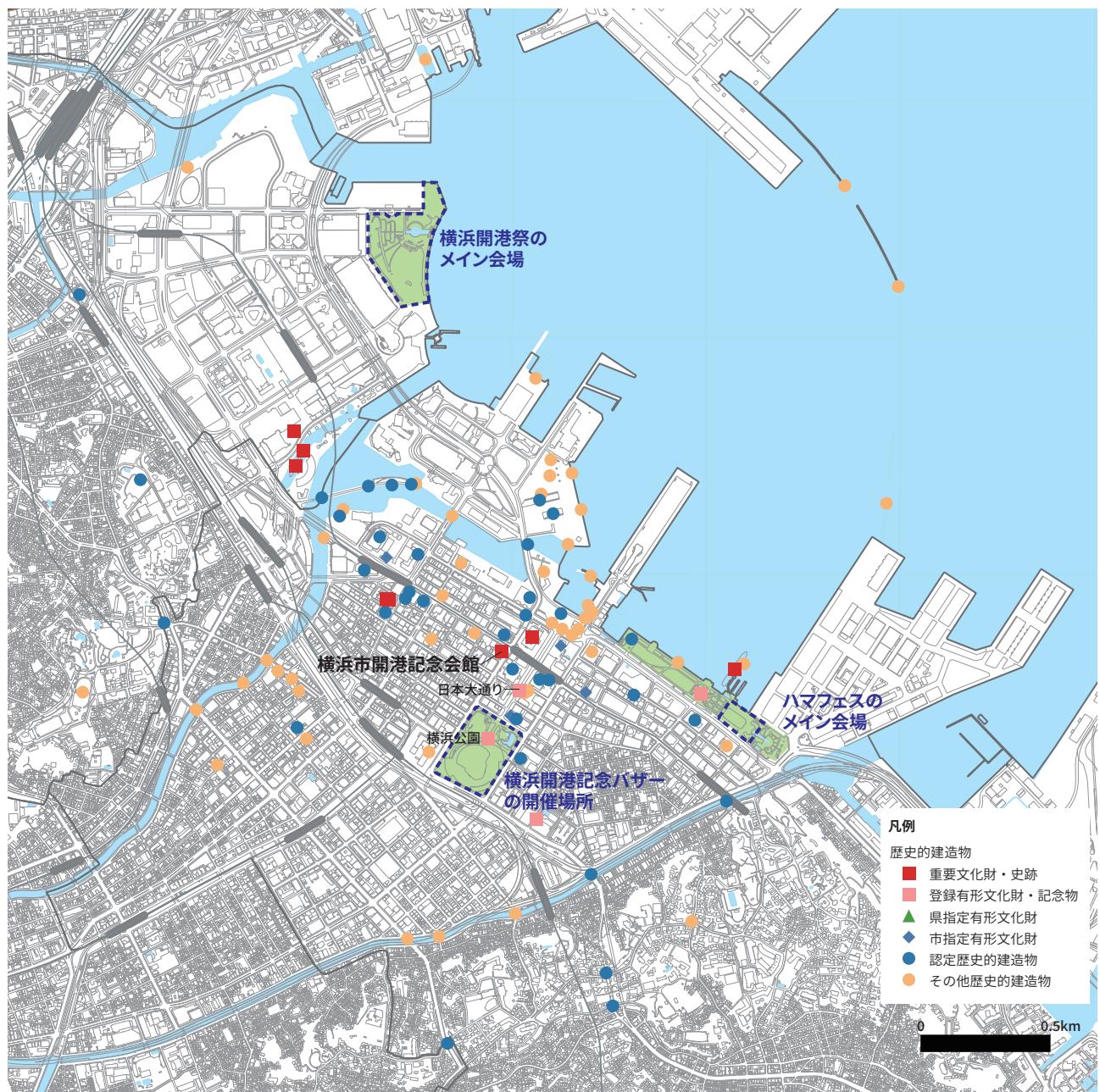
それから10年後、開港70年目にあたる昭和3年（1928）の横浜市会で、当時の有吉忠一市長から開港記念日を7月1日から旧暦の日付と同じ6月2日に変更する議案が提出され、議論を呼びながらも可決された。以後、横浜市では6月2日を開港記念日とすることが定着し、開港記念の式典や祝賀バザーも、開催を7月から6月に移して今日にいたっている。

昭和57年（1982）以降は、横浜市・横浜商工会議所・横浜観光コンベンションビューロー・横浜青年会議所からなる横浜開港祭協議会が中心となって、毎年6月2日に、まちづくりと観光の活性化を図る「市民祭」として、横浜開港祭（当初の名称は横浜どんたく、1995年から横浜開港祭と改称）が開催されている。例年70万人以上の参加者を集める横浜開港祭には、多くの市民ボランティアや企業が参加しており、横浜を代表する開港記念祝賀行事となっている。

そして開港150周年を迎えた翌年の平成22年（2010）からは、馬車道、関内、山下公園通り、横浜中華街、元町・山手の各エリアの事業者で構成される実行委員会の主催で、5月3日～6月2日の「横浜開港月間」に、「市民の交流、観光誘致、地域経済の活性化」を目的とした「横浜セントラルタウンフェスティバル（現・ハマフェス）」が開催されるようになり、開港200年（Y200）に向けて活動が継続している。



第90回 横浜開港記念バザー
(令和5年6月8日～11日開催)



開港を記念する祝賀に関する位置図

○港に時を報せる一音のある風景ー

開港以来、横浜港では、汽笛の音を筆頭に、港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人びとに親しまれてきた。蒸気で鳴らす汽笛は、汽船の運航当初から海上の交通信号として用いられてきたが、やがて出航・帰航時にも儀礼として鳴らされるようになり、汽笛の音は港町の情緒に欠かせない要素となっていました。海岸通りに建つホテルニューグランドの一室を仕事部屋としていた作家の大佛次郎は、昭和戦前期の港に響いていた汽笛について、「波止場近くの山下公園には夕方いつも散歩がてら出たものだ。ハマ独特の潮風の香をかぎながら“ボーッ”と低く、重く流れる汽笛を聞いているとなんともいえないね」(『横浜今昔』毎日新聞横浜支局、昭和32年(1957))と述懐している。

桟橋は人びとの出会いと別れの舞台であり、出航・帰航の際に鳴らされる汽笛の音は、その演出装置として効果を発揮した。戦後の昭和28年(1953)3月15日、大陸からの引揚者を迎えるに、日本海汽船の客船白山丸が上海に向けて横浜港を出港した。このとき高島桟橋は3千人の人びとで埋めつくされ、赤十字や日の丸の旗が振られるなか、午前10時ちょうど、出航する白山丸が鳴らした汽笛に続いて、港に停泊中の船舶が白山丸の航海を祈って一斉に汽笛を鳴らした(『神奈川新聞』昭和28年3月16日)。

現在も、大型客船などが出航・帰航する際に鳴らされている汽笛であるが、港の日常のなかにも浸透しており、毎日正午になると、山下公園に係留されている氷川丸が汽笛を鳴らして、人びとに時間を報せている。

そして特別なときに鳴らす汽笛として、「除夜の汽笛」がある。大晦日の日付が変わる瞬間に、横浜港に停泊している船舶が一斉に汽笛を鳴らすもので、約10～15秒間ほどお腹に響くような低い汽笛の音が港内に響き渡る。年越しに欠かせない港のイベントとして、現在も毎年続けられている。昭和46年(1971)3月に横浜市経済局商工部貿易観光課が発行した観光パンフレット『観光ヨコハマ』には、横浜の年中行事のひとつとして、12月に「除夜の鐘(各寺院、在港船舶の汽笛)」が記載されている。その前年発行の同誌には、12月の年中行事は「スキー市民総合体育大会、ロードレース大会」となっており、汽笛については記載がないため、現在のようなかたちで定着したのは、昭和40年代のことと考えられる。平成8年(1996)には、環境庁(当時、現・環境省)から「横浜港:新年を迎える船の汽笛」として「日本の音風景百選」のひとつに認定され、山下公園に係留されている氷川丸(昭和5年(1930)建造、重要文化財)が、汽笛を鳴らす船の代表として表彰を受けた。港に停泊する船舶のあいだで受け継がれてきた「みなとヨコハマを代表する音風景」である。



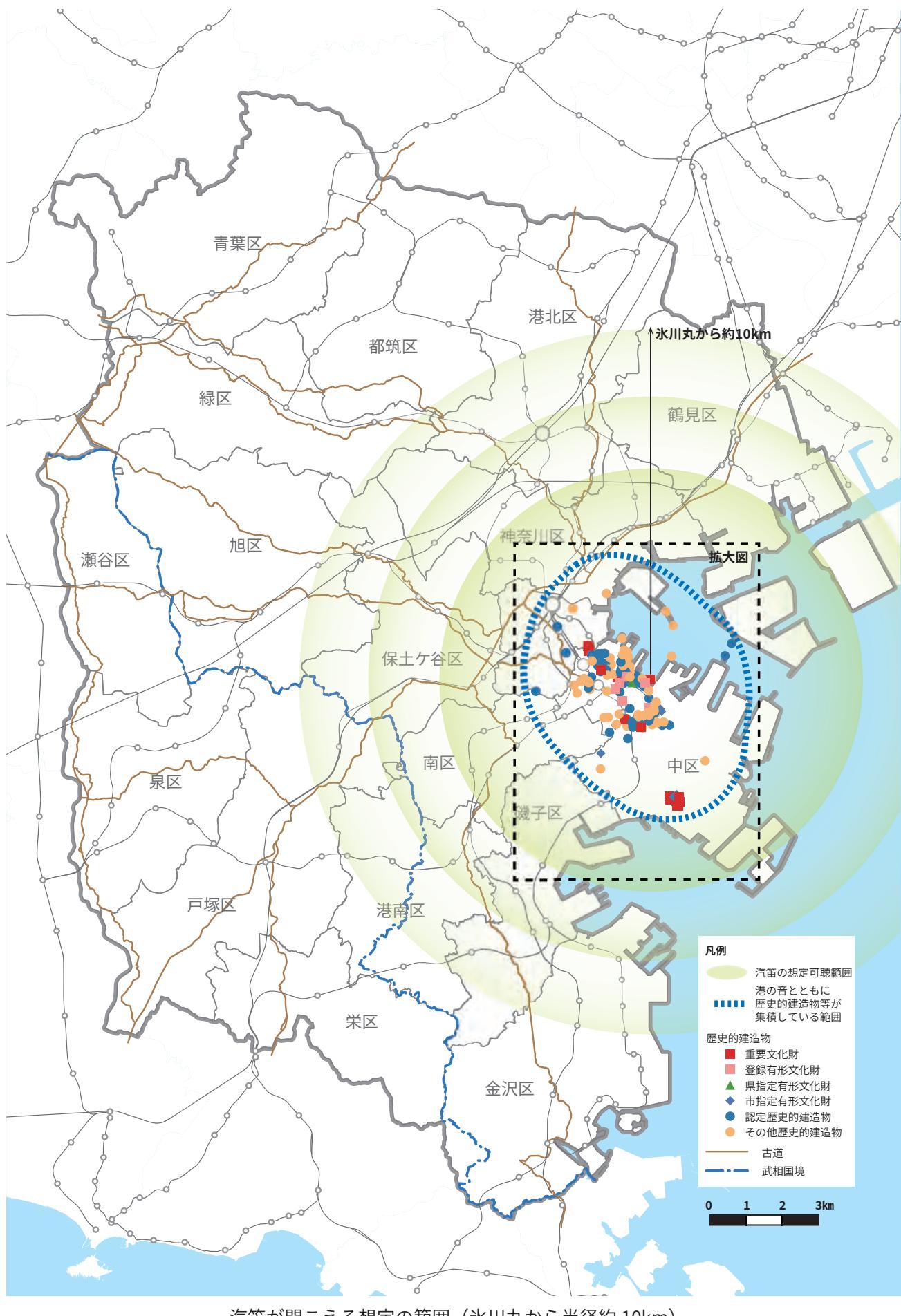
白山丸の航海を祈って港に汽笛が鳴り響く (五十嵐英壽氏撮影)

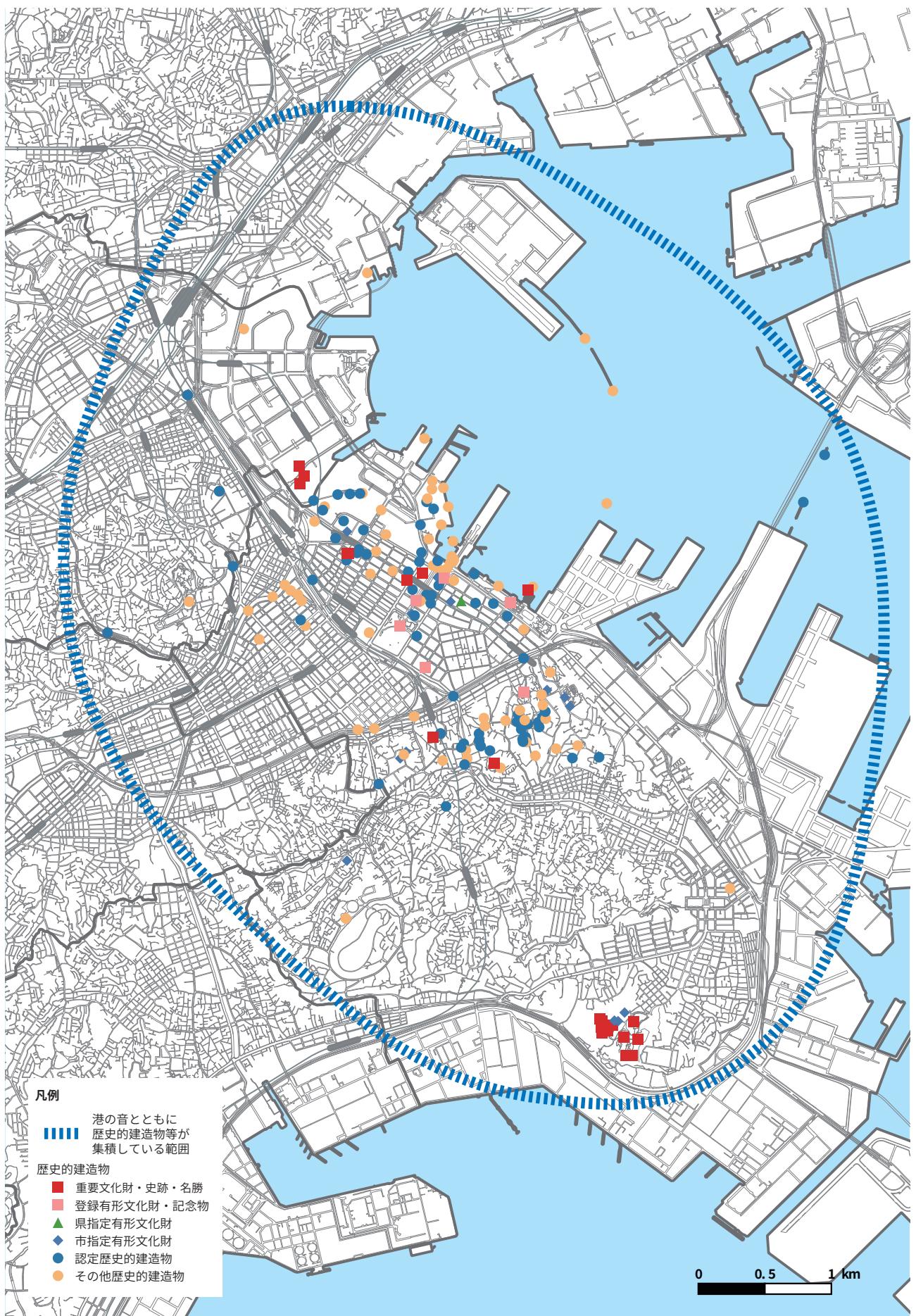


大さん橋と大型クルーズ船



氷川丸





○三溪園における文化創造と国際交流

明治39年（1906）に公開された本牧の三溪園は、貿易都市横浜の発展に寄与してきた実業家のひとり、原富太郎（号:三溪、1868-1939）の私邸に造成した庭園であり、一般に広く開園されたことにより、横浜における文化創造の舞台として、また観光と国際交流の拠点として機能してきた。

三溪は、自身が漢詩や書画、茶をたしなむだけでなく、古美術品の収集をはじめ、若手の芸術家たちへの支援をおこなうことで、三溪園を多くの芸術家・文化人たちによる文化の創造と交流の舞台とした。明治45年（1912）には、日本画家の下村觀山（1873-1930）が三溪園に滞在して、園内の迎賓施設であった松風閣の障壁画《四季草花図》（現存せず）を描いており、大正2年（1913）には、同じく日本画家の横山大觀（1868-1958）が代表作のひとつ《柳蔭》を園内で制作している。

また大正5年（1916）6月には、アジア初のノーベル賞受賞者であるインドの詩人ラビンドラナート・タゴール（Rabindranath Tagore, 1861-1941）が来園した。滞在中に作った詩は、後年詩集『さまよえる鳥 Stray Birds』として刊行されている。このとき通訳を務めた矢代幸雄（1890-1975）をはじめ、美術評論家の黒田鵬心（1885-1967）、哲学者の和辻哲郎（1889-1960）、作家の夏目漱石（1867-1916）や芥川龍之介（1892-1927）など、多彩な文化人が大正期の三溪園を訪れている。

そして大正6年（1917）12月23日に、園内への臨春閣（重要文化財）の移築を記念して、三溪自身が亭主となっての初めての茶会が開催された。このとき招かれたのは、益田孝（号：鈍翁、1848-1938）、高橋義雄（号：篠庵、1861-1937）ら近代茶道史に名を残す茶人たちで、益田鈍翁と原三溪とは、生涯にわたって厚い信頼関係で結ばれている。

以降、三溪園では頻繁に茶会が催されているが、なかでも大規模な開催となったのが、大正12年（1923）4月21日・22日に、内苑の完成を祝って開催された大師会である。大師会とは、益田鈍翁が明治28年（1895）に弘法大師筆の座右銘十六字一巻を入手したことから、毎年弘法大師の命日に、品川御殿山の益田邸で開催されてきた茶会で、その内容は茶会と古美術鑑賞と園遊会を兼ねたものであった。大正12年（1923）の大師会は、高齢となった益田の手元を離れて、初めて三溪園の地で開催されたもので、園内に点在する古建築を舞台として全18席が設けられた。茶の湯に美術鑑賞が加わった新しいスタイルの茶会は、まさに三溪園で開催するにふさわしいものであった。

大師会から間もない9月1日に発生した関東大震災で、三溪園は壊滅的な被害を受けるが、その後も昭和戦前期を通じて、三溪によるさまざまな茶会が行われた。そして昭和14年（1939）4月14日に開催された茶会が、三溪による最後の茶会となり、同年8月16日、原三溪はこの世を去った。

昭和20年（1945）の空襲で三溪園は大きな被害を受け、戦後しばらくは閉園となっていたが、三溪園の戦後復興に向けて大きな推進力となったのが、昭和28（1953）年8月の財団法人三溪園保勝会（現在は公益財団法人）の設立である。「国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信する」ことを目的として設立された財団は、原家から重要文化財建造物の寄付を受け、また内外苑の主要部分の土地を購入すると、再開に向けて荒廃した建物の復旧工事と庭園の再整備に着手した。翌29年（1954）3月には、外苑エリアの開園式がおこなわれ、開港100周年を迎える昭和33年（1958）には、全体の復旧工事が終了し、同年7月5日にはこれまで私邸部分として非公開だった内苑エリアが、初めて一般に公開された。

そして同年10月22日・23日には、重要文化財の修理完成と横浜開港100周年を記念して、五流家元（裏千家・江戸千家宗家・遠州茶道宗家・表千家・武者小路千家）が会しての三溪園大茶会が開催された。

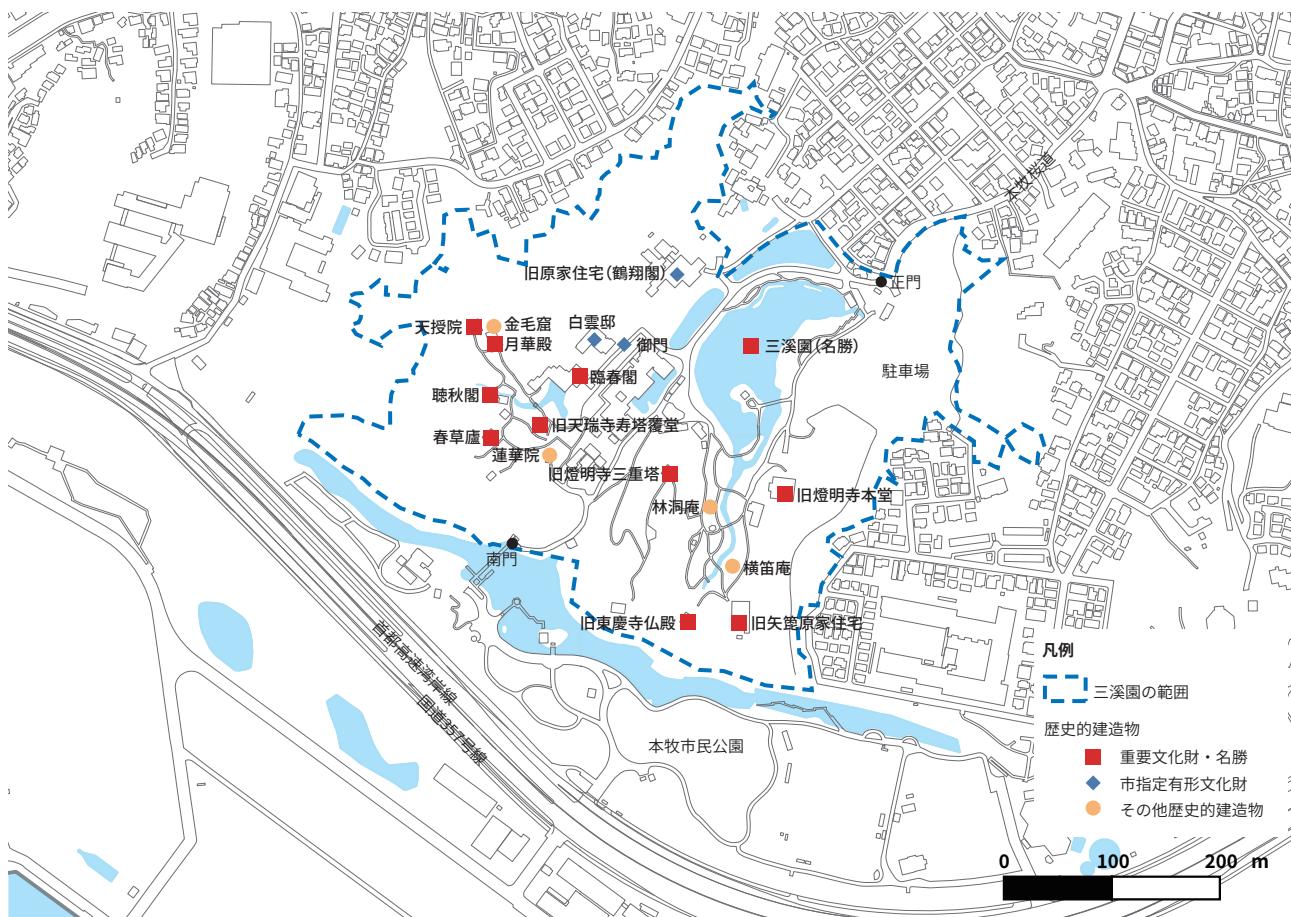
この五流家元による大茶会は、平成2年（1990）にふたたび開催されて以降はたびたび開催されており、原三溪の時代からの文化的伝統を現在に伝えている。

戦後の再開園以降、原三溪の意思を継いだ三溪園保勝会は、旧矢筈原家（1961年公開）、旧燈明寺本堂（1987年公開）の園内への移築を実施し、平成元年（1989）には、原三溪の事績を紹介し、旧蔵の美術工芸品などを展示する三溪記念館が開館した。

現在、三溪園では市民が参画した管理・普及活動も定着しており、園内のガイドや手入れには多数のボランティアが活躍している。その活動は、「ガイド・インフォメーション」「合掌造り（旧矢筈原家住宅）の管理・運営」「庭園の保守・整備」に分かれておこなわれており、また「動植物の調査・記録」「茶道研究」「英語ガイド研究」の自主的な活動も、来園者に向けて提供されている。平成19年（2007）9月には、財団法人横浜市芸術文化振興財団と三溪園保勝会が中心となって原三溪市民研究会が発足し、市民と協働した研究活動の成果が、稿本のままとなっていた『原三溪翁伝』（藤本實也著）の刊行に結びついた。



大茶会（臨春閣）



三溪園の範囲と古建築の位置図

才まとめ

国際貿易都市の横浜は、つねに港とともに発展してきた。小さな波止場から始まった横浜港は、二度にわたる築港工事を経て、東洋一と称される規模と設備を誇るまでになった。開港場の設置によって、港周辺には税関を中心として行政機関や銀行、外国商館や倉庫などが次々と建設され、その後の政治・経済の中心地として発展した。かつての開港場のエリアに残る歴史的建造物の多くが、当初の役割を終えたあともまちづくりのなかでさまざまに活用され、開港以降の港の記憶を人々に伝えている。

横浜が開港した6月2日（旧暦での日付、新暦では7月1日）は、横浜にとって開港都市としてのアイデンティティを支える重要な日であり、現在にいたるまで、さまざまな形で開港を記念する祝賀行事が開催してきた。現在も開港記念日として位置づけられ、市立学校は休業日となっており、横浜市民にとって6月2日は横浜の歴史を振りかえる機会となっている。

港の活動にともなって、日常的に人びとに親しまれてきた汽笛の音は、現在も大型客船の出航・帰港の際に鳴らされており、日々の正午の汽笛とあわせて港町ならではの音の風景となっている。現在では、大晦日の日付が変わる瞬間に鳴らす特別な「除夜の汽笛」も、横浜を代表する音風景として定着している。

開港以降、明治期を通じて横浜の輸出貿易を支えたのが生糸であり、生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となった。生糸貿易で財をなした実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力を持つようになるが、その一人である原富太郎（号：三溪）は、本牧に設けた自邸の庭園に古建築を移築して、「三溪園」として市民に公開した。三溪の雅号をもつ原は、自らも美術品を収集し、若手の芸術家たちの活動を支援するなど、三溪園を舞台として横浜の芸術文化の振興に大きな役割を果たした。また三溪園はさまざまな歴史的な茶会の会場となり、現在も毎年大茶会が開催されるなど、原三溪の時代からの文化的伝統を伝えている。

これらの港とともに営まれてきた市民の生活や経済活動、そこに根付き育まれてきた文化は、横浜港開港から発展し、受け継がれてきた、港町横浜を象徴する歴史的風致であり、大きな魅力ともなっている。

② 焼け跡から二度よみがえった都市の復興と継承にみる歴史的風致

ア 概要

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災と昭和20年（1945）5月29日の横浜大空襲という二度の災禍を経て、その都度復興を遂げてきた。

関東大震災では、横浜港や関内地区など市街地の広い範囲で大きな被害が出た。その後の震災復興事業を通じて道路、河川、公園など、現在の都市の骨格（インフラストラクチャー）が形成された。復興事業の中心は土地区画整理で、市内13地区で実施された。土地区画整理と併せて道路も整備され、震災復興橋梁は市内に178橋建設された。このほか、市内6カ所に公園が整備され、特に市街地で発生した瓦礫により埋め立て、日本初の臨海公園として造成された山下公園は復興の象徴的な場所となっている。昭和14年（1939）に建てられたインド水塔では、現在でも毎年9月1日に慰靈祭が開催されている。

また、横浜に現存する近代建築の多くが、震災以降に建設された昭和戦前期のものである。神奈川県庁本庁舎や横浜税関本関庁舎、横浜地方裁判所（現横浜地方・簡易裁判所）、横浜市外電話局（現横浜都市発展記念館）などの公共施設、ホテル・ニューグランド、横浜商工奨励館（現横浜情報文化センター）や関内地区にある銀行やオフィスビルなどの近代建築の多くは、震災復興期に建設されたものである。

震災復興が進むなか戦時下に入り、横浜大空襲、終戦後の接收と再び災禍に見舞われることとなった。関内地区を中心とする都心部にある焼け残った近代建築は、その多くが占領軍により接收され、横浜市内の接收面積は最大で1,200haにも及んだ。関内・関外地区の空き地にはカマボコ型の官舎が並び、山手地区や本牧、根岸地区は占領軍の住宅地として接收された。昭和26年（1951）、市・県・商工会議所が協力して横浜市復興建設会議を設置し、要望書を提出した結果、国費で代替施設を建設すること、国・公有地に接收施設を移転し、民有地を優先的に返還するという方針が決定した。翌年の昭和27年（1952）、サンフランシスコ講和条約が成立してから接收の解除が進み始めたが、他都市よりも戦災復興は大幅に遅れることとなった。昭和28年（1953）には、復興を進め、盛り上げていくために横浜商工会議所が多くの方が集まる一大行事にと、「第1回 国際仮装行列」が開催され、現在まで70回を超える開催におよぶ横浜を代表する一大イベントとなり、毎年多くの人にぎわっている。

戦災復興事業では、建物の建設とあわせて都市の不燃化が進められた。昭和27年（1952）に施行された耐火建築促進法に基づき、市内では総延長50km余りにおよぶ延焼防止帯となる不燃建築物が建設された。そのうち、関内・関外地区では37km余りが建設され、「防火帯建築」としてまちの景観の特徴を形成している。

このように、二度の災禍を経ながらも、これらの歴史が震災復興期の建築、戦災復興期の建築、戦後高度経済成長期以降の建築など、歴史の文脈が現れた魅力的な都市景観を形成してきたとともに、被災した記憶や復興の願いを込めた行事が今日に至るまで続けられている。

イ 建造物

○山下公園

関東大震災の復興事業の一環として、震災で発生した瓦礫を埋立てた上に造られている、昭和5年（1930）に開園した日本初の臨海公園である。昭和10年（1935）の復興記念横浜大博覧会では、会場として利用された。戦中・戦後は接収されていたが、昭和29年（1954）に返還され、昭和35年（1960）に全面的に市民に解放され、市民の憩いの場として親しまれている。公園前に係留されている「氷川丸」とともに、横浜を代表する公園のひとつである。平成19年（2007）、登録記念物に登録された。



山下公園

○インド水塔

インド水塔は、関東大震災の際に外国商人の救済措置を積極的に講じた恩恵の返礼と同胞の慰靈として、横浜印度商組合が横浜市へ昭和14年（1939）に寄贈した水飲場である。インド建築やイスラム建築のモチーフを取り入れた外観に特徴のある建物は、山下公園の景観上重要な存在なっている。震災の起こった9月1日には、毎年横浜ムンバイ友好委員会と横浜インドセンターが中心となり、インド水塔で慰靈祭を開催している。平成17年（2005）、市認定歴史的建造物に認定された。



インド水塔

○震災復興橋梁・隧道

震災復興橋梁及び隧道とは、震災復興の際に国と市によって施行された震災復興事業により、大正末期から昭和初期に建設された橋梁や隧道（トンネル）のことである。市内の各地に現存している。震災復興橋梁は178橋架けられ、そのうち37橋が現存している。標準設計を基に建設されているという特徴があるが、親柱や高欄などのデザインに個性がみられ、長く地域に親しまれている土木遺産群であるといえる。震災復興橋梁及び隧道のうち市認定歴史的建造物に認定されているものは、

- ・東隧道（昭和5年（1930）竣工／平成12年（2000）認定）
 - ・山手隧道（昭和3年（1928）竣工／平成13年（2001）認定）
 - ・打越橋（昭和3年（1928）竣工／平成15年（2003）認定）
 - ・桜道橋（昭和3年（1928）竣工／平成16年（2004）認定）
 - ・霞橋（昭和3年（1928）竣工／平成16年（2004）認定）
 - ・谷戸橋（昭和2年（1927）竣工／平成17年（2005）認定）
 - ・西之橋（大正15年（1926）竣工／平成17年（2005）認定）
 - ・吉野橋（大正15年（1926）竣工／平成31年（2019）認定）
 - ・長者橋（昭和3年（1928）竣工／令和4年（2022）認定）
- の9件がある。



桜道橋（手前）と山手隧道（奥）



谷戸橋

○神奈川県庁本庁舎

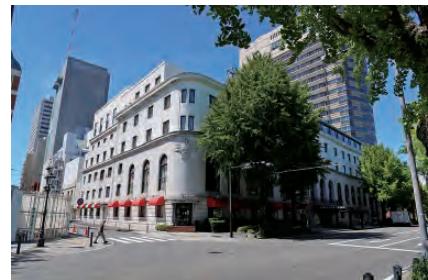
神奈川県庁本庁舎は、昭和3年(1928)に竣工した4代目県庁舎で、震災復興期の建物である。外観は、茶褐色のスクラッチタイル張りの外壁と中央の塔が特徴的で、「キングの塔」の愛称で親しまれている。平成8年(1996)に登録有形文化財に登録(のち指定時に解除)、令和元年(2019)に重要文化財に指定された。



神奈川県庁本庁舎

○ホテルニューグランド本館

ホテルニューグランドは、震災復興期に官民協働で建設され、昭和2年(1927)に開業したクラシック・シティ・ホテルである。開業後は、マッカーサー元帥や作家の大佛次郎などの著名人が多く宿泊した。ホテルのレストランでは、ドリア、ナポリタン、プリン・ア・ラ・モードなどが生み出され、発祥グルメとして広く知られている。平成4年(1992)、市認定歴史的建造物に認定された。



ホテルニューグランド本館

○横浜税関本関庁舎

横浜税関本関庁舎は、震災復興事業の一環として昭和9年(1934)に竣工した税関庁舎である。税関らしく建物の正面を港に向け、イスラム風のドームを持つ塔や、連続アーチ等が特徴的で、「クイーンの塔」の愛称で親しまれている。平成15年(2003)に改修及び増築されている。平成13年(2001)、市認定歴史的建造物に認定された。



横浜税関本関庁舎

○関内・関外地区の防火帯建築

防火帯建築とは、昭和27年(1952)に施行された「耐火建築促進法」に基づき、延焼防止帯となる不燃建築を形成する建物のことである。全国92都市で建設されたが、横浜市内では建設された防火帯建築の総延長は50.913km、うち関内・関外地区では37.232kmにおよんだ。関内・関外地区は、接收により戦災復興が遅れたため、戦災復興建築として数多くの防火帯建築が建てられた。建物は、通りに沿って帯状に建てられ、1・2階の低層部を店舗、3階以上は住宅という形式が一般的である。防火帯建築の全体的な概要や耐火建築として融資を受けた建物の一覧表は、『横浜市建築助成公社20年誌』(財団法人横浜建築助成公社、昭和48年(1973))に掲載されている。その一覧表では、建設年度、建築主、場所、階数、建築面積、延面積、施工者について、市内の527棟が表で整理されている。そのうち現存しているものでは、弁三ビル(弁天通3丁目共同ビル)(昭和29年(1954)建築)、吉田町共同ビル(第一、第三)(昭和32年(1957)～38年(1963)建築)などがある。



弁三ビル



吉田町共同ビル

ウ 市街地環境

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災で多くの建物が倒壊し、同時に発生した火災により市街地の90%近くを焼失した。現在のまちは、震災復興事業により都市の骨格が形成された部分が大きい。関内・関外の市街地など焼失地域を中心とした市内13地区土地区画整理事業が実施され、それにあわせて街路、橋梁、河川等の復旧を行う街路事業、公園の増設及び復旧を行う公園事業が実施され、現在の都心部の骨格が形成された。

震災復興期の昭和初期までに、都心部では震災復興建築として近代建築が多く建設された。震災復興期には、古典主義様式やアール・デコ様式のデザインなどを用いた庁舎等の公共建築、銀行建築、オフィスビル建築が建設された。これらの近代建築は、関内地区を中心として多く現存しており、保全活用が進められ、横浜都心部としての機能を果たしつつ、都市景観の重要な要素ともなっており、現在の横浜の都市景観に欠かせないものとなっている。

また、戦後の都市計画により生まれた防火帯建築は、街並みの景観に大きく寄与する建築であるとともに、民間主導による芸術不動産として活用も進められている。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は以下のとおり。



山下公園通り



近代建築が建つ馬車道商店街



防火帯建築が建つ関内さくら通り

歴史的風致を形成する建造物	指定等
ホテルニューグランド本館	市認定歴史的建造物
綜通横浜ビル（旧日本町旭ビル）	市認定歴史的建造物
横浜情報文化センター（旧横浜商工奨励館）	市認定歴史的建造物
横浜地方・簡易裁判所（旧横浜地方裁判所）	市認定歴史的建造物
馬車道大津ビル（旧東京海上火災保険ビル）	市認定歴史的建造物
旧横浜市外電話局	市認定歴史的建造物
横浜税関本関庁舎	市認定歴史的建造物
旧東京三菱銀行横浜中央支店	市認定歴史的建造物
旧富士銀行横浜支店（元安田銀行横浜支店）	市認定歴史的建造物
旧横浜銀行本店別館（元第一銀行横浜支店）	市認定歴史的建造物
インド水塔	市認定歴史的建造物
谷戸橋	市認定歴史的建造物
西之橋	市認定歴史的建造物
ストロングビル	市認定歴史的建造物
インペリアルビル	市認定歴史的建造物
旧神奈川県産業組合館	市認定歴史的建造物
横浜開港資料館旧館（旧横浜英國総領事館）及び旧門番所	市指定有形文化財
市立港中学校門柱（旧花園橋親柱）	登録有形文化財

工 活動

○復興の熱気を伝える国際仮装行列

毎年6月2日の開港記念日に開催される「横浜開港記念みなど祭 国際仮装行列」は、昭和27年（1952）に大さん橋ほか市街地の接收が大幅に解除されたことをきっかけに、「横浜に多数の人が集まる一大名物となる様な行事」として横浜商工会議所が企画したもので、翌28年（1953）6月2日の開港記念日に第1回が開催された（写真）。「国際港である特色を十二分に活かして在留外人も参加出来」る国際仮装行列であり、現在まで70回を超える開催を誇る、開港記念日の一大イベントである。

昭和33年（1958）に開催された開港100周年記念の国際仮装行列では、当時横浜商工会議所が入っていた横浜商工奨励館前の日本大通りを出発地点とし、本町通りから馬車道を通り、野毛を経由して伊勢佐木町に入るルートが取られていた。震災復興期の近代建築や戦災復興期の防火帯建築などが建ち並ぶ街並みが仮装行列の舞台となることで、人々は復興する都市の熱気を肌で感じることができたと想像される。現在の仮装行列は、山下公園前が出発地点となっているが、震災復興の瓦礫から誕生した山下公園、同じく外国人ホテルとして横浜の震災復興に大きな役割を果たしたホテルニューグランドからスタートすることで、都市横浜の復興ものがたりは継承されている。

この国際仮装行列の原型といえるものが、昭和戦前期の開港記念祭でも実施されている。昭和12年（1937）の開港記念祭は、横浜市の震災復興事業の柱である市営埋立事業の完成を記念して、「埋立祝賀開港記念祭」として開催されたが、6月2日の開港記念日には700人が参加しての「開港行列」が盛大におこなわれた。そして6月3日には、当時「愛市の花」に指定されていたバラをあしらった「バラ行進」がおこなわれた（写真）。バラの生花で彩られた馬車5台が、市内企業の馬車・自動車とともに市



第1回国際仮装行列
(昭和28年)



第6回国際仮装行列
<横浜開港100年祭>
(昭和33年)



第71回 ザよこはまパレード（開港記念みなど祭 国際仮装行列）
令和5年5月3日 [山下公園通り - 山下公園付近]



第71回 ザよこはまパレード（開港記念みなど祭 国際仮装行列）
令和5年5月3日 [本町通り - 神奈川県庁本庁舎付近]



第71回 ザよこはまパレード（開港記念みなど祭 国際仮装行列）
令和5年5月3日 [赤レンガ倉庫付近]



第71回 ザよこはまパレード（開港記念みなど祭 国際仮装行列）
令和5年5月3日 [馬車道通り - 神奈川県立歴史博物館付近]

内を行進するもので、午前10時にホテルニューグランドを出発した一行は、神奈川県庁前や伊勢佐木町を経由して横浜駅に到着すると、午後には完成したばかりの埋め立て地を廻った。

現在の国際仮装行列は、このバラ行進が原型となったものといえる。そして「愛市の花」であったバラは、平成元年（1989）に横浜市の市花となった。

○復興の「記憶と記録」を継承する営み

関東大震災の記憶を後世に伝える資料として、震災で犠牲になった人々を供養するための慰靈碑や、復興に際して建てられた記念碑などが、市域の各地に残されている。そのひとつが山下公園内のインド水塔である。

関東大震災で横浜の外国商館は大きな打撃を受けたが、おもに絹織物の輸出を手がけていたインド商人の横浜復帰のために、震災後日本絹業協会は横浜市などからの借入金をもとに山下町に外国商館を建設した。インド水塔はこのときの援助への謝意として、横浜インド商組合から横浜市に寄贈されたもので、昭和14年（1939）に青木周三市長らが列席して引渡式がおこなわれた。

インド水塔は、震災瓦礫を埋め立てて造成された山下公園となるで、国際貿易都市横浜の震災復興を象徴する存在であり、現在も毎年9月1日には、横浜ムンバイ友好委員会、横浜インドセンター等が中心となって、関東大震災で亡くなった人々の慰靈祭が行われている。

関東大震災で横浜は一夜にして瓦礫の山と化したが、その直後から、震災の記録を継承する活動が始まっている。当時の横浜市教育課長中川直亮は、震災の体験と教訓を後世に伝えるために、市内の小学校に対して震災記念品を集めるように呼び掛けた。当時学校の現場では被災者の救助活動に忙殺されており、また予算もほとんどなかったために、資料の収集は困難を極めたが、震災から1年後の大正13年（1924）9月1日に、横浜小学校の敷地内のバラックに横浜市震災記念館が開館した。展示品は、11時58分で止まった時計、焼け残りの貨幣・家財道具などで、写真や模型などをあわせて収集資料は4,000点に達した。

その後、野毛山の横浜市図書館に隣接して、鉄筋コンクリート造二階建ての建物が新築され、昭和3年（1928）に8月に3代目の横浜市震災記念館が開館した（写真）。この震災記念館では、震災当日の横浜市街を再現したジオラマや、屋外展示として野毛山の鐘やバラック電車などが展示されていたが、昭和17年（1942）には市民博物館としてリニューアルし、さらに戦局の悪化を受け



バラ行進の様子（県庁前）



インド水塔での慰靈祭



横浜震災記念館

て、同19年（1944）に観覧を休止した。戦後、市民博物館は再開されることなく、施設は横浜市史資料室や結婚式場などとして使用されたのち、平成3年（1991）に解体された。

現在では、横浜開港資料館（昭和56年（1981）開館）、横浜市歴史博物館（平成7年（1995）開館）、横浜都市発展記念館（平成15年（2003）開館）、横浜市史資料室（平成20年（2008）開室）などの歴史資料保存機関で、関東大震災および横浜大空襲に関する記録を継承する活動が続けられている。

また昭和46年（1971）7月、「空襲を中心とする庶民の生活体験を正確に記録し、後の世に残すため」に、市民団体「横浜の空襲を記録する会」が結成された。同会は、被災地の現地調査、戦争を知らない世代のための講座や展示の開催、5月29日と8月15日の集会の開催など、会員と市民が協力して事業を続け、昭和49年（1974）からは、横浜市から委託を受けた『横浜の空襲と戦災』全6巻の編集・刊行に取り組むなど、大きな成果を挙げた。現在、同会が収集した資料は横浜市に寄贈され、横浜市史資料室で広く市民に公開・活用されている。

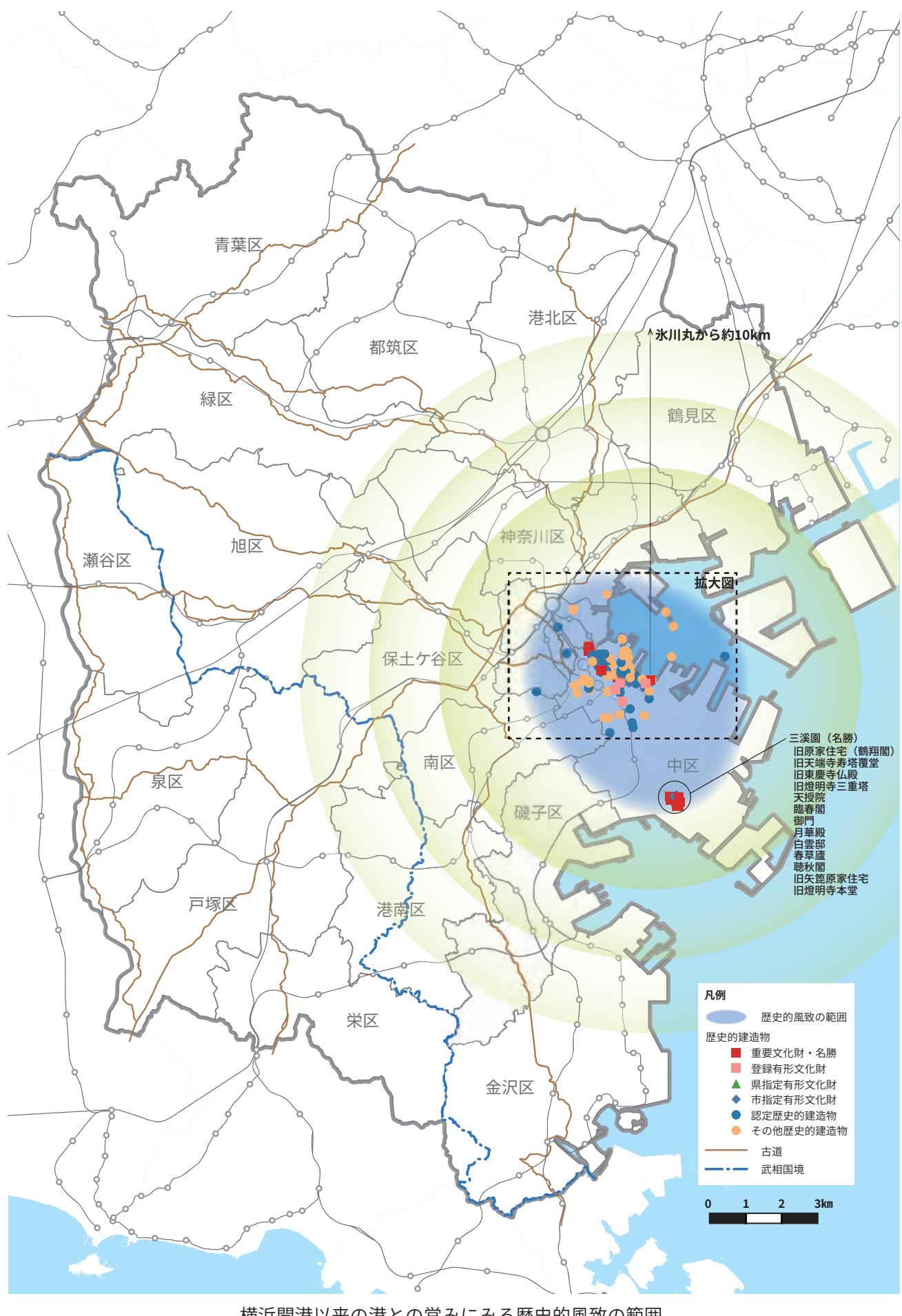


国際仮装行列のルートと周辺の歴史的建造物等の位置図

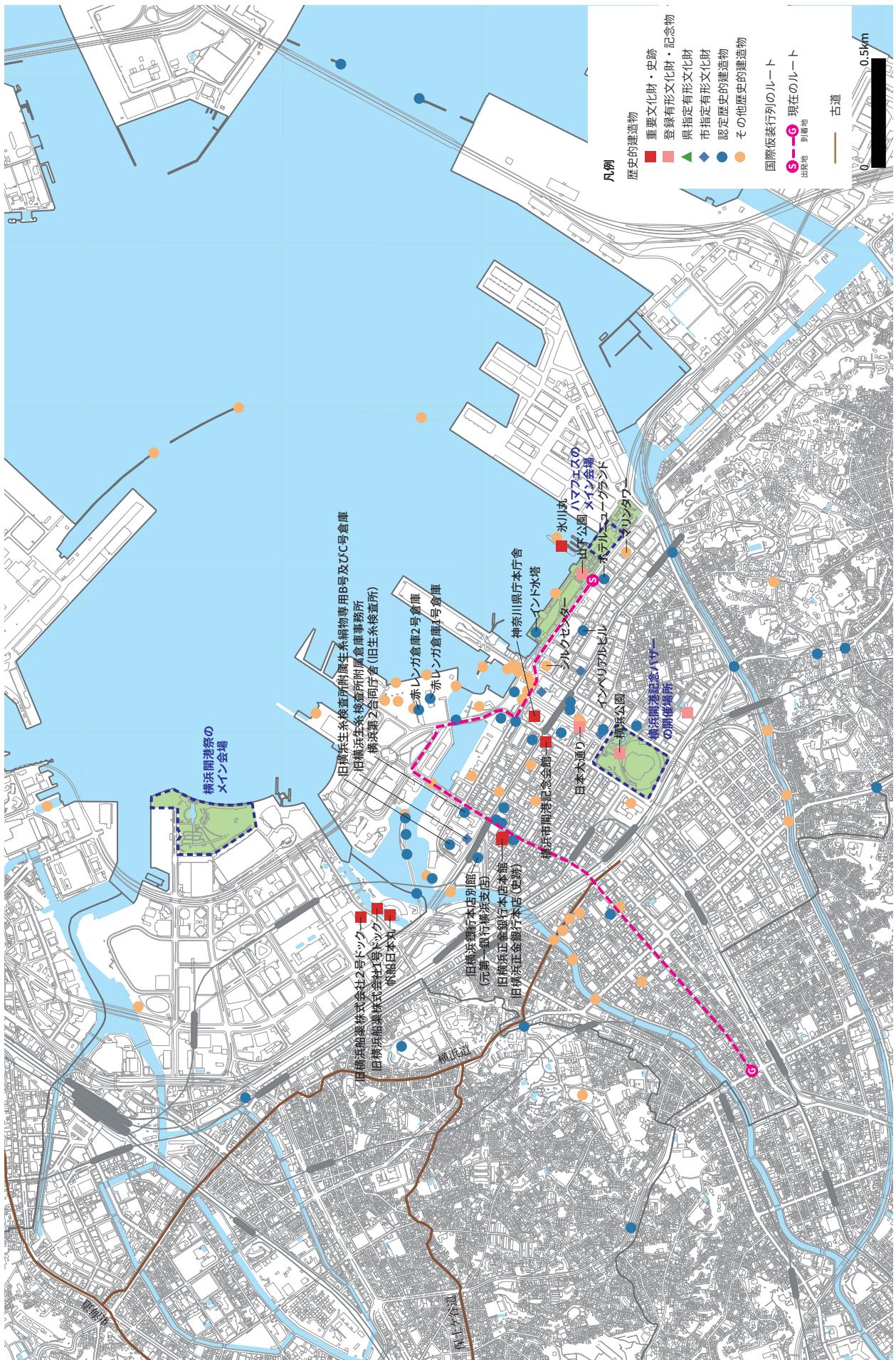
才まとめ

横浜は、大正12年（1923）9月1日の関東大震災と昭和20年（1945）5月29日の横浜大空襲と戦後の接収により、都市機能に大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市横浜へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった国際仮装行列は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、被災を受けた記憶はインド水塔での慰靈祭や、横浜開港資料館などで記録される資料等により、後世に記憶を伝える活動が継続されている。

このように、二度の復興によりつくられた景観やまちとともに、被災の記憶を継承する慰靈祭や活動、復興の喜びを伝えるイベントなどは、震災や戦災の記憶や歴史を将来にわたって伝えていくものである。これらは、二度の被災から復興し、発展をしてきた横浜の特徴ある歴史的風致であるといえる。



横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の範囲



(2) 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致

ア 概要

外国人居留地は、安政6年（1859）の開港時より少し遅れ、翌年の万延元年（1860）に運上所を境に日本人居住地と外国人居留地（山下町の一部）が設置され、順次拡大していった。慶応3年（1867）には山手地区が居留地に編入し、横浜の居留地は明治32年（1899）に居留地制度が廃止されるまで約40年間存続した。山下（関内）居留地は商工業地区として外国の商館が建ち並び、山手居留地は山下居留地で働く居留外国人の住宅地として発展し、それぞれ特色のある街並みが形成された。居留地が設置されたことにより、地番制度、西洋式公園、ビール、アイスクリーム、バラ、近代スポーツなど、さまざまな異国文化が横浜に持ち込まれ、その後日本中に広まっていった。

現在の山手地区の道路や地割などの基本的な骨格は、山手居留地として整備された明治期からほとんど変わっていない。しかし、明治期に建設された建物は、大正12年（1923）の関東大震災で壊滅的な被害を受けた。現在は、関東大震災後に建設された西洋館が現代まで相当数現存し、山手の景観を形成している。居留地時代に持ち込まれたバラやヒマラヤスギなどは、山手地区のさまざまな場所で目にすることができる。戦後は長く接收され、復興やまちづくりの遅れなどに大きな影響を受けた。接收解除や環境・景観保全に関する地域住民によるまちづくりが続けられ、歴史的風致を感じることのできる景観や環境、西洋館などの歴史的建造物が残してきた。

また、居留外国人がもたらしたさまざまな文化の一つに、スポーツがある。明治3年（1870）に開園した日本初の西洋式公園である山手公園では、明治9年（1876）に初めてテニスが行われてから現在までテニスを楽しむ姿を見ることができる。明治9年（1876）に開園した横浜公園では、開園当時よりクリケットや野球などスポーツが盛んに行われてきた。その他、根岸競馬場で行われた近代競馬など、外国人がもたらしたスポーツは、現在にも引き継がれている。

イ 建造物

○山手公園

山手公園は、明治3年（1870）に開園した横浜居留外国人によって造られた日本初の西洋式公園である。明治11年（1878）には、「レディース・ローン・テニス・クロッケー・クラブ」がテニスコートを設けテニスをプレーしたことから、日本における近代テニス発祥の地として知られる。現在でも、テニスコートは市民に利用され、園内にある横浜テニス発祥記念館で歴史を知ることもできる。また、イギリス人によって持ち込まれたヒマラヤスギが日本で初めて植えられ、ここから全国に広まったとされる。平成16年（2004）、名勝に指定された。



山手公園

○横浜公園

横浜公園は慶応2年（1866）の第3回地所規則により、日本大通りとともにR.H.ブライトンによって設計された西洋式公園で、明治9年（1876）に開園した。山手公園と違い、居留外国人と日本人が共に使える公園であったので「^{ひが}彼我公園」と呼ばれた。開園当初は芝生のクリケット場があったが、明治42年（1909）に横浜市所有になった際、新たに野球場や噴水・四阿などが整備された。関東大震災の復興整備では、昭和4年（1929）本格的な野球場や野外音楽堂などが建設され、野球場ではバーブ・ルースやルー・ゲリックら米国の名選手がプレーしたことでも有名である。戦後の接收を経て、返還後は「平和球場」として野球の試合に利用され、昭和53年（1978）に「横浜スタジアム」が建設された。開園当初より、横浜の都市の中心にある公園でありながら、野球を中心としたスポーツの拠点としての機能も果たしてきた。平成19年（2007）、隣接する「日本大通り」とともに登録記念物に登録された。



横浜公園

○旧根岸競馬場一等馬見所

旧根岸競馬場は第3回地所規則により、日本で最初の近代様式競馬場として開設した。現在残る一等馬見所は、関東大震災後にJ.H.モーガンが設計して新しく建設されたスタンドで、『東京横浜復興建築図集1923-1930』（建築學會編、昭和6年（1931））に「日本レース俱樂部」として写真と配置図が掲載されており、それによると一等馬見所は昭和4年（1929）竣工、翌年、二等馬見所が竣工したことがわかる。昭和63年（1988）には、二等馬見所が解体されている。昭和4年から17年（1942）まで競馬場としてレースが開催されていたが、日本海軍による接收、戦後は米軍による接收があったため、現在まで一般に立ち入りできない状況が続いている。しか



旧根岸競馬場一等馬見所

し、高台に建つ三つの塔を持つ特徴的な外観は、遠くからもみることができ、根岸のランドマークとなっている。周辺のレース場があった場所は地形を生かした緑豊かな公園となり、馬の博物館やポニーセンターが隣接するなど、競馬場であった当時の様相を今に伝えている。

○旧内田家住宅（外交官の家）

外交官の家は、明治から大正にかけて活躍した外交官の内田定植の住宅として明治43年（1910）に建てられ、平成9年（1997）に渋谷区南平台から現在地のイタリア山庭園に移築された建物である。室内は家具などの調度類が再現され、当時の様相を体験できるようになっている。「花と器のハーモニー」をはじめとした季節ごとのイベントや、ボランティア活動による清掃活動などにより、地域や来街者との交流の場となっている。平成9年（1997）、重要文化財に指定された。



（写真：米山淳一）
外交官の家

○山手資料館（旧中澤邸）

山手資料館は、明治42年（1909）に建てられた和洋折衷住宅の洋館部分で、二度の移築を経て昭和52年（1977）に現在地に移築再建された。横浜山手に関する資料を展示する民間の「山手資料館」として活用され、山手地区のシンボルとして多くの人に親しまれている。平成11年（1999）、市認定歴史的建造物に認定された。



山手資料館

○山手234番館

山手234番館は、昭和2年（1927）頃に建てられた外国人向けアパートである。平成元年（1989）、歴史的景観保全を目的として市が取得し、平成9年（1997）に深刻な老朽化を受けて大規模な改修工事の実施が決定するとともに、「中区パートナーシップ推進モデル事業」の一環として活用方法が検討された。翌年、地域住民や一般公募で選ばれた市民で構成する「山手234番館活用検討会」が発足し、ワークショップや街歩きなどをしながら、活用方法の検討が行われた。平成12年（2000）、市認定歴史的建造物に認定されるとともに一般公開された。



山手234番館

ウ 市街地環境

横浜開港により、外国人居留地が形成された。外国商館や外国資本の銀行などが建ち並ぶ山下居留地と、山下居留地（山下地区）で働く居留外国人が暮らす住宅地としての山手居留地（山手地区）として発展した。横浜は大正12年（1923）の関東大震災で壊滅的な被害を受けたため、震災前の遺構は数少ないものの、山下地区では外国商館だった旧横浜居留地48番館や旧英國7番館、外国資本銀行であった旧露亜銀行横浜支店などが居留地時代の遺構を見ることができる。

一方、山手地区では震災復興期の建物が残っているが、外国人向け市営復興住宅として建てられた山手89-8番館や民間による外国人向けの復興住宅として建てられた山手69-6番館など震災復興を物語る西洋館も残っている。また、居留外国人により設立した横浜協立学園などの学校、カトリック山手教会や横浜山手聖公会などの教会、外国人墓地等なども震災復興を経て現在まで引き継がれ、文教地区としての環境が山手地区の街並みの特徴ともなっている。

また、地域一体において、居留地時代の境界石、港の見える丘公園に存する旧フランス領事館時代の遺構、ブラフ積み擁壁など、様々な遺構が現存する。

これらの市街地環境を構成する主な歴史的建造物は以下のとおり。



山手本通り



ブラフ 80 メモリアルテラス



西洋館が集積する一角

対象の歴史的建造物	指定等
カトリック山手教会聖堂	市認定歴史的建造物
横浜山手聖公会	市認定歴史的建造物
石橋邸	市認定歴史的建造物
松原邸	市認定歴史的建造物
宇田川邸	市認定歴史的建造物
BEATTY邸（ビーティ邸）	市認定歴史的建造物
エリスマン邸	市認定歴史的建造物
ブラフ18番館	市認定歴史的建造物
カトリック横浜司教館別館	市認定歴史的建造物
カトリック横浜司教館（旧相馬永胤邸）	市認定歴史的建造物
岡田邸	市認定歴史的建造物
山手資料館	市認定歴史的建造物
山手234番館	市認定歴史的建造物
ベーリック・ホール	市認定歴史的建造物
山手76番館	市認定歴史的建造物
打越橋	市認定歴史的建造物

対象の歴史的建造物	指定等
桜道橋	市認定歴史的建造物
山手 89-8 番館	市認定歴史的建造物
フェリス女学院 10 号館 (旧ライジングサン石油会社社宅)	市認定歴史的建造物
フェリス女学院 6 号館別館	市認定歴史的建造物
河合邸	市認定歴史的建造物
山手 26 番館	市認定歴史的建造物
霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋)	市認定歴史的建造物
山手 133 番館	市認定歴史的建造物
山手 133 番プラフ積擁壁	市認定歴史的建造物
山手 237 番館	市認定歴史的建造物
山手 267 番館 (Bielous 邸)	市認定歴史的建造物
山手 69-6 番館	市認定歴史的建造物
横浜共立学園本校舎	市指定有形文化財
横浜地方気象台庁舎	市指定有形文化財
横浜市イギリス館	市指定有形文化財
山手 214 番館	市指定有形文化財
山手 111 番館 (旧ラフィン邸)	市指定有形文化財
岩田家住宅	市指定有形文化財
ジェラール水屋敷地下貯水槽	登録有形文化財

工 活動

○居留地を感じる山手のまちづくり

横浜港開港以降、居留外国人の住宅地として形成した山手地区は、西洋の住宅や教会、学校などが建てられて街が形成されていくとともに、さまざまな西洋の植物も持ち込まれた。イギリス人のカール・クラマーは、西洋の「バラ」を初めて日本に持ち込み、山手公園が開園した翌年の明治4年（1871）に開催したフラワーショーでバラを販売したことから山手の居留地住宅の庭から市民の庭へと広まっていった。また、明治12年（1879）には、イギリス人のヘンリー・ブルックにより、山手公園の一帯に「ヒマラヤスギ」が初めて植えられ、明治末頃から市内の教会や学校に植えられて広まっていった。山手に持ち込まれた「バラ」や「ヒマラヤスギ」は、現在でも山手地区のさまざまな場所で見ることができ、地域住民や来街者を楽しませている。

関東大震災で山手地区一帯は壊滅的な被害に遭ってしまったが、居留外国人によって持ち込まれた西洋館とその前に整えられた庭、花や樹木による豊かな緑の環境は、震災や戦災の復興を経て地域の手により現在まで守られている。山手公園や元町公園などでは、昭和36年（1961）に全国に先駆けて創設された公園愛護会制度により、地域住民によって設立された公園愛護会と地域の学校等との協働で清掃・除草、草花の手入れなどが行われている姿を見ることができる。また、平成4年（1992）に発足した「山手まちづくり懇談会」では、市民まちづくりフォーラムの開催や住民ワークショップ、山手234番館の市民運営実験などさまざまなまちづくり活動を行った。特に、山手234番館の市民ボランティアでは、歩いて楽しめるようなガーデニング「チューリップアートプロムナード」と題して近隣の元町商店街とともにチューリップの花絵を飾るイベント、山手の景観調査、昭和60年（1985）の調査を基にした景観木の毎木調査、緑と歴史などを調査してまとめる活動なども行った。山手234番館が指定管理者制度に移行した平成14年（2002）からは、運営管理から離れてしまっても山手らしい行事を続けたいという意向から「山手西洋館ボランティアネットワーク」を発足して活動を継続し、山手234番館の花壇や周辺道路沿いの花壇の管理をしている姿や、公開西洋館における季節ごとのイベントへの参加などで活動の様子を見ることができる。

8つの公開西洋館では、ボランティアによる庭の手入れや、地域の町内会・自治会やボランティア団体等と協働で季節ごとにイベントを実施している。毎年恒例となっている初夏の「花と器の



山手外国人住宅〔彩色写真〕
(明治中期、横浜開港資料館蔵)



山手公園のヒマラヤスギ
(手前は横浜山手テニス発祥記念館)



山手234番館市民運営実験
(平成10年(1998))



花と器のハーモニー

ハーモニー」や秋のハロウィン、冬の山手芸術祭など、西洋館ならではのおもてなしで来館者を楽しませている。

さらに、山手地区では山手や居留地の歴史を紐解き伝える市民活動も盛んである。昭和56年（1981）には市民団体「横浜の洋館を愛する会」が立ち上がり、昭和63年（1988）に「ヨコハマ洋館探偵団」と名を変え、継続してまち歩きと講座・ウォッチング等で山手の魅力を伝えてきた。この活動から得た横浜の魅力等を地域に伝えるため、平成4年（1992）には横浜シティガイド協会が立ち上がり、市民・来街者等へのガイド等で山手などの横浜の魅力を案内して参加者を楽しませている。近年ではNPO法人横浜アーカイブスにより、居留地時代からの地番ごとの情報の蓄積など、山手に関する貴重な資料の研究とデータベース化が進むと共に、公開西洋館等での展示や講座等が行われている。



ブラファーカイブス HP

一方で、戦後の山手地区のまちづくりはさまざまな問題に地域で乗り越えてきた。第二次世界大戦・横浜大空襲の後、横浜市内各地では米軍による接收を受けたが、この長期化による復興の遅れから、山手地区でも大きな影響を受けており、昭和37年（1962）、山手地区の地主90人によって「山手地区接收解除促進協議会」が結成される。この動きが、山手地区における地域住民のまちづくり活動の最初期にあたる。昭和40年代に入ると、地区内に中高層マンションが相次いで建設され、地域住民による建設反対陳情を始めとしたまちづくり活動が活発化していった。それらの活動を受けて、山手地区の接收が全面解除となった昭和47年（1972）に「山手地区景観風致保全要綱」が制定され、開発及び建築行為に際して建築物等の高さの制限、基準点からの見通し景観の確保、樹木等の適切な管理等について指導を行い、秩序あるまちづくり誘導が始まった。本格的なまちづくりが進むのは、戦後30年近く経ったこの時期からであった。

昭和63年（1988）、横浜市が港の見える丘公園に地下駐車場建設を計画した際には、地域住民から反対運動が起こった。地域住民の反対運動を受けて市の地下駐車場計画は白紙に戻されたが、この問題を受けて、平成4年（1992）に、町民有志により「山手まちづくり協議会」、官民意見交換の場として「山手まちづくり懇談会」が発足した。

平成10年（1998）には、地域住民や地区内の学校等が協力し、優れた環境と歴史的遺産・遺構を活かした魅力あるまちづくりを進めるための目標を定めた「山手まちづくり憲章」が山手まちづくり懇談会の場で住民から提唱され、制定された。しかし平成13年（2001）、前年に廃校となったセントジョセフ・インターナショナル・カレッジの跡地に大規模マンションが建設されることが発表された。このときも反対運動や署名運動などが展開され、これを契機に、山手東部町内会・西部自治会により「山手まちづくり推進会議」が発足した。山手まちづくり推進会議では、平成16年（2004）に住民発意型の地区計画の策定と住民の意思により「山手まちづくり協定」を策定して運用を開始、平成18年（2006）には山手地区のヒマラヤ杉等の景観木調査、平成19年（2007）には「山手まちづくりプラン」の策定とブラフ積擁壁の分布調査など、山手地区の景観や環境を守るための活動を行ってきた。これらの協定やプランを継承する形で、令和元年（2019）に山手地区景観計画及び山手地区都市景観協議地区の指定に至っている。

これらのまちづくり活動と同時に、マンション開発等で西洋館や近代建築が失われていく歴史的建造物の保全活用も民間主導で始まり、官民協働で進められてきた。その皮切りとなったのが昭和 51 年（1976）の民間事業による山手資料館の移築保全である。近年でも山手 133 番館が市内企業の手によって、取得及び保全・改修され、貴重な西洋館が残された。一方、横浜市でも昭和 40 年代より西洋館等の取得・保全と公園化、公園内への移築保全などを進め、現在では公園内に 8 つの公開西洋館として市民や来街者を迎える。

以上のように、地域住民が行政を巻き込みながらまちづくりや歴史的建造物の保全活用の活動により、山手地区の異国情緒を感じる歴史的な景観や環境、西洋館や近代建築といった歴史的建造物を今日まで守ってきたのである。

居留外国人によって持ち込まれた「バラ」や「ヒマラヤスギ」や、震災復興で建てられた西洋館は、住民や地域に関わるさまざまな団体の努力により維持・保全、継承されてきたものである。山手地区を訪れるとき、ガーデニングや清掃活動などの様子を見ることができるとともに、手入れされた花壇やお庭、公開西洋館などは、地域住民や山手地区に訪れる来街者の目を楽しませている。



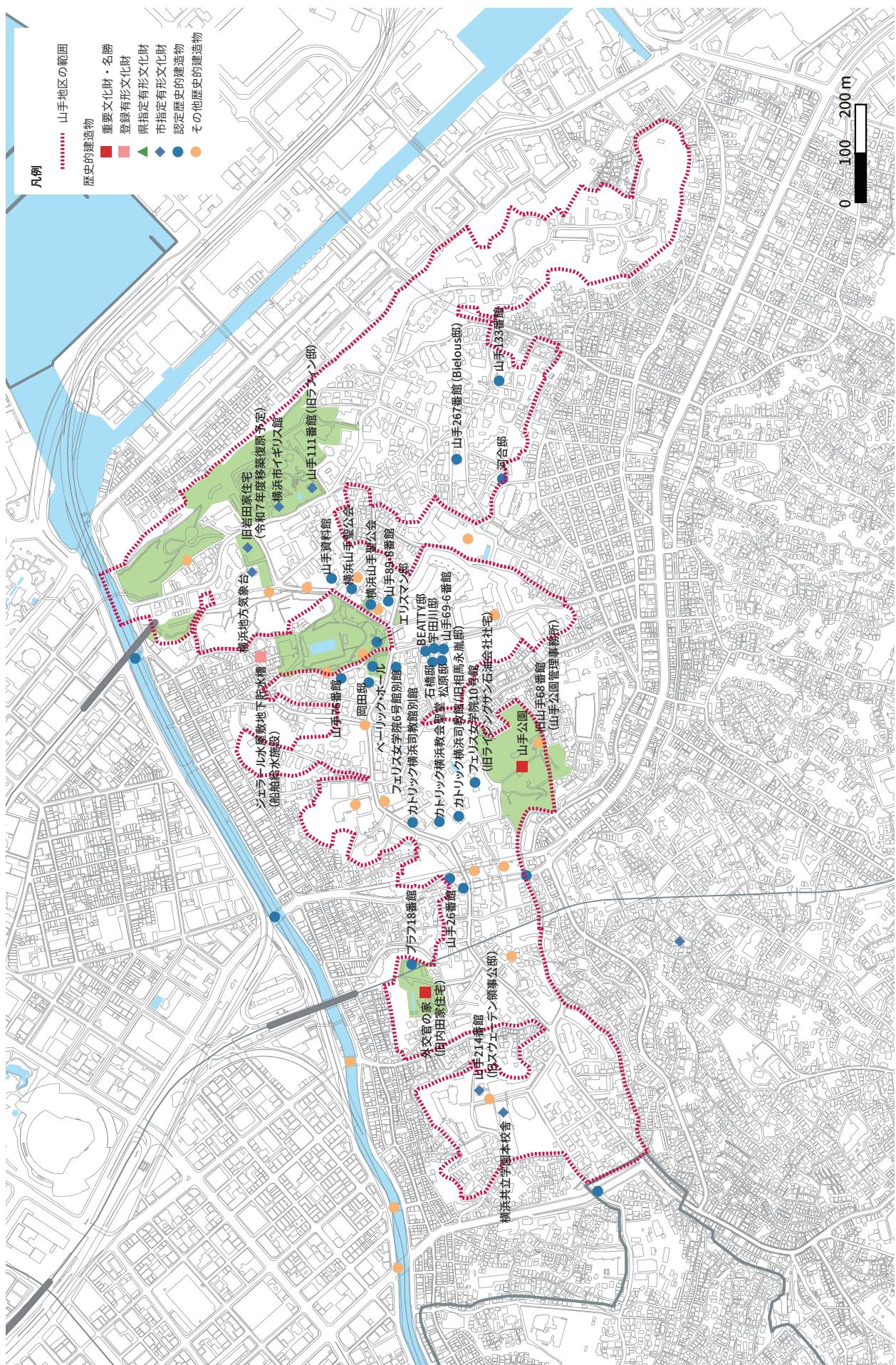
横浜市イギリス館



エリスマン邸

山手地区のまちづくり活動年表

出来事	明治 4 年（1871） フラワーショー（バラ販売） 明治 12 年（1879） ヒマラヤスギ植樹	大正 12 年（1923） 関東大震災 昭和 20 年（1945） 終戦・接收	昭和 47 年（1972） 全面接收解除 平成 14 年（2002） 西洋館公開
居留外国人や住民等によるガーデニング	バラ・ヒマラヤスギ等ガーデニング		
公園愛護会等の花と緑の活動	清掃・草花の手入れ等の活動		
地域の環境保全・まちづくり活動	接收解除促進活動 環境保全活動 景観保全・まちづくり活動		
公開西洋館によるおもてなし		西洋館の市民運営実験等	西洋館の公開とおもてなし



山手町の範囲と歴史的建造物等の位置図

○スポーツ文化のひろがり

開港以降、居留外国人の生活文化のひとつとしてさまざまな西洋のスポーツがもたらされた横浜は、近代スポーツ発祥の地となった。そのおもな舞台となったのが、山手公園（名勝）と横浜公園（登録記念物）である。

居留外国人が自らの資金で整地と植樹をおこなって明治3年（1870）に開園した山手公園では、軍楽隊による演奏会やフラワーショーなどの社交イベントが催される一方で、当時女性の間で人気が高まっていたローン・テニスが盛んにおこなわれていた。今日のテニスとは違って、一つの箱にラケットとネットとボールを収めて持ち運べるローン・テニスは、芝生があればどこでも楽しむことができた。明治9年（1876）6月17日の『ジャパン・ウィークリー・メール』には、山手公園でのローン・テニスの試合の様子が描かれており、これが横浜における最初のテニスの記録である。そして2年後の明治11年（1878）7月、居留民たちによる山手公園の維持管理が困難になると、公園はレディース・ローン・テニス&クロッケー・クラブ（LLT&CC）に貸与されることになり、専用の5面コートをもった日本最初のテニスクラブが正式に発足した。

当時のクラブ役員はすべて既婚の婦人で、横浜におけるテニス普及の中心的な役割を担っていたのは女性たちであった。また山手公園以外にも、宣教師たちが創設したミッションスクールや、居留民たちが住む洋館の庭でもテニスが興じられるようになり、横浜の外国人社会を通じて、広くテニスが普及していった。テニスコートにまつわるエピソードでは、関東大震災の際に、火災に追われてイギリス海軍病院の敷地（現在の港の見える丘公園）に集まった人々が、テニスコートのネットをロープ代わりにして崖をくだり、新山下の埋め立て地へと逃れたことが知られている。

山手公園のテニスコートは、明治32年（1899）の居留地撤廃以降も、条件付きながら LLT&CC が使用を続けてきたが、震災後の昭和2年（1927）には公園の西側半分が横浜市の管理となり、東側半分は、引き続き LLT&CC によって外国人専用のテニスコートとして使用された。戦後は占領軍によってテニスコートも接收されるが、昭和27年（1952）に接收が解除されると、LLT&CC は活動を再開させる。その後、昭和39年（1964）には、クラブの名称を横浜インターナショナル・テニス・クラブに変更して、日本人会員も含めた組織となり、昭和57年（1982）には、現在の横浜インターナショナル・テニス・コミュニティ（YITC）となつた。

昭和53年（1978）には、LLT&CC の創設100周年を記念して、山手公園内に「日本庭球発祥之地」の碑が設置され、また平成10年（1998）には、創設120周年を記念して「横浜山手・テニス発祥記念館」が建設された。YITC は、現在も活発に活動をおこなっており、山手公園ではテニスボールが飛び交う軽快な音がいつも響いている。

山手公園について完成した洋風公園である横浜公園は、慶応2年（1866）の横浜大火をきっかけに誕生した。大火後、幕府と諸外国との間で交わされた「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」にもとづき、



開園間もない山手公園
(横浜開港資料館蔵)



山手公園のテニスコート

イギリス人技師プラントンの設計で明治9年（1876）に開園した横浜公園では、公園中央に設けられた芝生のグラウンドが、クリケットをはじめフィールド・スポーツの舞台であった。

クリケットは横浜で最初におこなわれた球技であり、文久3年（1863）に当時まだ空き地だった旧埋立居留地で、イギリス軍艦の乗組員と居留民がクリケットの試合を楽しんだことが知られている。明治元年（1868）には横浜クリケット・クラブ（YCC）が結成され、のちに新埋立居留地と呼ばれる造成地にグラウンド（通称スワンプ・グラウンド）を整備して、試合をおこなっていた。YCCは横浜公園の計画を絶好の機会と捉えて、日本政府による整備を待たずに、芝生を植えたり平屋建てのクラブ・ハウスを建てるなどの行動に出ていたが、開園後、公園管理者が神奈川県に決定した明治11年（1878）以降、公園中央のクリケット・グラウンドを貸与されることになった。

この芝生のグラウンドは、そのほか陸上競技の横浜アマチュア・アスレチック・アソシエーション（YAAA）、横浜フット・ボール・アソシエーション（YFBA）、横浜ベース・ボール・クラブ（YBBC）も使用するようになり、明治17年（1884）には、YCCを核として、これらの競技団体がひとつになって、横浜クリケット&アスレチック・クラブ（YC&AC）が結成された。明治20年代後半以降、YC&ACは会員数が200人を超えて、横浜の外国人社会において最大規模のスポーツ団体となった。



横浜公園内のグラウンド
(横浜開港資料館蔵)

明治32年（1899）に居留地制度が撤廃されると、クリケット・グラウンド以外の公園管理は神奈川県から横浜市へと移り、さらに明治42年（1909）12月には、公園全域が横浜市の管理となった。これによってYC&ACは横浜公園から撤退することになり、あらたに根岸の高台（現在の中区矢口台）へと移転した。移転にあわせて、クラブの名称も横浜カントリー&アスレチック・クラブ（YC&AC）と改称され、クリケット以外にも広く野外スポーツを取り扱う組織となり、現在に至っている。

横浜市はYC&ACの移転を機会に横浜公園の改造に着手すると、中央のグラウンドを花園橋寄りの公園南東隅に移して野球場とした。横浜公園ではクリケット以外にも、野球やフットボール、ラグビーなどさまざまなスポーツがおこなわれていたが、最初の野球の試合がおこなわれたのは明治4年（1871）のこと、YCCが整備したスワンプ・グラウンドで、アメリカ軍艦の水兵と居留民との間でおこなわれた。その後、横浜公園グラウンドでも野球の試合がおこなわれるようになり、明治9年（1876）の横浜ベース・ボール・クラブ（YBBC）結成につながっていく。横浜公園グラウンドは、東京の一高（第一高等学校）とYC&ACとの間の対抗戦など、野球の国際試合の舞台になっていた。

震災後の昭和4年（1929）には、横浜公園球場が完成した。球場では、横浜専門学校（現在の神奈川大学）と横浜商業専門学校（現在の横浜市立大学商学部）との定期戦がおこなわれるなど、数々の名物試合の舞台となった。昭和9年（1934）11月には、アメリカ大リーグの選手が来日して日米野球が開催され、球場はベース・ボールやルー・ゲーリングらメジャーリーガーの活躍に沸いた。



横浜公園球場
(横浜市中央図書館蔵)

戦後は接收を受けて米軍専用の球場となり、名選手の名前にちなんで「ゲーリック球場」と呼ばれるようになった。昭和21年（1946）7月には横浜貿易復興野球大会が開かれるなど、日本人による大会も早くから開催されており、昭和24年（1949）10月には日米親善野球大会も行われている。昭和27年（1952）に接

収が解除されると、ゲーリック球場は当時の平沼亮三市長の命名により「平和球場」と改称された。昭和50年代に入ると、プロ野球団の誘致とともに新しいスタジアムの計画が進められ、昭和53年（1978）3月、横浜大洋ホエールズ（当時）のホームスタジアムとして、現在の横浜スタジアムが完成した。都市の中心に誕生したスタジアムは、現在も横浜DeNAベイスターズの本拠地として、日々熱い盛り上がりを見せていている。



横浜公園と横浜スタジアム

開港後、もっとも早く開催されたスポーツは競馬である。開港翌年の万延元年（1860）には、現在の元町に半マイルの馬蹄形のコースが設けられて、西洋人による日本で最初の競馬会が開催された。続いて文久2年（1862）には、埋立てによって居留地に編入されたばかりの旧横浜新田（現在の中華街一帯）で、春と秋の2回、競馬会が開催されている。

その後、元治元年（1864）に幕府が諸外国と締結した「横浜居留地覚書」の第一条に、外国人のための競馬場を設置すべき旨の条項が盛り込まれると、最終的に根岸の高台に競馬場が完成した。スタンドを設計したのは、横浜税関の改修工事（現在の象の鼻防波堤）などを手がけたイギリス人技師ウィットフィールド&ドーソンで、慶応2年12月（1867年1月）に、日本最初の本格的な洋式競馬場で、最初の競馬会が開催された。

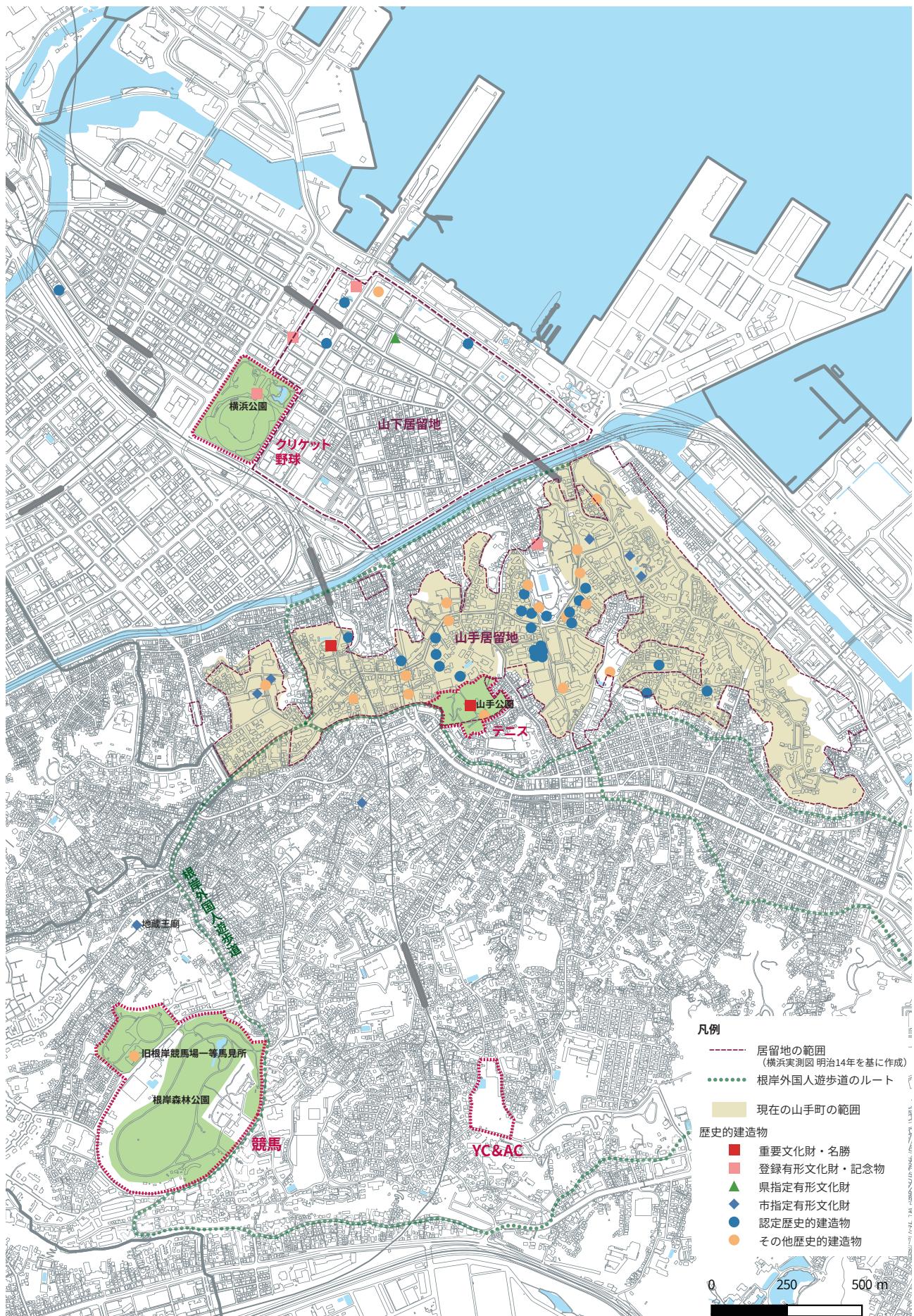
これと並行して、慶応2年（1866）5月には、競馬の運営を担う横浜レース・クラブが設立された。同クラブはイギリス人中心であったため、日本人にも門戸を開いた多国籍の横浜レーシング・アソシエーションが結成されるが、明治11年（1878）2月に両者が統合されて、横浜ジョッキー・クラブが誕生した。さらに明治13年（1880）4月には、競馬場の管理権が日本政府に回収されると、日本レース・クラブ（日本名：日本競馬会社）があらたに組織された。日本側では皇族や政府高官が会員となっており、同年6月、このクラブ最初の競馬会が開催され、このとき明治天皇から賞品が寄贈されたことが、現在の天皇賞のルーツとなった。

根岸競馬場に建設されたスタンドは関東大震災で被災するが、アメリカ人建築家J.H.モーガンの設計で、2棟の馬見所を含む競馬場施設が再建された。戦後は長きにわたって米軍の接收を受けるが、昭和44年（1969）にスタンド以外の土地が返還され、横浜市の根岸森林公园と日本中央競馬会の根岸競馬記念公苑として整備された。続いて昭和52年（1977）には、競馬記念公苑内に「馬の博物館」がオープンし、現在も横浜と馬・競馬の歴史についての普及事業を展開している。昭和57年（1982）にはスタンドが返還され、そのうちの一等馬見所が現存している。

明治中頃の根岸競馬場
(横浜開港資料館蔵)

根岸競馬場一等馬見所

このように、居留外国人によって持ち込まれたテニスや野球、競馬などの西洋の近代スポーツは、現在でもプレーする人の姿や音、応援の歓声などを感じられ、市民の生活に根付いた文化となっている。



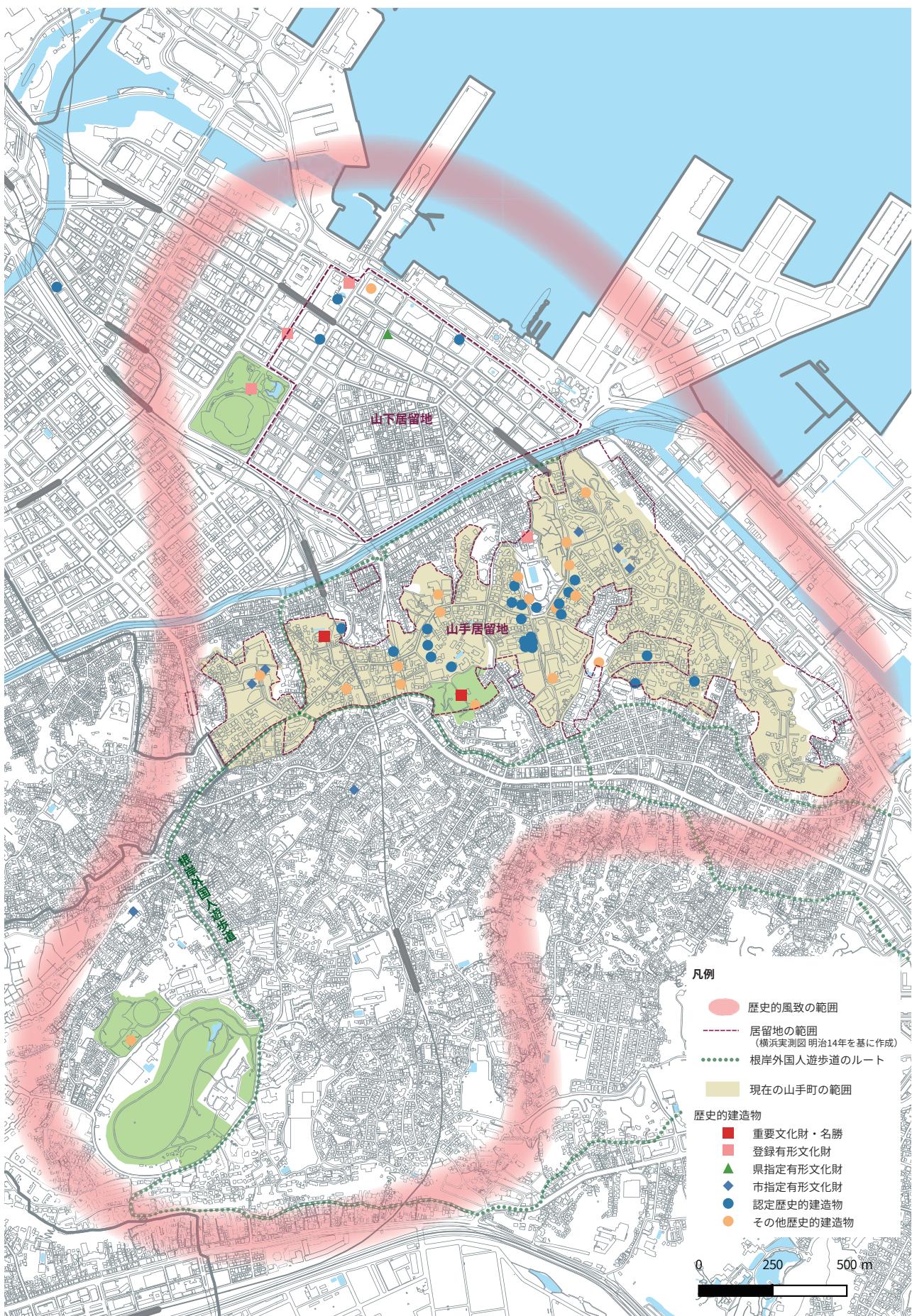
才まとめ

横浜が開港し、外国人居留地となった山下地区や山手地区では、現在のまちの基本的な骨格が明治期に整備された。

居留外国人の住宅地として形成した山手地区では、外国から持ち込まれたバラやヒマラヤスギといった植物とともにガーデニングがさまざまな形で引き継がれ、手入れの行き届いた植物とその活動を見ることができる。戦後は、接收解除に向けた活動から始まり、環境保全、景観保全などの住民によるまちづくりが展開され、山手地区の異国情緒を感じる環境や景観、歴史的建造物が守られてきた。

居留外国人の生活文化として持ち込まれたさまざまなスポーツは、近代スポーツ発祥の地として知られることになった。山手公園でのテニスや横浜公園での野球などは、明治期から現在まで盛んに活動が継続され、スポーツをしたり観戦したりと、市民を始めとした多くの人を楽しませている。

外国人居留地として整備された基本的なまちの骨格とともに、居留外国人によって持ち込まれた西洋のガーデニングやスポーツといった生活文化は、市民の生活に根付き、長い間親しまれ、育まれることにより、横浜独自の歴史的風致を形成している。



外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の範囲

(3) 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致

ア 概要

横浜市南部に位置する金沢は、鎌倉時代に大きく発展した。12世紀末に鎌倉に武家政権が成立し朝夷奈通が開削されると、風浪を防ぐ良港であった六浦湊は鎌倉の外港として栄え、中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり大変なにぎわいをみせた。北条実時によって創建された称名寺などを中心として、鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。金沢区内の寺院では、花まつりや稚児行列をはじめとした行事が地域で親しまれている。また、治承四年（1180）に創建した瀬戸神社や建久二年（1191）に創建した富岡八幡宮では、湯立神楽（三ツ目神楽）、祇園舟といった中世の頃に始まったとされる神事が今に伝わっている。

幕末から昭和にかけては、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な場所としても知られ、別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわった。昭和5年（1930）に湘南電気鉄道（現京浜急行電鉄）が開通すると、富岡の海水浴場などが多くの人でにぎわった。昭和40年代以降の金沢地先埋立により、当時の海岸線は失われてしまったが、富岡八幡宮近くの船溜まりや旧伊藤博文金沢別邸近くの横浜に残る唯一の自然海岸である乙舳海岸に当時の面影を残す。また、横浜市内唯一の海水浴場として海の公園が昭和63年（1988）に開園し、現在でも3月から9月中旬にかけての潮干狩りや夏の海水浴客でにぎわう。

一方、東京湾に面する金沢は、交通や軍事の要衝としての機能も果たした。明治期には長濱検疫所が置かれ、感染症の国内流入を防いでいた。昭和期に入ると、日本海軍の航空隊基地や工廠などが置かれるなど軍事施設が多く立地した。戦後は駐留軍に接収され、近年になって接収解除が進みつつあり、接収解除地は公園などに整備されている。



金澤八景之図（文化11年（1814）、横浜市中央図書館蔵）

イ 建造物

○称名寺境内と建造物

・称名寺境内（史跡）

称名寺は、金沢北条氏一門の菩提寺で、鎌倉幕府二代執権の北条義時の孫である北条実時が居館内に建てた持仏堂を起源とし、13世紀中ごろの建立といわれている。鎌倉時代末期には、浄土式庭園を持つ壮大な伽藍が完成したが、現存する建物はすべて江戸時代の再建である。称名寺の庭園は、南の大門から反橋・中島・平橋を経て金堂に達する形式の浄土式庭園としては時代的に最後の例といえることから、庭園史上における高い価値を有している。また、史跡内には文化財指定された建造物が点在するほか、隣接する神奈川県立金沢文庫には称名寺に伝わる文選集注（国宝）、称名寺聖教・金沢文庫文書（国宝）をはじめ、多くの文化財が所蔵されている。大正11年（1922）に中心区域が「称名寺内界 附金澤氏墓及開山審海上人以下世代塔」という名称で国指定の史跡に指定され、その後、昭和47年（1972）に周辺区域が追加指定され、指定名称が「称名寺境内」になった。

参道は桜並木で、桜の名所として知られ、境内地の裏にある称名寺市民の森にも桜が300本以上もあるため、花見で多くの市民が訪れる。毎年5月には境内の特設能舞台で「称名寺薪能」が催され、地域の風物詩となっている。また、毎週土曜日にはNPO法人横濱金澤シティガイド協会が園内の案内をしている。

・金堂

金堂は、参道にある惣門と仁王門をくぐり、阿字ヶ池に架かる反橋を渡った正面に位置する。天和3年（1683）に改築されたとされる禅宗様の建物である。金堂に安置されている本尊は「弥勒菩薩立像」で、大正14年（1925）に重要文化財に指定されている。金堂は、平成7年（1995）に県指定重要文化財に指定されている。

・釈迦堂

釈迦堂は、金堂の東側に建ち、文久2年（1862）に建てられた禅宗様の建物である。堂内に安置されていた釈迦如来立像は、大正14年（1925）に重要文化財に指定され、現在は県立金沢文庫に所蔵されている。釈迦堂は、平成15年（2003）に市指定有形文化財に指定されている。

・称名寺塔頭光明院表門

光明院表門は、仁王門手前の参道沿いに建ち、和様を基調に禅宗様を加味した意匠の四脚門である。昭和62年（1987）の解体修理の際、寛文5年（1665）の墨書銘が発見され、現存する称名寺の建築の中では最も古いことが判明した。平成4年（1992）に市指定有形文化財に指定されている。



称名寺境内



称名寺参道



称名寺金堂



称名寺釈迦堂



光明院表門

○富岡八幡宮本殿

富岡八幡宮は富岡の小高い丘の上に建ち、金沢地先の埋立までは東側は海に面していた。社伝によれば、建久2年（1191）源頼朝が、鎌倉の鬼門除けとして摂津の西宮神社の恵比寿様を勧請して創建し、のちに安貞元年（1227）には八幡大神を合祀し、社名も八幡宮と改めたとされる。鎌倉時代より800年以上も継承されている「祇園舟」や「湯立神楽」の神事が行われている。本殿は丹塗の三間社流造の社殿で、造営は天正14年（1586）、慶長15年（1610）、寛永2年（1625）など10枚の棟札が残るが、現在の社殿造営のものは寛永2年（1625）とみられている。平成14年（2002）には、本殿の屋根を銅板葺から柿葺に復元し、併せて覆殿や拝殿を造営している。また、社殿の北東の斜面に広がる社叢林は、昭和63年（1988）横浜市指定天然記念物に指定されている。



富岡八幡宮

○瀬戸神社本殿・拝殿

瀬戸神社は、金沢八景の中心地である瀬戸の内海に面して建つ。社伝によれば、鎌倉に入った源頼朝が日頃崇敬する伊豆三島明神を勧請して、治承4年（1180）に創建したとされる。毎年7月の天王祭の中で行われる「三ツ目神楽（湯立神楽）」は鎌倉時代から伝わる神楽であり、今日まで瀬戸神社の宮司が伝承、奉仕し、地域の夏祭りとして長く親しまれている。現在の社殿は、三間社流造の本殿・幣殿・拝殿を複合した権現造で、棟札より寛政12年（1800）の建立であるとわかっている。また、境内にある大カヤと北側に広がる社叢林は、平成6年（1994）に大カヤ、翌年に社叢林が横浜市指定天然記念物に指定されている。



瀬戸神社

○旧伊藤博文金沢別邸

旧伊藤博文金沢別邸は、初代内閣総理大臣・伊藤博文によって明治31年（1898）に建てられた茅葺屋根の海浜別荘である。伊藤博文が風光明媚な金沢の地を好んで建てたといわれ、大正天皇や韓国皇太子なども訪れた。建物がある野島は、歌川広重が描いた金沢八景のうち「野島夕照」として描かれた場所であり、客間棟の座敷からは穏やかな金沢湾の海を望むことができる。明治時代、金沢近辺は東京近郊の海浜別荘地として注目され、内閣総理大臣の松方正義や大蔵大臣等を歴任した井上馨らが別荘を設けた。当時の別荘建築の様相を伝える貴重な遺構である。平成18年（2006）に横浜市指定有形文化財に指定され、平成19年（2007）より解体・修理工事を実施し、平成21年（2009）に竣工・公開した。



旧伊藤博文金沢別邸

○金澤園

旗亭「金澤園」は、昭和5年（1930）に開園した、海岸の近傍に建てられた遊園地、割烹旅館である。潮干狩りや海水浴、貸しボート、釣り堀、遊覧船といった海のレジャー、四季折々の花を観賞できる遊園地や大弓場などのスポーツ施設などを備え、当時のレジャー施設として発展した。建物は昭和4年（1929）に竣工した入母屋造桟瓦葺の木造二階建てで、平成16年（2004）に国の登録有形文化財に登録された。現在は、「カフェ金澤園」として営業されている。



金澤園

○旧長濱検疫所一号停留所

一号停留所は、長濱検疫所における上等船客用の停留施設として、明治28年（1895）3月に完成した。建物は、東西に長いコの字型、左右対称の平屋で、当時は、東京湾を見下ろす高台に広い芝庭を前にして建っていた。8つの停留室と食堂及び談話室があり、感染症の疑いがある方々が一定期間滞在していた。横浜最古級の洋風建築として貴重な存在であり、平成30年（2018）に国の登録有形文化財に登録された。今後、建物が建つ横浜検疫所の移転に伴い、海の公園に移築される予定である。



旧長濱検疫所一号停留所

○長浜ホール（横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室及び旧事務棟）

横浜検疫所長浜措置場旧細菌検査室及び旧事務棟は、長濱検疫所の施設として明治28年（1895）に建てられた建物であるが、関東大震災で倒壊し翌年の大正13年（1924）に復旧された建物である。旧細菌検査室は、野口英世が半年間検疫医官補として働き、ペスト菌を検出した研究施設として知られ、当時の資料などが展示・公開されている。



長浜ホール（旧細菌検査室）

旧事務所棟は、外観をほぼ復元し、地下に音楽ホールを持つ施設「長浜ホール」として平成9年（1997）に建てられた。

旧細菌検査室及び旧事務所棟は、平成10年（1998）に横浜市認定歴史的建造物に認定されている。



長浜ホール（旧事務所棟）

ウ 活動

1) 海との暮らしを継承する祭礼

○祇園舟神事（市指定無形民俗文化財）

祇園舟神事は、富岡八幡宮で執り行われる800年以上の伝統のある神事であり、横浜を代表する夏の行事である。7月15日前後の日曜に行われる例大祭の日に大祭式に引き続き行われ、青茅の舟に罪穢れを託して沖合遠く流しやるもので、全国各地で6月に行われている茅の輪くぐりや夏越の祓の神事と同様、心身共に清々しく祓え清めて暑い夏を迎える昔ながらの行事である。また麦秋の時期もあり、初穂の麦を海の神にお供えし、五穀の豊饒と海の幸の豊漁に感謝するという要素も一緒になった神事でもある。かつての富岡八幡宮は海岸に近接して建ち、浜が近かったが、現在周辺は遙か沖合まで埋め立てられてしまった。しかし、神社の前の浜は船溜まりの入り海が残され、その浜と外海に通じる水路を通じて執り行われている。

神事に用いられる茅舟は、青茅で作った長さ70cm幅50cmほどの楕円形の舟形を作り、先端は葉先を纏めて首をもたげた形に立てる。茅舟の先端部分に大きい御幣を一本立て、周囲の舟べりに一年の月数だけの十二本の御幣を並べ立てる。舟の中央に小麦粒を敷き、その上に大麦粉で作った団子（しどり）を三個供える。

当日の朝、社殿にて大祭式が執り行われた後、神前に供えられてお祓いを受けた茅舟は、氏子たち（祇園舟保存会）が肩に乗せ、大勢の参拝客に見送られながら社殿から船溜まりの浜まで運び、浜に安置される。そこで浜降神事が行われ、茅舟の麦の団子（しどり）に榊の小さな御幣を刺し、甘酒をかけ、浜降神事の祝詞が奏上される。その後、この茅舟を「八幡丸」と「弥栄丸」という二艘の和舟に移し、雅楽の音色が船溜まりに鳴り響く中、二艘は並んでゆっくりと漕ぎ出し、水路を通って沖合を目指す。沖合に到着すると茅舟は一年分の罪穢れを託して海に流される。その罪穢れから逃れるべく後ろを振り返らずに、二艘は全速力で競漕しながら船溜まりまで帰っていく。大きな掛け声に合わせて和舟を漕ぐ姿が、祇園舟神事のクライマックスとなる。



例大祭
①古殿地前にて「修祓（しゅばつ）」



例大祭
②社殿にて「大祭式」



祇園舟神事
③お祓いを受けた茅舟



祇園舟神事
④社殿から船溜まりへ向かう



祇園舟神事
⑤船溜まりへ向かう（公園内）



祇園舟神事
⑥浜に安置された茅舟



祇園舟神事
⑦船溜りにて「浜降神事」



祇園舟神事
⑧「八幡丸」・「弥栄丸」に茅舟をのせて出発



祇園舟神事
⑨沖へ向かう



祇園舟神事
⑩水路を通り船溜まりへ戻る



祇園舟神事
⑪競漕して船溜まりへ戻る



祇園舟神事
⑫船溜まりへ到着し終了



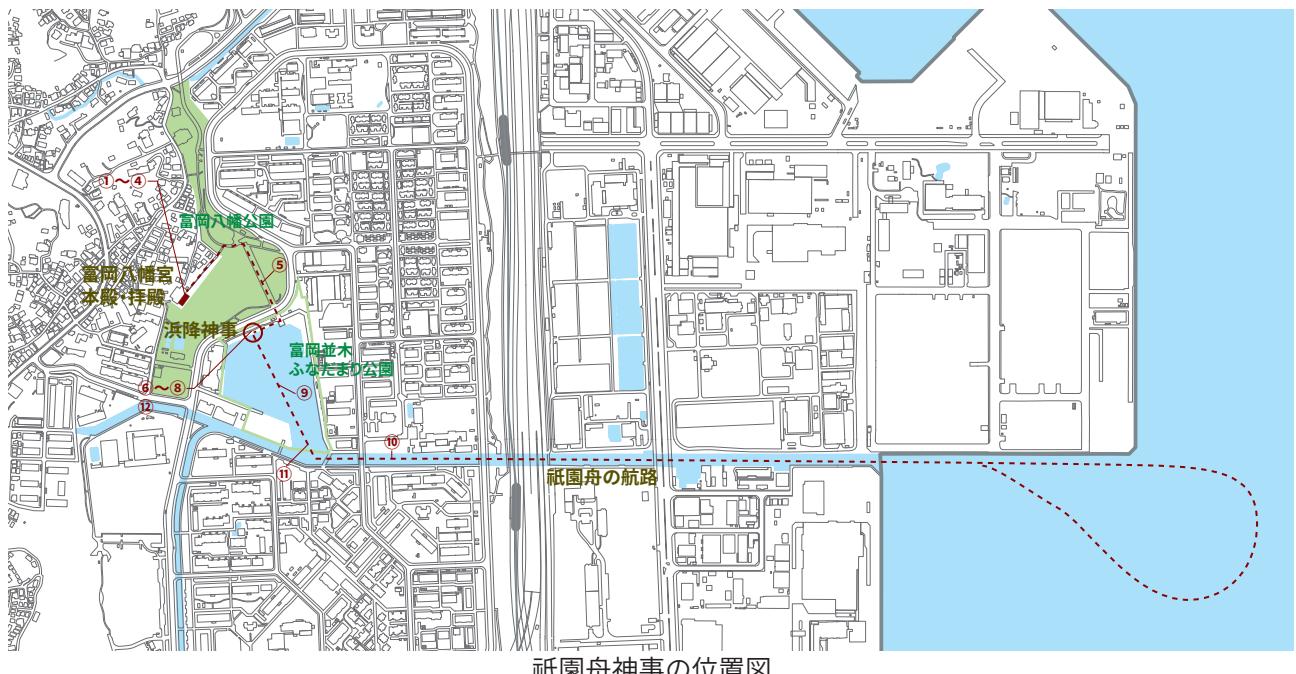
昭和 46 年 (1971) 当時の祇園舟神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



昭和 46 年 (1971) 当時の祇園舟神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



昭和 46 年 (1971) 当時の祇園舟神事
(金沢区制 70 周年記念事業「金澤写真アルバム」より)



祇園舟神事の位置図

○瀬戸神社の天王祭と三ツ目神楽（湯立神楽：市指定無形民俗文化財）

瀬戸神社の夏祭り「天王祭」は8日間にわたり行い、古くは7月7日から14日までの祭事であり、現在はこれに近い日曜日から日曜日の8日間に行われる。天王祭は本来、瀬戸神社の祭礼ではなく、氏子総百姓を中心とする民間行事としての夏祭りであった。六浦町の字瀬戸・六浦・川・大道・三艘の5ヶ町が中心となって行われ、これに併せて瀬ヶ崎、室ノ木、また高谷などでも同様に行われていた。そのため、今でも氏子町内挙げての盛大な祭りとなっている。

初日は、出御祭で神輿にお御靈をお迎えする。それから、3日目の夜に「三ツ目神楽（湯立神楽）」という神楽が行われる。三ツ目神楽は、大きな御釜に熱湯を沸かす湯立を伴う神楽で、「鎌倉神楽」「職掌神楽」とも呼ばれる。鎌倉時代に鶴岡八幡宮に奉納されていたものを瀬戸神社が継承している。神職が釜の湯を御幣の串でかき回し吉兆を占い、笛を湯にひたし、参列者に振りかける。この湯を浴びたり飲んだりして、無病息災を祈願するものである。瀬戸神社の三ツ目神楽（湯立神楽）は、平成5年（1993）に市指定無形民俗文化財に指定されている。

三ツ目神楽当日の境内には、地元の子供たちが作ったあんどんに灯がともり、拝殿横には湯立のための山が設けられる。4本の青竹を四方に立て、中央に高い青竹1本を立て、その頂上に五色の幣を垂らした天蓋をつくり、そこから四方に注連縄を張り、五色のシデをつける。山の中央に竈を据え、釜を乗せて湯をたぎらせる。

現在の三ツ目神楽は、境内の神輿庫の前で執り行われ、神楽の演目は①羽能②お祓い・祝詞③御幣招き④搔湯⑤射祓⑥湯座⑦鉤舞の7つである。笛や太鼓の演奏とともに神楽の曲目が進行し④搔湯になると、神楽方の神官が釜に移動し、御幣の串を釜に入れ、湯を搔き回す。このとき、釜の中央に湯花が立ち、大きな湯花が立つと吉兆であるとされている。⑥湯座では、笛の手房を湯に浸し、参列者に湯しぶきを振りかけて祓う。神楽の終了後には、お釜の湯を飲んで無病息災を祈願するのが古来の習慣である。



湯立のための山



境内に灯されるあんどん



三ツ目神楽 ①羽能（はのう）



三ツ目神楽 ④搔湯（かきゆ）



三ツ目神楽 ⑥湯座（ゆぐら）

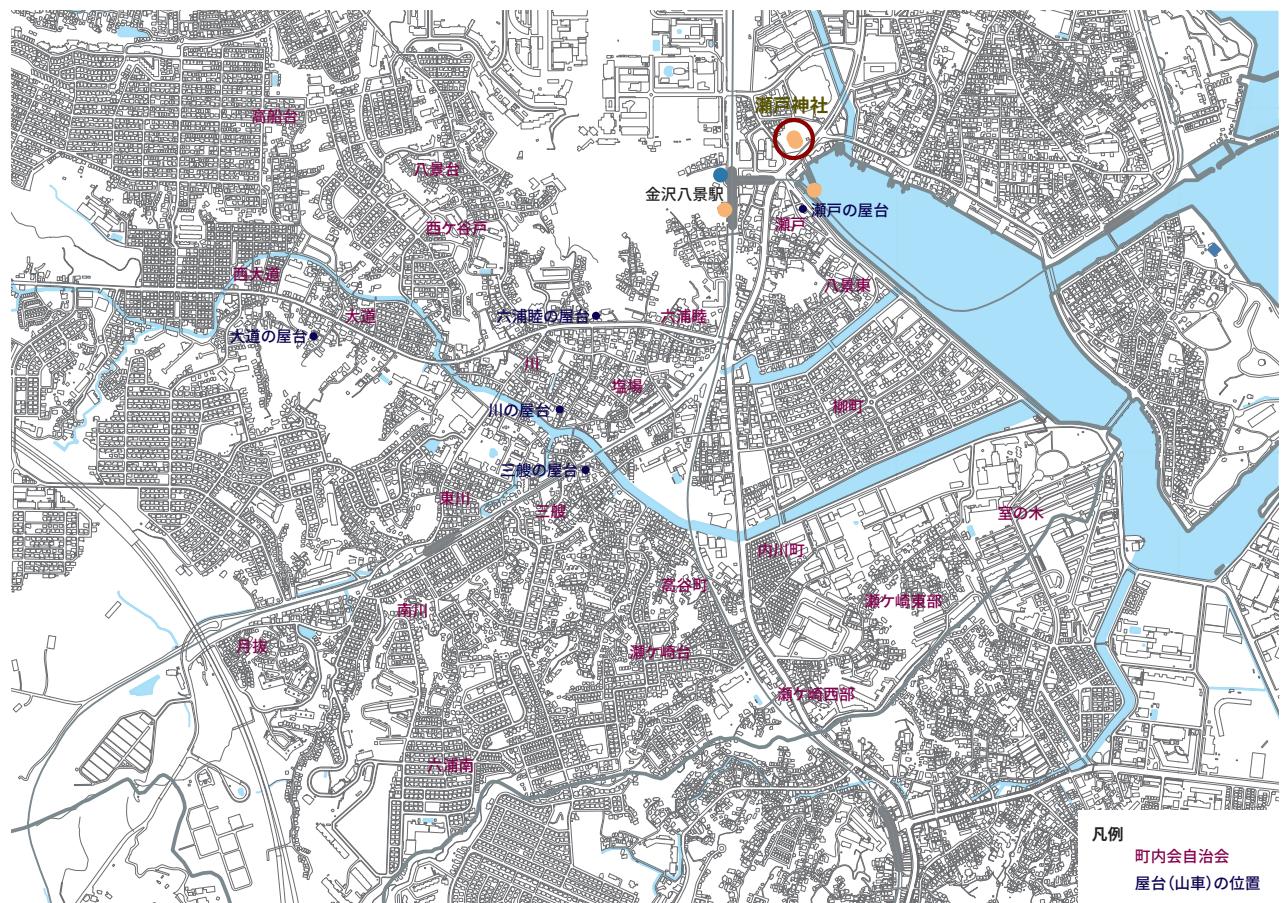


三ツ目神楽 ⑦鉤舞（けんまい）

最終日の日曜は、神輿の町内巡幸が行われる。神社を出発した神輿が氏子町内を限なく巡幸し、それに併せて、氏子町内の山車や屋台、大人や子供の神輿がくりだされる。山車や屋台では、各町内で伝承するお囃子が演奏され、木遣りに先導されて子供たちが曳き綱を引いて町内を廻る。瀬戸の山車には桃太郎の人形が乗っており、横浜近辺の地域では珍しい人形山車である。瀬戸神社神輿の巡幸の際には、立ち寄る町内ごとに瀬戸神社の宮司によるお祓いが行われ、宮司と各地の町内代表者が神輿に町内の無事を祈願する。そして夕刻、瀬戸神社の神輿が威勢よく宮入りをして、8日間の祭りは終了する。



屋台と御神輿

金沢八景駅前を進む屋台
(瀬戸神社が奥に見える)

瀬戸神社天王祭の位置図

○花まつり（稚児行列）

お釈迦様の誕生を祝い、子供たちの健やかな成長を祈る「花まつり稚児行列」と呼ばれる行事は、金沢区内の富岡地区、六浦地区、金沢地区、釜利谷地区の4地区の各寺院が持ち回りで開催している。主催は、金沢区佛教会と金沢区釈尊奉讃会で、毎年4月8日に近い日曜日に開催されている。雅な衣装を身に着けた稚児たちは出発地の寺院から保護者に手を引かれながらゆっくりとぎやかに街中を歩き、ゴールの寺院に向かう。到着した寺院では、稚児らとともに寺院本堂で法要が執り行われる。境内は花まつりの飾りがつけられ、華やかな花御堂などもかわいらしい稚児らとともに見物客や参拝者の目を楽しませる。

花まつり稚児行列は、戦前は各地域で行われていたが、戦後に現在の形で開催するようになり、昭和22年（1947）に第1回が実施された。令和6年（2024）4月7日には第78回花まつり稚児行列が行われ、金沢の春の風物詩となっている。



花まつり稚児行列

2) 景勝地「金沢八景」の海・緑との営み

江戸時代から横浜の海岸線には多くの漁村があり、金沢でも漁業は主要な産業のひとつであった。明治16年（1883）に金沢湾に海苔養殖場ができると、富岡から野島にかけての金沢一帯で海苔の養殖が盛んになった。また金沢の海岸部には、江戸時代から多くの塩田があり、生産された塩は各地に販売された。

中世から知られていた金沢の風光明媚な景観は、江戸時代になると、中国の「瀟湘八景」に見立てた「金沢八景」として成立した。洲崎晴嵐、瀬戸秋月、小泉夜雨、乙舳帰帆、称名晩鐘、平潟落雁、野島夕照、内川暮雪からなる金沢八景は、歌川広重画《金沢八景》をはじめ多くの浮世絵に描かれることで、庶民に広く親しまれるようになり、金沢は江戸の文人たちが遊覧に訪れる観光地となった。

明治時代になると、金沢は東京近郊の海浜別荘地として好まれるようになり、なかでも富岡には多くの政治家や文人たちが別荘を構えた。明治33年（1900）に逗子と金沢をむすぶ池子道路が開通するまでは、横浜から金沢への交通手段として船を利用する人が多く、風光明媚な海岸線の美しさは多くの人を魅了した。太政大臣を務めた三条実美は、富岡東2丁目の海岸に別荘「富岡海荘」を所有し、自身の別荘を中心に、本牧から横須賀の観音崎にいたる海岸線を、日本画家の荒木寛敵に絵巻《富岡海荘図巻》（明治21年、横浜開港資料館所蔵）として描かせている。そのほか松方正義や井上馨、大鳥圭介などの明治政府の要人たちや日本画家の川合玉堂が、富岡に別荘を構えていた。

富岡の地以外では、初代総理大臣伊藤博文の別邸が知られている。明治20年（1887）、伊藤博文は大日本帝国憲法の草案づくりを金沢でおこなうために、陸軍の夏島砲台建設用地を借りて、別邸を構えた。伊藤はこの夏島別邸から洲崎の料亭「東屋」に通い、金子堅太郎、伊東巳代治、井上毅らと憲法草案の検討を重ねた。その後、夏島別邸は小田原に設けた別邸「滄浪閣」に移築し、明治31年（1898）に、洲崎（野島）に茅葺き屋根の金沢別邸を構えた。この金沢別邸には、皇太子時代の大正天皇や韓国皇太子らが訪れており、現在は野島公園内で、旧伊藤博文金沢別邸（市指定有形文化財）として公開・活用され、現在も情緒ある景観と相まって当時の暮らしの様相を来訪者が体感することができる。

景勝地としての次なる発展の契機は、大正12年（1923）の関東大震災であった。震災後、横浜駅をターミナルとした私鉄の鉄道網が形成される。昭和5年（1930）には、湘南電鉄（現在の京浜急行電鉄）が黄金町から浦賀まで開通し、さらに昭和8年（1933）には、品川ー浦賀間で京浜電鉄（現在の京浜急行電鉄）との相互乗り入れが実現し、品川から横浜を経由して横須賀、浦賀までが鉄道でつながった。



歌川広重画《金沢八景》

これにより、東京から金沢までは日帰りの圏内となり、金沢は海水浴や潮干狩りなどの行楽客で賑わうようになった。また長浜では、横須賀市長浦に存在した旧長浦検疫所から移転した長浜検疫所が明治29年（1896）に設置された。当施設は、天然好風景の地を撰みて海に隣接して設立されたとされ、コレラ等の流行への対策で横浜へ渡航する船舶に対し検査が行われ、感染の疑いがある者は本検疫施設の停留所等に停留した。かつて野口英世が検疫医官補として勤務した経過や、一号停留所には与謝野鉄幹・晶子夫妻、後藤新平などが訪問した歴史がある。現在は旧長浜検疫所一号停留所、同旧細菌検査室、同旧事務棟が残り、来訪者が当時の縁豊かな環境に触ることができる。

昭和5年（1930）、湘南電鉄の開通にあわせて、割烹旅館の金沢園が開業した。大正5年（1916）に横浜で創業した料亭「満月」を前身とする金沢園では、約5万坪の広大な園地に桜1万2千株が植えられ、四季折々の木々を愛でながら、海水浴や潮干狩り、ボートや釣りなどを楽しむことができた。金沢のあらたな観光拠点となった同園には、当時、与謝野晶子や高浜虚子らの文人が訪れている。建物は木造二階建て、入母屋造瓦葺の近代和風建築で、平成16年（2004）に国登録有形文化財となった。現在も「カフェ金沢園」として営業し、当時と同様の趣ある情緒を体感することができる。

海とともにあった景勝地金沢のすがたは、戦後になって大きく変化した。昭和40年（1965）に、横浜市の新しい都市づくり構想である六大事業が発表され、その一つとして「金沢地先埋立」が掲げられた。都心部の中小工場の移転先用地として埋め立てられることになった金沢では、富岡・柴・金沢の各漁業協同組合との交渉を経て、昭和46年（1971）3月に埋立工事が着工された。海水浴客で賑わった富岡海水浴場は、昭和57年（1982）に長浜公園となり、現在では市民の憩いの場となっている。

埋立事業で失われた海岸線に代わっては、「海の公園」が昭和63年（1988）7月にオープンした。あらたに金沢漁港や柴漁港が設けられ、現在も底引き網漁やアナゴ漁が続けられている。柴では「海の公園」の沖合いで冬場の海苔づくりがおこなわれており、その様子は、野島公園内の旧伊藤博文金沢別邸からも望むことができる。

現在、自然の海岸線は野島海岸にわずか残されるだけであるが、海の公園や野島公園をはじめ、金沢は海のレジャーで訪れる人気のスポットであり、季節になると、釣りや潮干狩りを楽しむ人々でおおいに賑わっており、金沢の地ならではの海の雰囲気を感じることができる。また、野島公園や金澤園、旧長浜検疫所などに残る歴史資産では、その多くが公開され、海や縁豊かな環境と共にある情緒を現在も体感することができる。

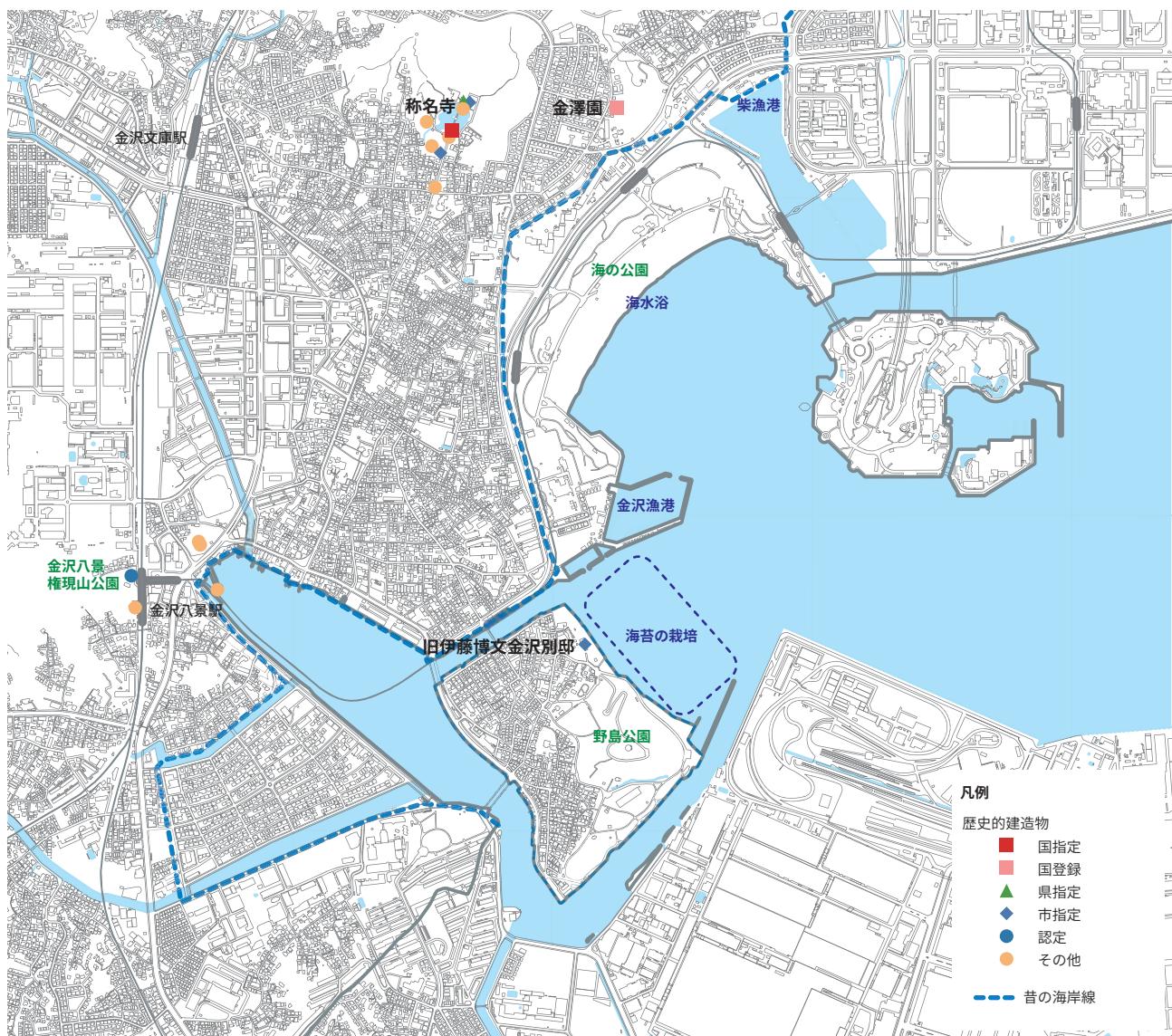


金澤園

野島公園から望む
金沢漁港と海の公園

海の公園

旧伊藤博文金沢別邸からみえる
のりひび



景勝地「金沢八景」の海・緑との営みの位置図

工まとめ

鎌倉時代から発展してきた金沢では、称名寺や朝夷奈切通など中世の歴史を伝える史跡が残る。中世から伝わる祇園舟神事や三ツ目神楽などは、地域の大切な伝統行事として受け継がれ、地域の夏の風物詩となっている。春に行われる花まつり稚児行列も各地区の持ち回りで開催され、かわいらしい稚児の行列が見物客や参拝者の目を楽しませている。

江戸時代から風光明媚な場所として知られるようになった金沢八景を中心として、別荘地や海水浴の場所として発展していったことを体感できる歴史的建造物や公園などが存在している。戦後は埋め立てにより大きく変化したが、古くから海を望み、海とともにある暮らしが今でも引き継がれ、その情緒を体感することができる。

鎌倉時代から続く史跡や伝統行事や海とともにある景色や暮らしが、特徴ある金沢の風情を醸し出し、中世から続く歴史的風致を形成している。



六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致の範囲

4

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足

歴史的風致に係る歴史資産や活動の取組について、一人ひとりの市民が「自分たちのまちの財産である」と実感できる土壤を作っていくことが非常に重要であり、さまざまな普及啓発活動を通じて、共感する人やパートナーとなってくれる人を増やすことが求められている。そのためには、情報を単に伝達するのみではなく、多くの人にリーチする横の視点と深く体感してもらう縦の目線の双方を持って情報公開や愛着を感じられる接点づくりを推進していく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物候補への対応

市内の歴史資産の現存状況を継続的に把握することは勿論のこと、時代の変化に伴う歴史的建造物等の評価を常に見直していくことが必要である。歴史的風致を形成する歴史的建造物においても、築造後概ね50年を経過していることを前提として、戦後に築造された建造物など時代の更新に伴って増加する歴史的建造物の候補について、保全活用を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応

関東大震災と第二次世界大戦による横浜大空襲という二度の災禍を受けながらも現在に残る歴史的建造物は、そのまちの歴史を語り、横浜らしい個性を象徴する存在であり、一度失われると二度と取り戻すことができない非常に貴重かつ重要な資産である。歴史的風致の維持及び向上のためには、これらの「歴史資産」が完全に失われてしまうことを防ぎ、極力保全し継承していくことが必要である。

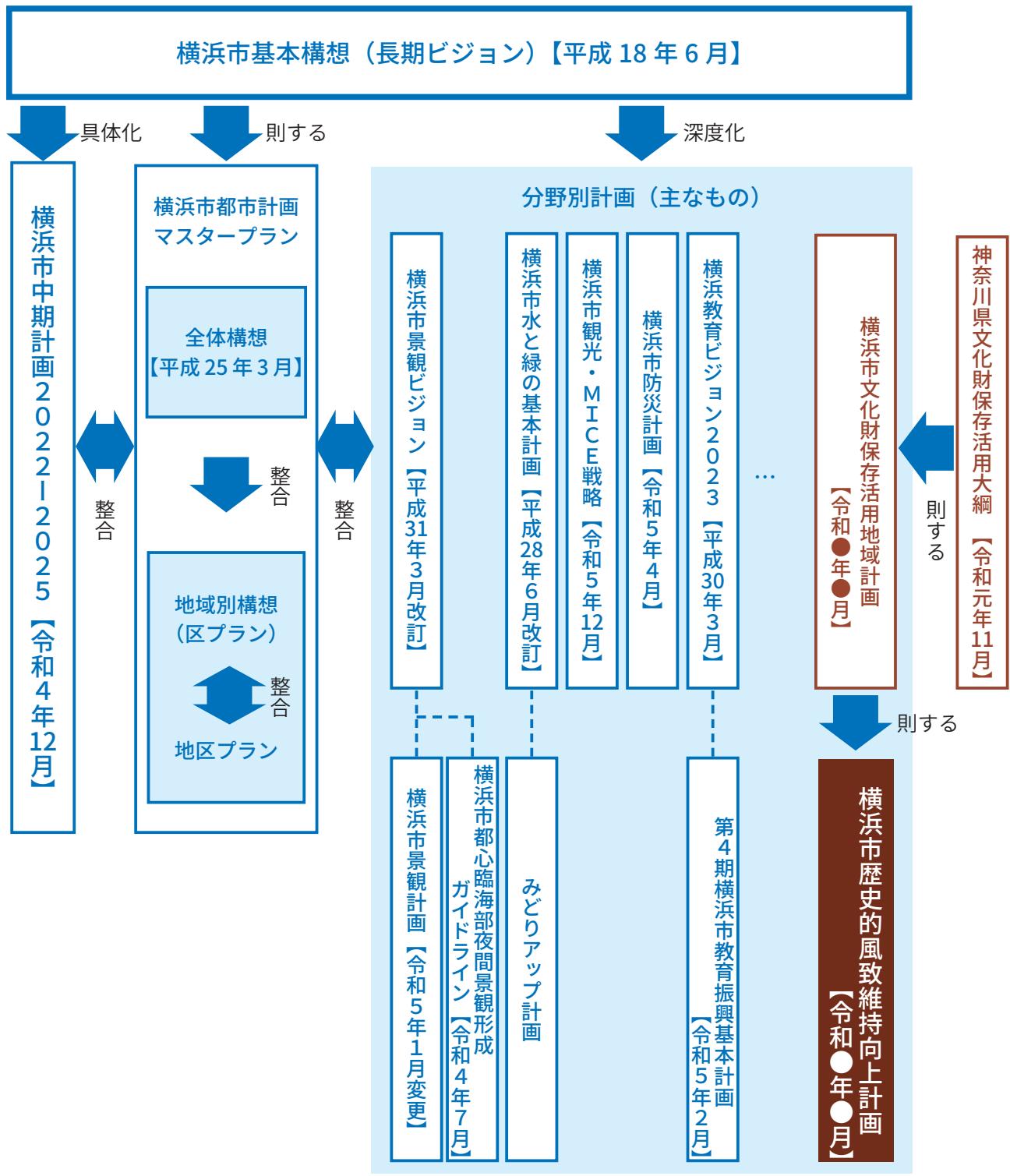
しかしながら、近年では維持管理に係る費用の高騰、税負担等による所有者の負担が大きくなっていることが課題となっている。また、都市部特有の課題として、不動産評価では低くみられることから都市開発圧力の下では失われやすい存在である。歴史資産を守る所有者・管理者に極力最大限の支援を行いつつ、長期的な視野に立ち柔軟に保全していくことが求められている。

(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携

歴史資産を保全し本来の形で使い続けることは、歴史的風致の維持のためには非常に大きな価値がある。しかし同時に、その歴史資産自体が象徴する個性に、現代ならではの活用が加わることで、まちの中で大きな価値を発揮し、歴史的風致が向上する可能性を秘めている。歴史資産がまちの中で生きた形で有り続けるためには、守りながら使い、使いながら守る、保全活用とまちづくりが一体となった推進が重要である。その実現のためには、さまざまな角度からの知見や力が必要であり、活用を進めていくための支援や施策が求められている。一方で、これまでの歴史的建造物等の情報や、維持管理や改修・活用等に関するノウハウ等が蓄積されつつあるにも関わらず、所有者や技術者等の間での共有が不足しているという課題がある。

2.既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成18年（2006）から20年間の横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画として、その構想を深化する分野別計画に位置づけられる。また、「横浜市中期計画2022-2025」や「横浜市都市計画マスター プラン」等の関連計画と整合、連携を図る。さらに、歴史まちづくり分野の計画である「横浜市文化財保存活用地域計画」とも整合、連携を図り、横浜市の歴史まちづくりを推進していくための計画とする。



上位計画及び関連計画との位置づけ

(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）

昭和48年（1973）に制定された「横浜市基本構想（旧）」を、平成21年（2009）に開港150周年、市政120周年を迎えることも契機に見直し、平成18年（2006）6月23日に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定した。「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。概ね令和7年（2025）頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げ、その都市像を支える5つの柱を示している。本計画は、特に「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」と関連が深く、「自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します」と定めている。

また、実現の方向性と取組を10個示している。「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」では、「横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう」と定めている。「暮らしやすい快適なまちづくりをしよう」では、「歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう」と定めている。

実現のための基本姿勢として、「横浜を支える市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して都市の魅力や活力をつくるとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します」と定めている。



横浜市基本構想（長期ビジョン）概要

(4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう

横浜の活力を高めていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。

ア 横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう。

イ 横浜の活力の源である港の魅力を高めるために、アジアや世界に貢献する物流機能の強化とともに、海に親しめる憩いの機能も高めていきましょう。

ウ 環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。

エ 横浜の食を支える農業と都市生活を共存させ、大きな消費地を背景とした地産地消を積極的に進めるとともに、安全で新鮮な農産物を生み出す都市農業が活発に行われるまちを目指しましょう。

(7) 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう

高齢社会や人口減少社会の中で、誰もが快適に暮らしていくためには、ライフスタイルや地域の特性に応じた住環境の中で生活し、身近な地域で様々な活動ができることが重要です。

ア 多様化するライフスタイルや、地域の特性に応じた質の高い住環境と効率的な交通体系が備わったまちを目指しましょう。

イ 誰もが働きやすい就業の場と居住の場のほか、楽しみ、学び、憩いの場などが駅を中心に近接するコンパクトなまちを目指しましょう。

ウ 歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう。

実現の方向性と取組 ((4)・(7) 抜粋)

(2) 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画 2022～2025」は令和 4 (2022) 年 12 月 23 日に策定した。計画期間は令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 4 年間としている。2040 年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9 つの戦略と 38 の政策等を取りまとめている。

9 つの戦略のうち本計画に関連するものとして、「戦略 5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」の「政策 26 郊外部における多様な機能の誘導」、「戦略 6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」の「政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり」では「関内・関外地区の活性化推進」と「魅力あふれる都市空間の形成」、「政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」においては「歴史と創造性を生かしたまちづくり」が掲げられている。

II 共にめざす都市像（めざす未来の具体像）

市民生活
の未来

暮らしやすく誰もが WELL-BEING[※]を実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都市
の未来

人や企業が集い、つながり、 新しい価値を生み出し続けるまち

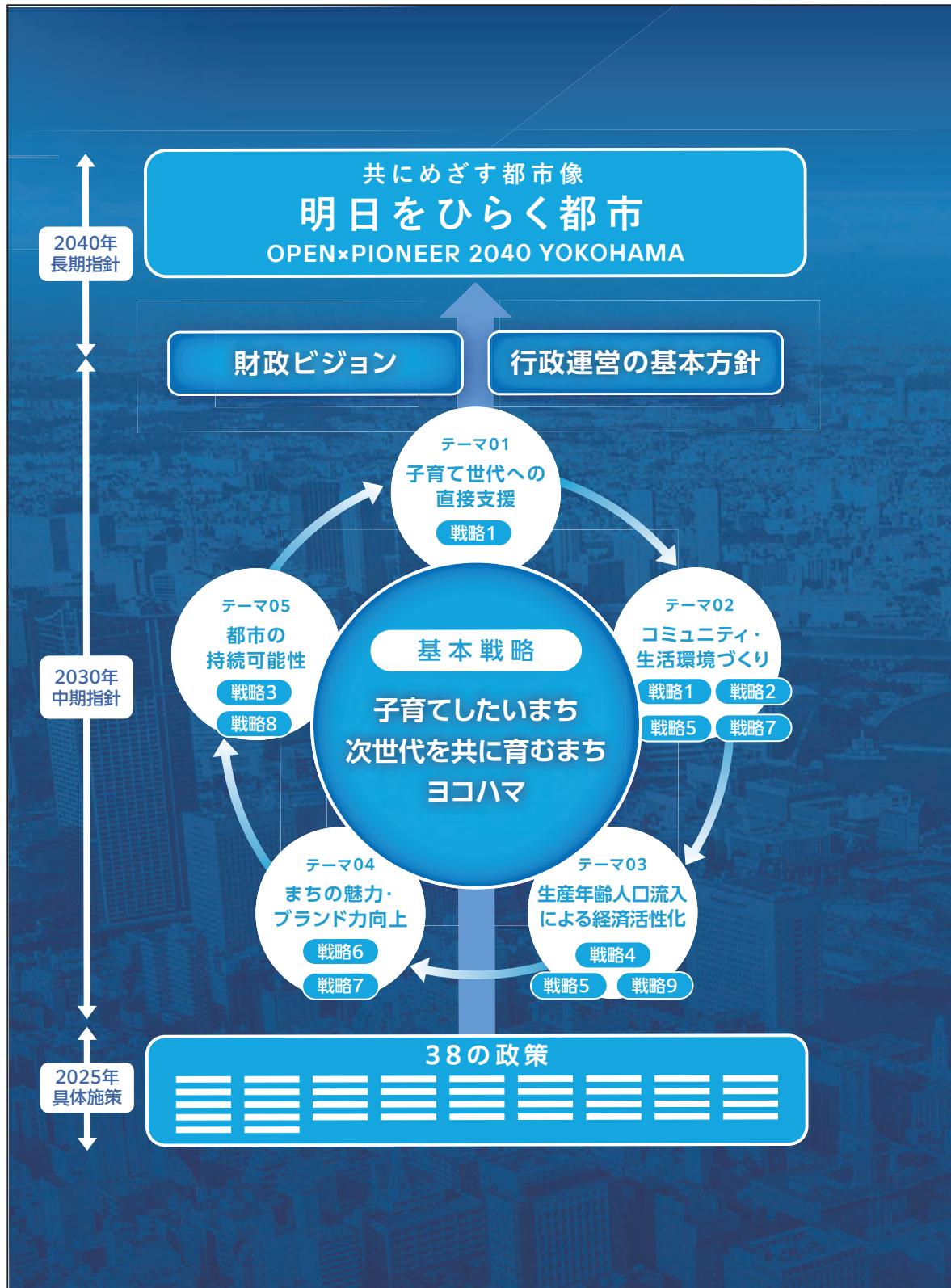
これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都市基盤
の未来

変化する時代・社会に適応し、市民生活や 都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

※ WELL-BEING：幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。



○ 主な施策

1 鉄道駅周辺のまちづくりの推進	主管局 都市整備局	施策指標 鉄道駅周辺の生活拠点の整備・誘導
主要な鉄道駅周辺では、市街地開発事業等により、駅前広場や歩行者空間等の整備・改善、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設などの機能の集積・更新を図りながら、個性ある生活拠点を形成します。また、規制誘導手法等を活用し、多様な働き方や暮らし方を支える機能の誘導やにぎわいの創出など民間の活力を生かしたまちづくりを進めます。		直近の現状値 事業中4地区
2 多様な主体と連携した持続可能な郊外住宅地再生の推進	主管局 建築局、都市整備局	施策指標 持続可能な郊外住宅地の取組数
多様な世代が豊かに暮らし続けられるよう、郊外部において地域や民間事業者、大学等の多様な主体と連携し、生活支援機能の確保、コミュニティの充実等を図るとともに、デジタル技術の活用や脱炭素化に資する取組の推進等を通じて、地域の課題解決や魅力発信などに取り組みます。また、公共施設や民間施設の土地利用転換を契機とした、公民連携による地域の再生を進めます。		直近の現状値 7地区
3 郊外部における多様な機能の誘導	主管局 建築局	施策指標 用途地域等の見直し地区数
郊外住宅地の魅力向上に資する身近な農地、公園緑地、水辺、歴史などの地域資源を生かしたまちづくりや、日常生活を支えるサービスの充実、働く場や地域の居場所づくりなどを推進するため、時代に即した用途地域や特別用途地区、許可基準、風致地区等や、まちづくりに関するルールの点検・見直し等を行い、多様な機能の誘導を図ります。		直近の現状値 —
4 戰略的な土地利用の誘導・推進	主管局 政策局、建築局、都市整備局、道路局	施策指標 戦略的な土地利用にむけた検討
市街地の大規模な土地利用転換、鉄道駅やインターチェンジのインフラ整備、大学等の機能強化などの機会を捉え、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、都市計画マスターplan等の改定とあわせて、市街化調整区域を含めた戦略的な土地利用誘導を進めます。また、市内米軍施設跡地については、地権者等と連携しながら、周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。		直近の現状値 推進
5 郊外部における新たな活性化拠点の形成	主管局 都市整備局	施策指標 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業進捗
旧上瀬谷通信施設地区において、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の実現に向け、土地区画整理事業等により農業基盤や道路、公園などの都市基盤施設の整備を推進するとともに、大規模な土地利用の転換に伴う交通需要に対応するため、新たな交通の導入に向けた検討と、周辺道路のネットワーク強化を進めます。		直近の現状値 事業化検討
6 國際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進	主管局 都市整備局	施策指標 国際園芸博覧会開催の市民認知度
博覧会の成功に向けて、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」と連携し、博覧会の認知度向上、市民や企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速するとともに、会場周辺のインフラ整備や、快適で効率的な輸送システムを構築します。		直近の現状値 24.5%
		目標値 90% 90地区以上(4か年)
		目標値 9地区(4か年)

政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

○ 主な施策		主管局	都市整備局	施策指標
1	横浜駅・みなとみらい・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進			
2	関内・関外地区の活性化推進	主管局	都市整備局	①横浜駅周辺における開発事業 ②東神奈川臨海部周辺における開発事業 ③みなとみらい21地区における開発事業 直近の現状値 ①事業中 ②事業中 ③事業中 目標値 ①完了 ②完了 ③事業中
3	新横浜都心のまちづくりの推進	主管局	都市整備局	①関内駅周辺における開発事業 ②北仲通地区における開発事業 直近の現状値 ①事業中 ②一 目標値 ①事業中 ②事業中
4	京浜臨海部のまちづくりの推進	主管局	都市整備局	新横浜駅南部地区のまちづくり 直近の現状値 推進 目標値 推進
5	山下ふ頭再開発の推進	主管局	港湾局	まちづくりの具体化へ向けた検討 直近の現状値 推進 目標値 推進
6	回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進	主管局	都市整備局	再開発に向けた検討 直近の現状値 推進 目標値 推進
7	魅力あふれる都市空間の形成	主管局	都市整備局	既存の交通モードと新たな移動サービスや観光施設等との連携 直近の現状値 推進 目標値 推進
				市内の景観に関する満足度 直近の現状値 76% (4か年平均) 目標値 78% (4か年平均)

政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり市民に身近な文化芸術創造都市の推進

○ 主な施策		主管局	文化観光局	施策指標
1	文化芸術を通じた次世代育成と共生社会実現に向けた取組			
2	文化芸術による街のにぎわいの創出と国内外への発信	主管局	文化観光局	芸術文化教育プログラムへの子どもたちの参加者数 直近の現状値 12,823人/年 目標値 15,200人/年
3	歴史と創造性を生かしたまちづくり	主管局	文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局	アートイベントの来場者数 直近の現状値 18.2万人 (4か年) 目標値 29.7万人 (4か年)
4	市民の文化芸術活動への支援と環境整備	主管局	文化観光局	港の夜景の演出参加施設数 直近の現状値 27施設/年 目標値 45施設/年
				文化施設の稼働率* 直近の現状値 73%/年 目標値 80%/年

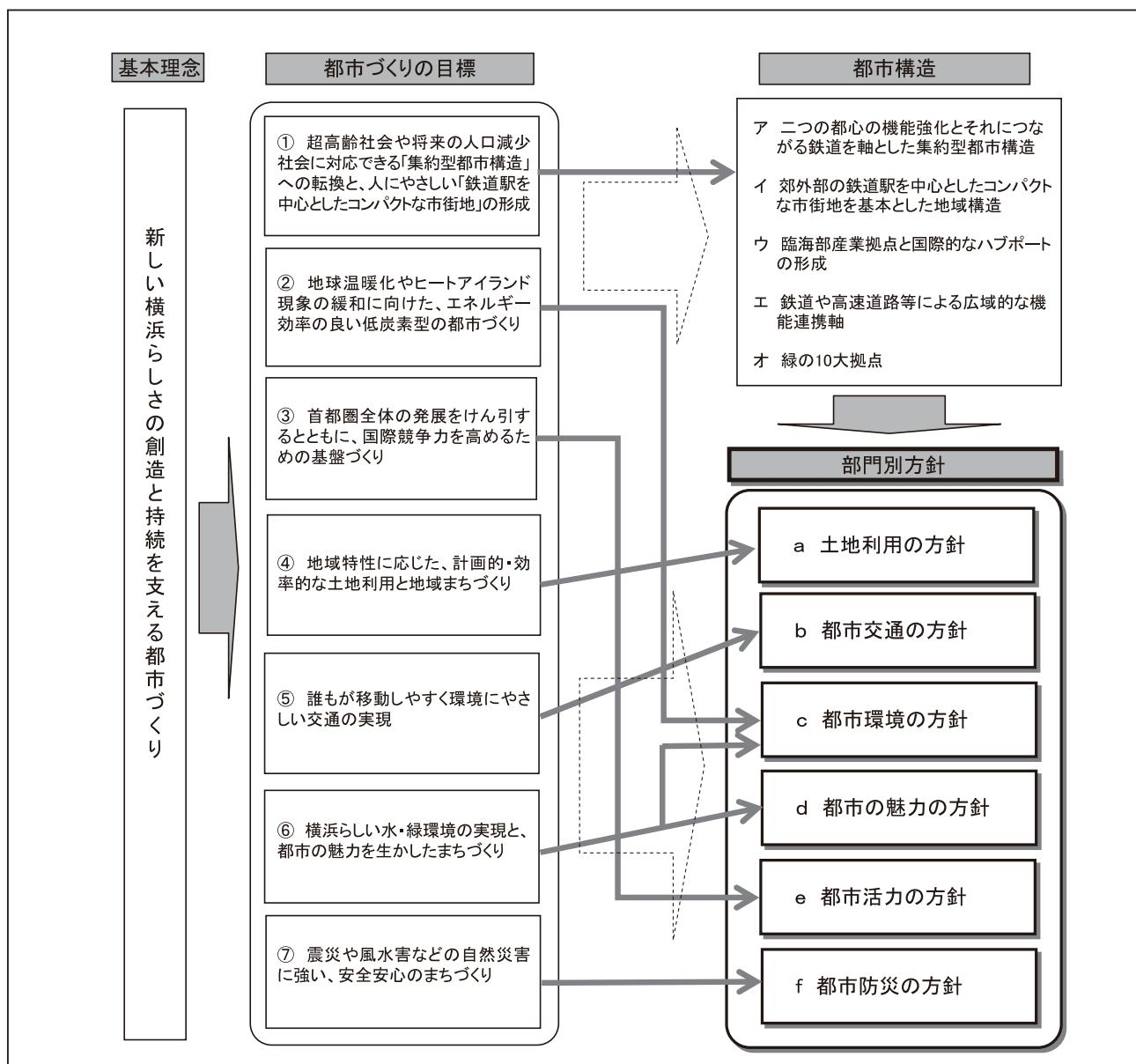
政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

(3) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市都市計画マスタープランは、平成12年（2000）1月に初めて策定され、その後10年余りが経過した。この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んだ。今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況も変化しているため、それに合わせ、平成25年（2013）改定を行った。横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせ、令和7年（2025）を基本的な目標年次としている。

都市づくりの基本理念の一項目として「港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり」を掲げている。都市づくりの目標の一つとして、「横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり」を定めている。

部門別方針では、「d 都市の魅力の方針」として、「4-2 (1) ②歴史的建造物の保全、活用の推進」、「4-2 (2) ③美しい港の景観形成」、「4-3(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進」が掲げられている。また、「e 都市活力の方針」として、「5-3 (2) 観光資源の活用と機能強化」が掲げられている。



7つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性

4 都市の魅力の方針

■方針の体系

4-1 都市の魅力向上の基本方針

4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

(1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ①魅力づくりの推進
- ②歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③公共空間のデザイン演出

(2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ①市民に開放された水辺空間の形成
- ②水辺における多様な活動の推進
- ③美しい港の景観形成

4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

(1) 多様性を感じさせる景観形成

- ①河川周辺における景観形成
- ②幹線道路周辺における景観形成
- ③まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

5 都市活力の方針

■方針の体系

5-1 都市活力の基本方針

5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

(1) 都心部の活力、競争力の向上

- ①横浜駅周辺地区の開発促進
- ②みなとみらい21地区の開発促進
- ③関内・関外地区の活性化の推進
- ④横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤新横浜都心の機能強化

(2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ①中小企業の競争力強化による成長支援
- ②成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③国内外からの企業誘致の推進

(3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ①空港へのアクセス強化
- ②産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化
- ③港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④市場の再編と機能強化
- ⑤高度情報化社会への対応
- ⑥次世代型都市インフラの構築

5-3 MICE・観光の機能強化の方針

(1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化

(2) 観光資源の活用と機能強化

5-4 市民生活の利便性向上の方針

(1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

(2) 住宅市街地の活性化

(4) 横浜市景観計画

平成 20 年（2008）4 月 1 日、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、令和 5 年（2023）1 月 15 日に一部変更した。横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下「横浜市全域」という。）を景観計画区域としている。ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下「景観推進地区」という。）を、関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区、山手地区としている。

「良好な景観形成の考え方」では、「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」を掲げている。また、「地域ごとの景観づくりの方向性」を定めている。

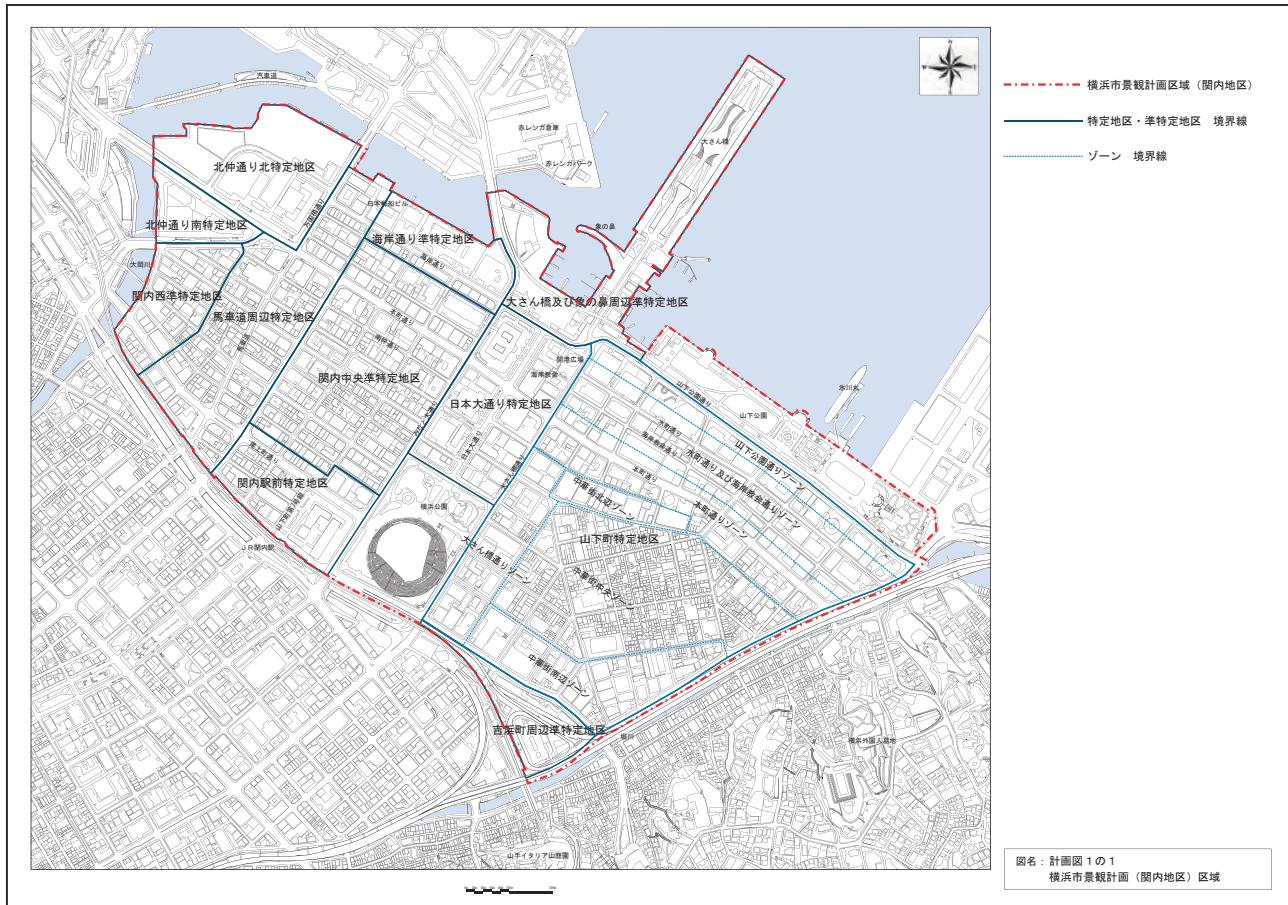
【横浜らしい景観をつくる 10 のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

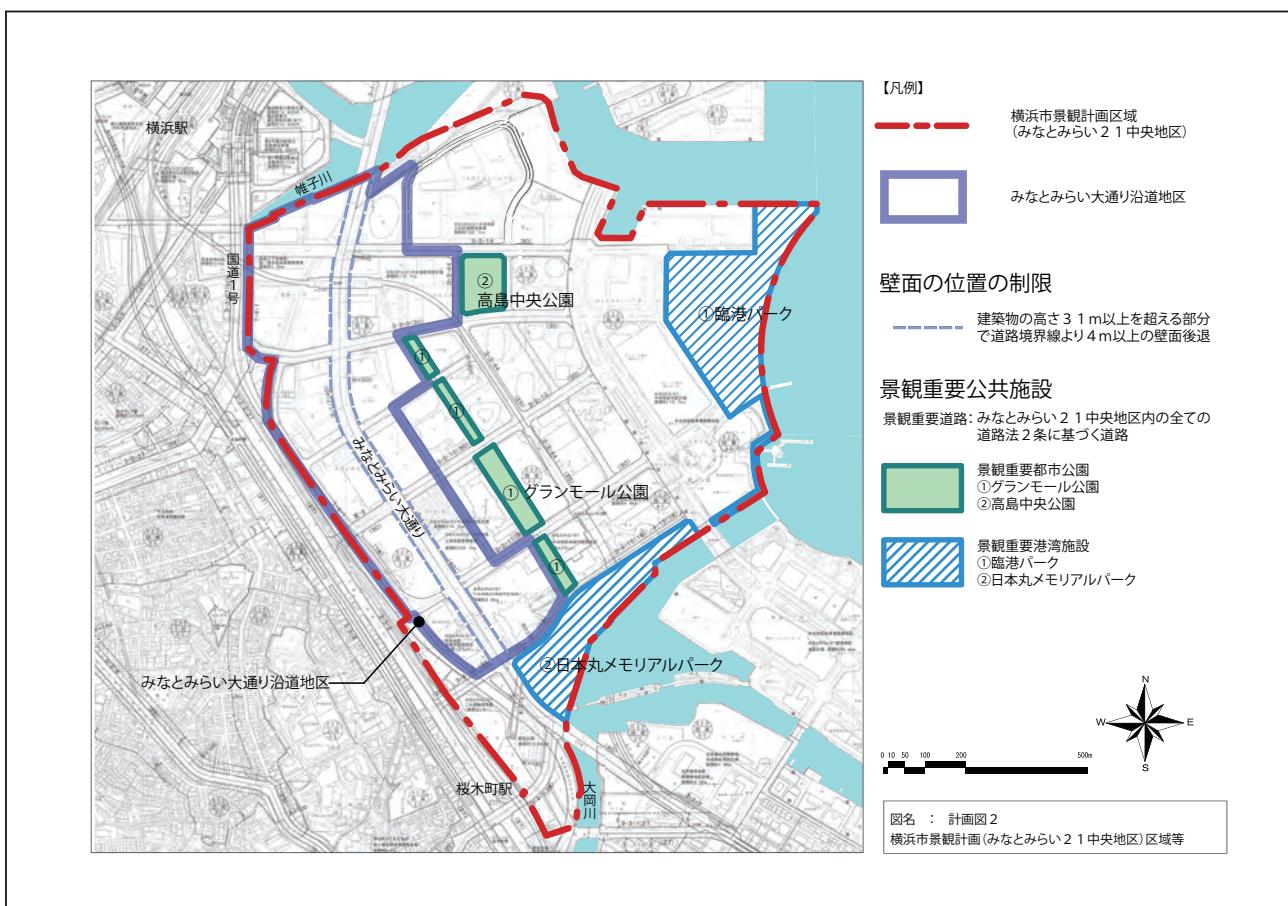
【地域ごとの景観づくりの方向性】

- ① 臨海部
物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを生かした景観づくりを進めています。
- ② 都心部
多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の二大拠点の景観づくりを進めています。
- ③ 高密度な既成市街地
親しみのある街並みや高低差を生かした景観づくりを進めています。
- ④ 郊外駅前及び周辺
地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を生かした景観づくりを進めています。
- ⑤ 郊外住宅地
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めています。
- ⑥ 水・緑と農のある郊外
身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めています。

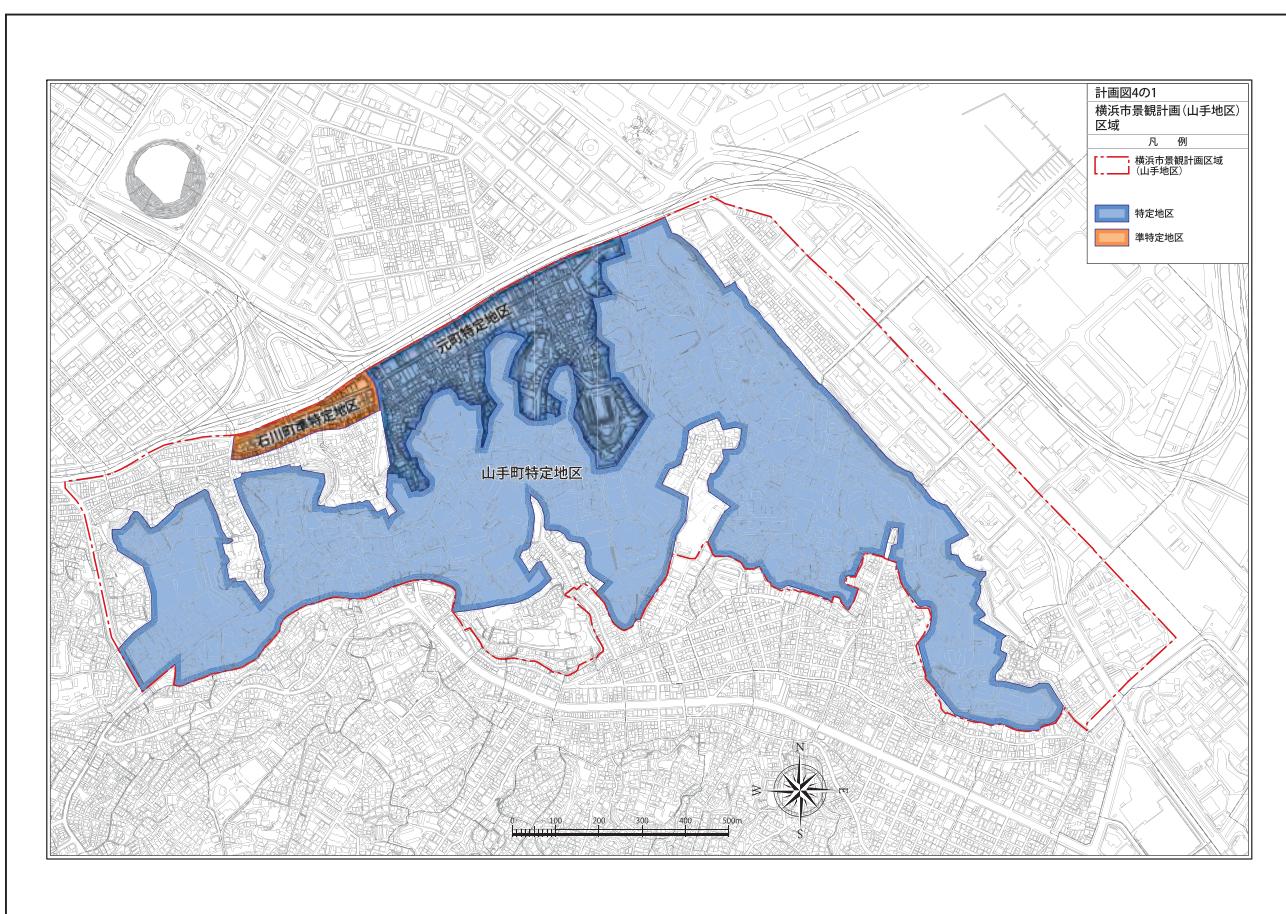
横浜らしい景観をつくる 10 のポイントと地域ごとの景観づくりの方向性



横浜市景観計画（関内地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域図

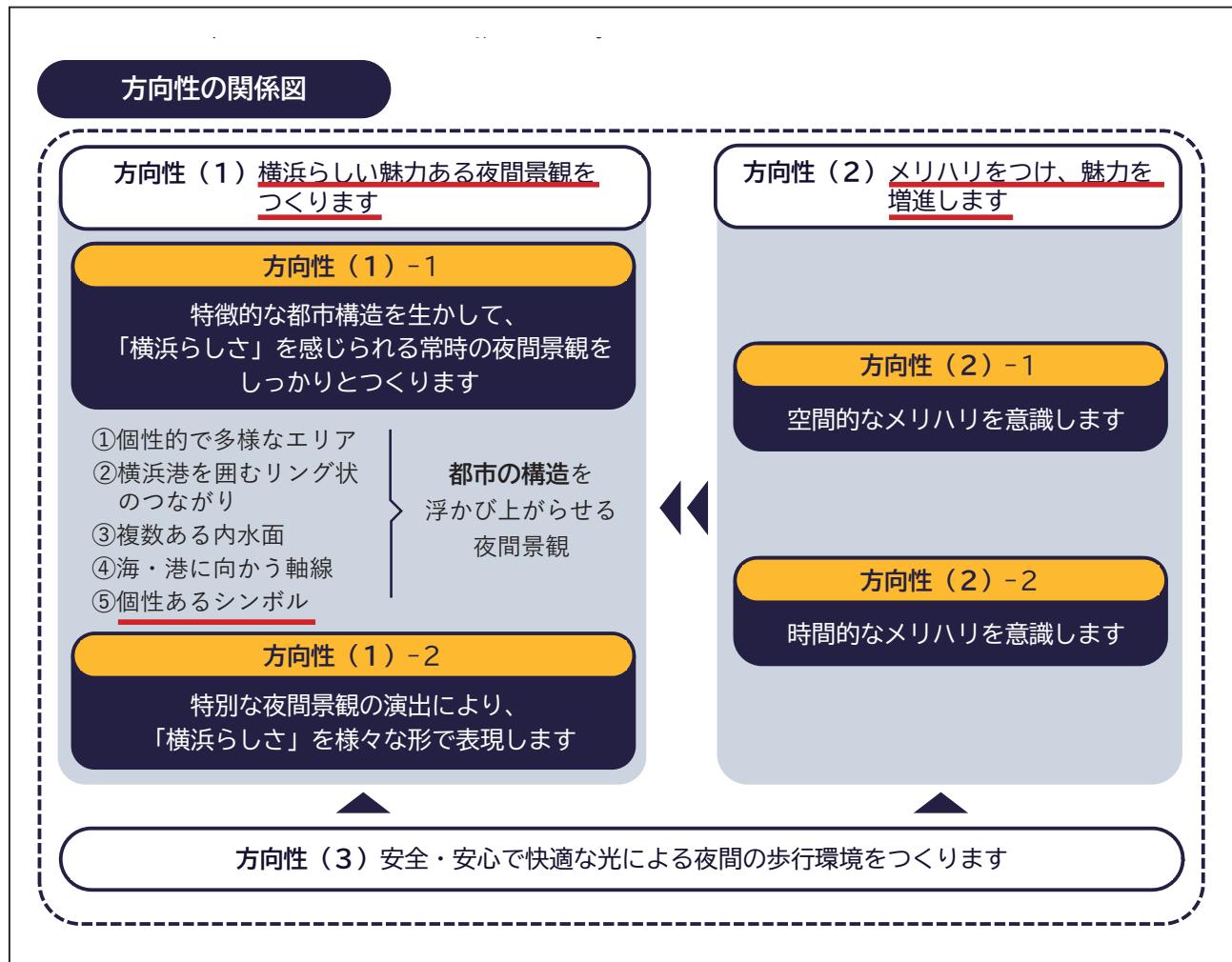


横浜市景観計画（山手地区）区域図

(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

市民・事業者・行政それが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年（2022）7月、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定した。

都心臨海部の夜間景観の方向性（1）「横浜らしい魅力ある夜間景観を作ります」では、「個性あるシンボル」すなわちシンボルとなる建造物を、「横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる」としている。例えば、歴史的建造物の本来の色を尊重した照明とすることを挙げている。方向性（2）「メリハリをつけ、魅力を増進します」では、空間的なメリハリを意識し、エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りの周辺は落ち着かせるなど、抑揚のある街並みとなるよう配慮するとしている。例えば、歴史的建造物をライトアップし、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出していることを挙げている。



方向性の関係図

方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

方向性（1）-1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

構造⑤ 個性あるシンボル ⇒ 横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる

- シンボルとなる建造物は、その特徴を効果的に魅せる照明の工夫などにより、昼とは異なる形で横浜やエリアの個性を印象づけます。



シンボルとなる建築物等の昼と夜の見え方の変化（横浜マリンタワー、氷川丸）



歴史的建造物の本来の色を尊重した照明（横浜赤レンガ倉庫）



海に映える寒色系の照明（横浜ベイブリッジ）

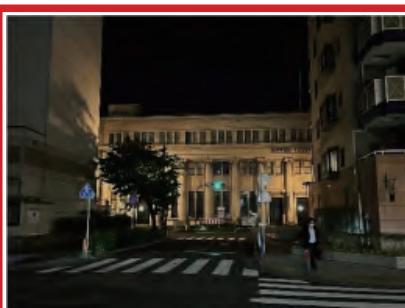
夜間景観の方向性（1）-1、構造⑤

方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します

方向性（2）-1

空間的なメリハリを意識します

- エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りについて際立たせたい箇所は照らし、その周辺は落ち着かせるなど、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなるよう配慮します。



歴史的建造物をライトアップし、その周辺では控えめな照明とすることで、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出している（横浜郵船ビル）



来街者を迎えるゲート空間として建物の正面を際立たせ、それ以外の部分は落ち着いた光とし、メリハリのある照明としている（村田製作所みとみらいイノベーションセンター）

夜間景観の方向性（2）-1

魅力ある夜間景観により実現したいことでは、「昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街」、「横浜を象徴する“いつもの”景色がある街」が関連深い。前者は光の特性を生かすことで、昼とは異なる街の表情をつくり夜も滞在したくなる街を目指すとしている。後者は、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し未来にわたって維持していくとしている。

2. 魅力ある夜間景観により実現したいこと

魅力ある夜間景観の創出は、横浜の街そのものの魅力を向上させ、夜間の滞在人口の増加にもつながります。市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの取組が連携しながら、様々な手法で夜間景観を魅力的にしていくことが重要です。

2-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街

光の特性を生かし、特徴的な建物を際立たせることや、複数の建物を同じ色でライトアップしてまとまりとして見せることなどにより、昼は多くの建物に埋もれて見えなかった個性が顕在化し、あるいは同じ建物でも異なる見え方になります。昼とは異なる街の表情をつくることで、昼だけでなく夜も滞在したくなる街を目指します。



昼と夜の建物の見え方の変化（横浜市開港記念会館）

2-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色がある街

市民にとっては、旅行先から帰ってくる際に見るとホッとするような、また来街者にとっては、一度行ってみたい・また行きたいと思えるような、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し、未来にわたって維持していきます。



歴史的建造物である横浜赤レンガ倉庫と近未来的な高層ビルが融合した横浜らしい“いつもの”夜間景観

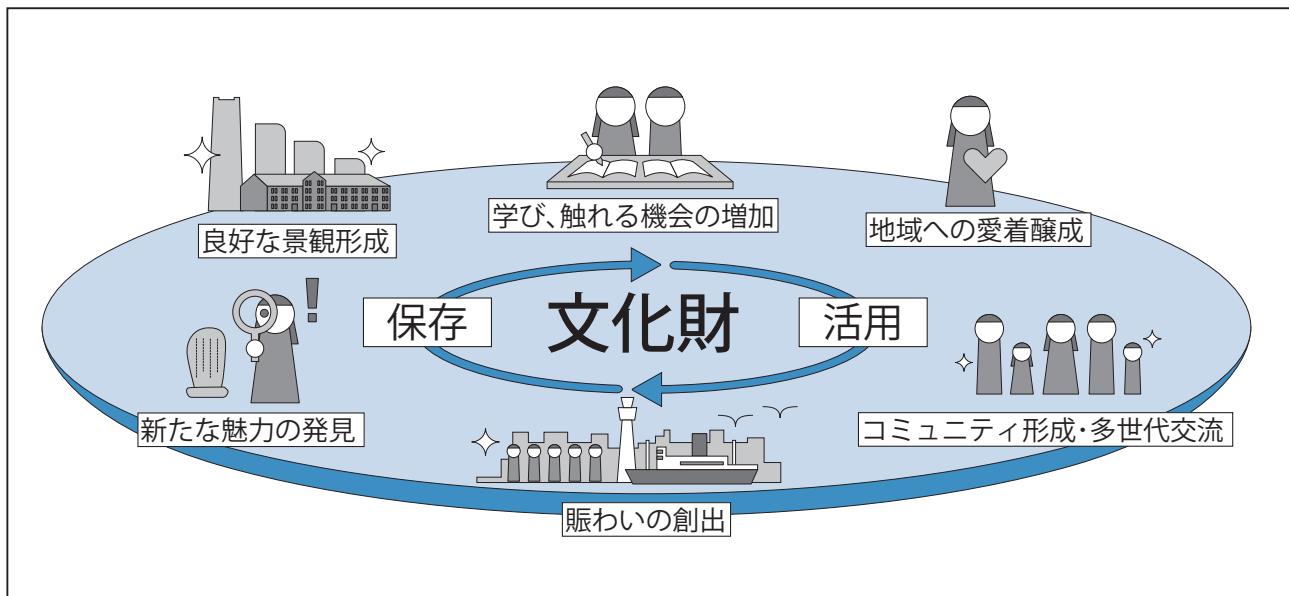
魅力ある夜間景観により実現したいこと（2-1、2-5 抜粋）

(6) 横浜市文化財保存活用地域計画

横浜市における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、令和元年（2019）に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財保護法に基づく「横浜市文化財保存活用地域計画」が令和6年（2024）に認定された。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考え方とし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定している。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていく。

策定を契機に、横浜市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者をはじめ、行政、市民、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民に、横浜の歴史文化に触れてもらえる機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指している。

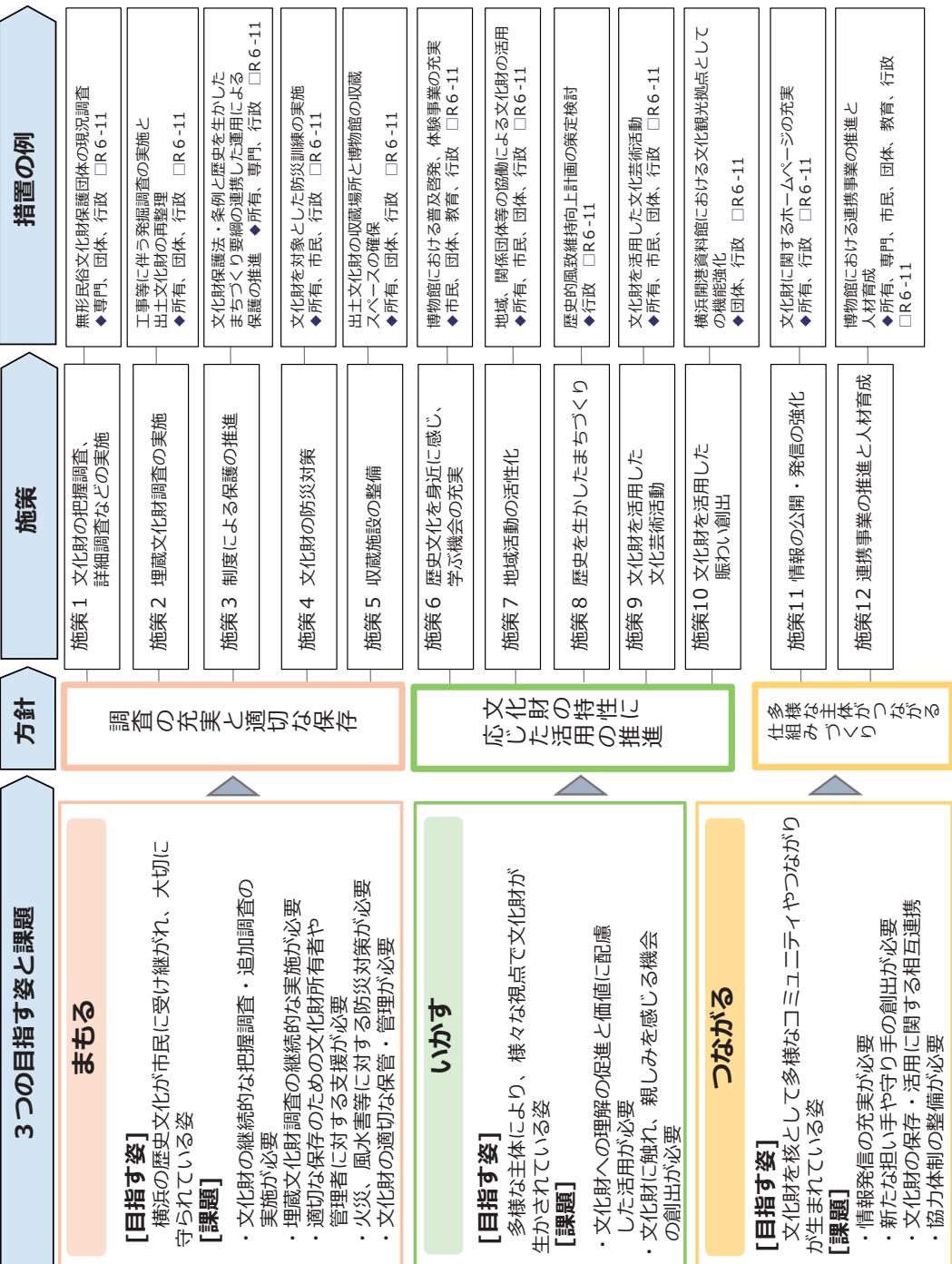


横浜市における保存・活用のイメージ

【計画体系】「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していく。

3つの目指す姿と課題



「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

関連文化財群

市域に広がる多種多様な文化財を一体的に捉えた、歴史文化の特徴に基づく9つのストーリーを設定

1. 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らした。海岸線の変化や稻作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化し、その様子は市域で発見された数々の遺跡からうかがえる。

2. 武家社会下の交易・交通と文化～

横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にあった。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展した。

3. 横浜開港－国際貿易港のあゆみ－

日米和親条約の締結地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げた。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真、眞葛焼に代表される横浜焼などの土産物や工芸品も、海外へ渡っていった。

4. シルクがもたらした繁栄

開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになった。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもつた。

5. コスモポリタン都市－文化の交差点－

開港を機に、国内外から多くの人々が移り住んだ。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展した。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まった。

6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー

幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の創設、フランス人実業家ジェラールが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入された。

7. 焼け跡から二度よみがえった都市

横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展した。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られた。終戦後の復興は、占領軍の接收により大きく遅れるが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備された。

8. 谷戸・里山と横浜の原風景

市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれた。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境であり、昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えている。

9. 地域が育む祭礼・行事

市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられている。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられている。

関連文化財群

文化財保存活用区域

文化財が集積し、周辺環境も含めて文化財を核とした文化財空間を創出する4区域を設定



③三溪園区域

製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧に整備した庭園。各地の歴史的建造物を、土地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置されている。



三溪園外苑

①関内区域

幕末期の開港で、近代日本の経済や流通の中心となる。震災や戦災等の歴史を伝える建造物が多く所在し、良好な景観が残る。



横浜市開港記念会館

②山手区域

1867年に外国人居留地として開設された地区。居留外国人の住宅地として整備され、異国情緒漂う街並みが形成された。公園、歩道沿いの生垣、各所に残された縁のほか、歴史的建造物が残る。

④称名寺・朝夷奈区域

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一体のエリアで、中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域。古代・中世から近世にかけて都市鎌倉との結びつきが強く、その後の歴史を語る上で重要。



朝夷奈切通

(7) 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画として、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」及び「横浜市緑の基本計画」を統合し、平成18年（2006）に策定された。計画策定からおよそ10年が経つことを契機に、平成28年（2016）6月に計画内容を一部改定した。

横浜らしい魅力ある水・緑環境では、古民家などがある公園などでは地域の歴史文化を伝える活動が行われていること、市内に残る数少ない里山は土地所有者やさまざまな市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっていること、また、わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災からの復興で生まれた山下公園など、歴史とともに育まれてきた公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れていることを挙げている。また、多面的な機能では、水・緑環境には良好な景観を形成する景観形成機能や、地域の歴史や風土、文化を伝える環境教育機能を持っているとしている。

本計画で目指す水と緑の目標像「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」（令和7年（2025））では、都市の姿において、「開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています」としている。

多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境

都市の姿

○緑が市街地に引き込まれています

- ・緑の10大拠点では、まとまりのある緑が保全され、市街地では身近な公園など緑の拠点が増えています。
- ・森と丘と海をつなぐ水や緑の軸により、ネットワークが形成されています。
- ・緑が適切に管理され、市民生活の安全にも寄与しています。

○地域の中で農のある暮らしが息づいています

- ・魅力ある農景観が保全されています。
- ・地産地消が進み、市内産の農畜産物が食卓を賑わしています。
- ・農とふれあう場が充実しています。

○多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています

- ・生き物の生育・生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されています。

○健全な水循環が回復しています

- ・水源の緑、谷戸が保全されています。
- ・流域の貯留・涵養機能が回復しています。
- ・河川などの水量・水質が回復しています。
- ・海域の水質が回復しています。
- ・大雨への備えが進んでいます。

○都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています

- ・開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています。
- ・魅力ある水と緑の空間が創出され、賑わいが生まれています。

○風が都市に引き込まれています

- ・河川沿いに涼やかな風が流れています。
- ・ヒートアイランド現象が緩和されています。

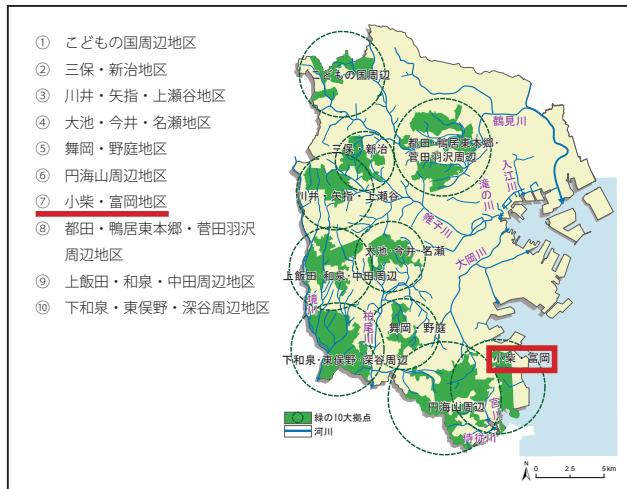
市民の姿

○水や緑との様々な関わりが深まっています

- ・多様な世代が水や緑と関わり、生活の楽しみを広げています。
- ・水や緑が市民により支えられ、育まれています。
- ・多様な交流が水や緑により生まれています。
- ・市民が水や緑と関わることで新たな文化が生まれています。

目標像

本計画第4章で定められる水・緑環境の保全と創造の推進計画では、3つの推進計画を定めている。このうち、推進計画「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」の「緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます」では、地域ごとの特性をいかしながら優先的に整備・保全する「緑の10大拠点」を位置付けている。特に⑦小柴・富岡地区では、「旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。」としている。

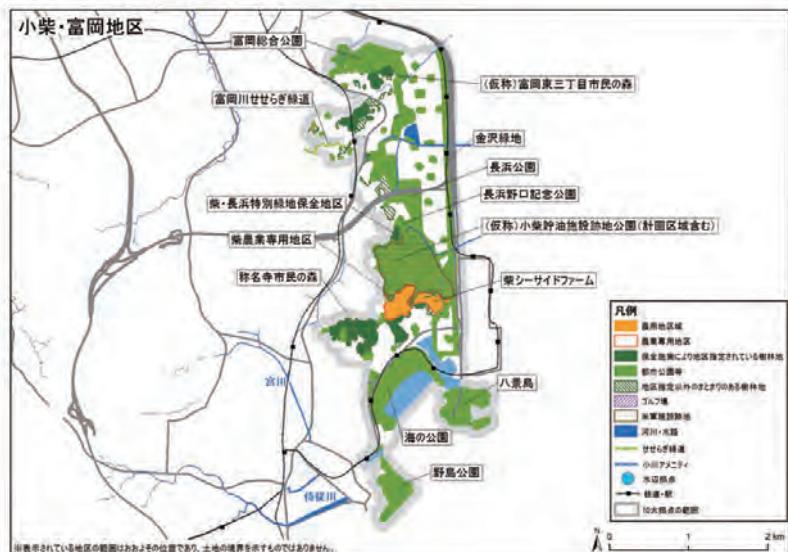


緑の10大拠点

⑦ 小柴・富岡地区 (約 600ha)

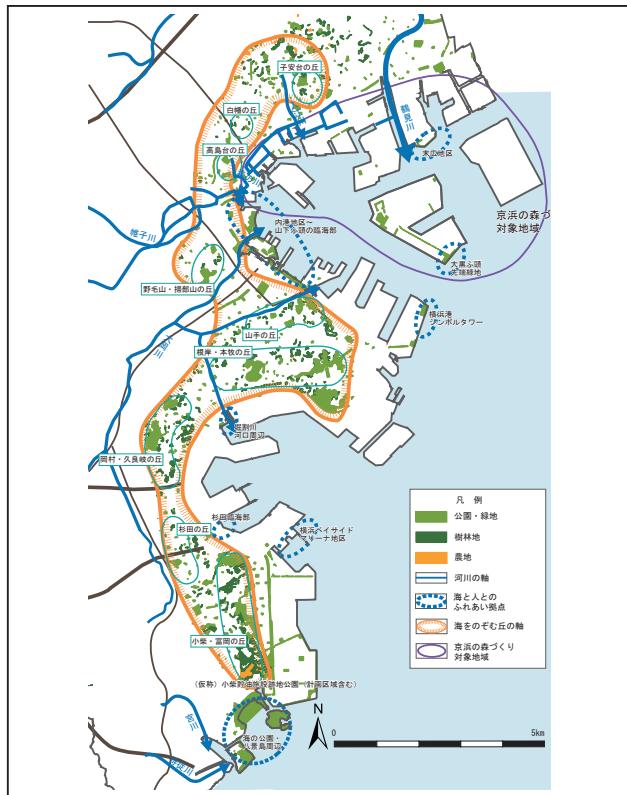
旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014 (平成 26) 年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。 ・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林の緑地などを保全・活用します。 ・柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。 ・富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。 ・(仮称) 小柴貯油施設跡公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 ・生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。 ・せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> <水路・水辺拠点等> <ul style="list-style-type: none"> ・せせらぎ緑道 (富岡川 1.2km) <樹林地等> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森 (称名寺 10.7ha、(仮称) 富岡東三丁目 1.4ha) ・特別緑地保全地区 (柴・長浜 1.3ha) <農地> <ul style="list-style-type: none"> ・農業専用地区 (柴 17.4ha) ・柴シーサイドファーム (2.5ha) ・柴シーサイド恵みの里 ・農用地区域 (10.1ha) <公園等> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 小柴貯油施設跡公園 (55.6ha : 計画区域含む) ・富岡総合公園 (21.9ha) ・長浜公園 (15.4ha) ・海の公園 (47.0ha) ・野島公園 (17.5ha) ・長浜野口記念公園 (1.1ha) ・金沢緑地 (15.2ha) ・港湾緑地 (八景島を除く) (6.3ha) ・八景島 (24.0ha)



小柴・富岡地区の取組方針とエリア図

また、推進計画「海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます」では、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の活動を楽しみ、海を身近に感じられる空間「海と人のふれあい拠点」を位置付けている。この取組方針において、「これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります」と定めている。



海をのぞむ丘の軸・海と人とのふれあい拠点

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014(平成26)年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> 市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。 横浜ベイサイドマリーナや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。 	<p>・未広地区</p> <p>・未広水際線プロムナード</p> <p>・大黒ふ頭先端緑地</p> <p>・大黒ふ頭先端緑地</p> <p>・大黒海づり施設</p> <p>・山下公園</p> <p>・臨港パーク</p> <p>・赤レンガパーク</p> <p>・日本丸メモリアルパーク</p> <p>・新港パーク</p> <p>・運河パーク</p> <p>・汽車道</p> <p>・大さん橋ふ頭緑地</p> <p>・象の鼻パーク</p> <p>・(仮称) 山内臨海緑地(計画)</p> <p>・(仮称) 山下ふ頭緑地(計画)</p> <p>・横浜港シンボルタワー</p> <p>・横浜港シンボルタワー</p> <p>・本牧海づり施設</p> <p>・(仮称) 沖割川河口周辺</p> <p>・磯子・海の見える公園</p> <p>・(仮称) 杉田臨海緑地(計画)</p> <p>・(仮称) 杉田臨海緑地(計画)</p> <p>・横浜ベイサイドマリーナ地区</p> <p>・横浜ベイサイドマリーナ</p> <p>・(仮称) 白帆緑地(計画)</p> <p>・海の公園</p> <p>・野島公園</p> <p>・八景島</p>

海と人とのふれあい拠点の取組方針

推進計画「水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます」では、「新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の西洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。」、「野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。」、「大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます」としている。



都心臨海部及び周辺の水・緑づくり対象エリア

推進計画「緑豊かな市街地を形成します」では、「地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。」としている。また、推進計画「水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます」では、「古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民やNPO、事業者などの協力による利活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。」としている。

推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」の分野ごとに推進施策を定めている。公園の整備・維持管理・経営では、「周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。」、「地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。」、「公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。」と定めている。特殊公園は「史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。」と定めている。

水辺の保全・創造・管理では、「学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。」と定めている。このうち主な施策「歴史的橋梁の保全」では、関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全するとしている。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

公園整備の主な施策

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。
	街角公園	遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。
	近隣公園	少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。
	地区公園	身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。
都市基幹公園	運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ~ 75ha を標準とする公園を配置します。
	総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ~ 30ha を標準とする公園を配置します。
広域公園		多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。
特殊公園		史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。
緩衝緑地		工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
都市林		生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。
広場公園		にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
都市緑地		都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。
緑道		市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。

公園種別

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。（健康みちづくり推進事業）
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的橋梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全（維持管理）と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全（維持管理）を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通したノウハウやアイディアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネートの強化を図ります。

水辺の保全・創造・管理の主な施策

(8) 横浜市観光・MICE 戦略

本市が目指す観光・MICEの方向性を示すため、2030年を見据えた戦略を令和5年（2023年）12月に策定した。

目指す姿である「市民と共に創り、世界から選ばれるアーバンリゾート」の実現に向けて、4つの戦略で構成している。4つの戦略のうち本計画と関連するものとして、戦略1「1 都心臨海部の魅力づくり」、戦略2「2 MICEの受入環境整備」、戦略4「2 SDGs達成に向けた取組の推進」が掲げられている。

戦略1

多様性あふれる魅力と感動のあるまちづくり

横浜は開放的なウォーターフロント、開港の歴史、文化芸術、まちに広がるイベントなど多様性あふれる魅力が凝縮しています。それらをつなぎ合わせて回遊につなげ、まち全体のにぎわいを創出します。また、地域独自のストーリーを有する資源を生かすなど、横浜ならではの体験価値を高めていくことで、リピーターを増やし、誰もが訪れるたびに新たな発見・感動のあるまちを目指します。



提供:横浜観光情報

1 都心臨海部の魅力づくり

都市部でありながら親水性が高く開放的なウォーターフロントを生かした花や緑があふれるアーバンリゾートとして、水上交通等回遊性を高める移動手段の充実、音楽・スポーツ・企業・研究機関などの集積を生かし、公共空間における規制の弾力的な運用などによる有効活用等を進め、にぎわいを都心臨海部全体に広げます。また、多様な資源の磨き上げとストーリー化による横浜ならではの体験価値向上や、子どもも大人も安心して楽しめ、まちとしての魅力向上を図ります。



（右上）提供:横浜観光情報

2 市内各所と連動した魅力づくり

郊外部の歴史や自然、動物園・水族館、大型スタジアム・アリーナ等、地域ならではの魅力を向上させ、また連動させ、市内回遊につなげます。さらに、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」によるにぎわいを市内各所に広げ、開催後も上瀬谷エリアに郊外部の新たな活性化拠点を形成し、魅力の向上を図ります。

3 広域連携の推進

近隣エリアと横浜の魅力をかけ合わせて体験価値を向上させ、エリア全体の回遊を促進し、横浜を拠点とした宿泊につなげます。また、訪日旅行のゲートウェイとして、インバウンドを対象としたマーケティングを行い、国内各地と横浜の魅力をかけ合わせたプロモーションを実施することで、相互の送客につなげます。

4 まちの魅力や価値を高め、発信する

DXの推進により、マーケティング強化や戦略的な誘客プロモーションの展開、市民とともに横浜ならではの魅力の発信を行い、横浜ファンを増やし、リピート率を高めます。また、誰もが快適かつ安心感をもって横浜を楽しむことができるよう、DXによる滞在環境の更なる向上を図ります。

(9) 第4期横浜市教育振興基本計画

令和5年(2023)2月に策定された「第4期横浜市教育振興基本計画」は、「横浜教育ビジョン2030」(平成30年(2018)策定)のアクションプランである。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

本計画では、「8の柱」とそれぞれの施策、主な取組等を示している。特に柱8「市民の豊かな学び」の施策では「横浜の歴史に関する学習の場の充実」を定め、施策の目標・方向性を「行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。」「児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。」と定めている。この主な取組に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」、「横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出」を定め、文化財の保存・活用と学習機会の充実を推進している。

柱	施策	主な取組
1 一人ひとりを 大切に した 学びの 推進	1 主体的・対話的で深い学びの実現	児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進
	2 情報教育の充実及び教育DXの推進	児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
	3 特別支援教育の推進	就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
	4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進	各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
2 ともに 未来を つくる 力の育成	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進
	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな体の育成	1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
	2 多様な主体とつながる教育の充実	地域等との連携・協働の推進
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	2 福祉・医療等との連携による支援の充実	福祉・医療等との連携強化
	3 家庭教育支援の推進	関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援
	1 教職員の採用・育成・働き方の一体化的改革	優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革
7 安全・安心でより良い教育環境	1 学校施設の計画的な建替え	学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
	2 安全・安心な施設環境の確保	学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
	3 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
8 市民の豊かな学び	1 生涯学習の推進	生涯学習の推進
	2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
	3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

計画体系

施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

■ 施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

■ 主な取組

1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化¹¹⁰に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するとともに、特に保存が困難な状況にある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三殿台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和42年に整備した「三殿台考古館」の老朽化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るため、再整備を検討します。また、25年以上リニューアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定・登録文化財件数	471 件（累計）※3	479 件（累計）
無形民俗文化財調査件数	1 件/年	5 件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人數	346,659 人/年	395,000 人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年

※3 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

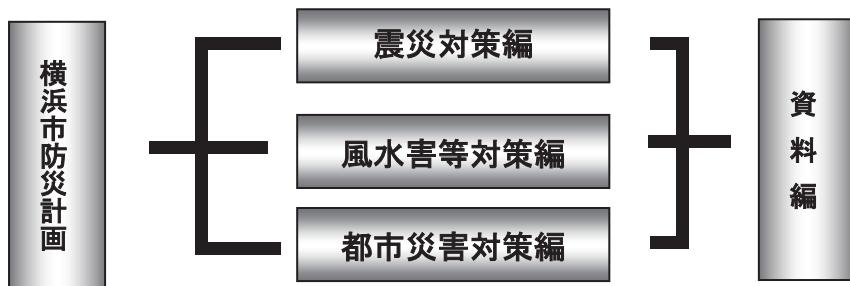
- 従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善につなげ、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学習する機会を創出します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146 人/年	7,350 人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2本/年	6本/年

(10) 横浜市防災計画

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



「横浜市防災計画『震災対策編』」の災害予防計画「地震に強い都市づくりの推進」では、「文化財等の防災対策」として、「防災訓練の実施」、「文化財の所在情報等の充実・整備」、「歴史的建造物等の防災対策」を定めている。

教育委員会事務局 都市整備局 消防局	<p>第10節 文化財等の防災対策</p> <p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p> <p>1 防災訓練の実施 文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p> <p>2 文化財の所在情報等の充実・整備 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p> <p>3 歴史的建造物等の防災対策 本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年4月1日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p>
--------------------------	--

文化財等の防災対策

3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2章において設定した理念・方針に基づき、横浜市の歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進する。

理念

旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまち

方針・施策

2章で設定した理念及び2つの方針、5つの施策に基づき、3章で整理した歴史的風致を踏まえ、横浜市の歴史的風致の維持向上に向けた取組を実施する。具体的な事業については7章で示すものとするが、各事業は5つの施策を実現する取組として整理した。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

歴史的風致を形成する歴史資産を継続的に把握するため、定期的な総合調査や、個々の歴史資産の詳細調査や価値づけなどを推進する。また、歴史資産の情報に気軽にアクセスできるよう、さまざまな団体や有識者と連携し、展示、解説や講義等を行うことにより、適切な情報共有を推進する。

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開やさまざまなコンテンツによる活用、景観形成や公園整備などの周辺環境整備、案内サイン等の整備により、歴史的風致を形成する歴史資産やそこで行われる営みや活動に実際に触れて体感できる機会を創出する。

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

歴史資産の対象を概ね築造後50年を経過したものとしているため、その対象は戦後の建造物に広がっている。横浜の戦後の歴史的風致を示す、モダニズム建築や防火帯建築などについて、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

施策① 保全・継承に向けた支援

歴史的風致を維持向上していくために、これまでの制度支援等を引き続き行うとともに、税制優遇措置や助成、民間活力の積極的な活用の検討、専門的な技術者を派遣する仕組みの検討など、適切な支援策の拡充を推進する。

施策② 歴史資産の活用を通じたまちづくり促進

歴史資産をそれぞれの状況に応じた活用を促進するために、さまざまな支援措置を講じる。その活用を通じて、地域のまちづくりに資する取組を推進する。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市整備局都市デザイン室と、歴史、まちづくり、景観、文化財等に関わる部局との連携を図りながら、市民や事業者と協働して取組む。なお、事業計画の進行管理や計画変更等については、法定の「横浜市歴史的風致維持向上協議会」において引き続き協議を行う。なお、必要に応じて、関係審議会等との連携・調整、報告等を行うものとする。

